

東京都廃棄物審議会

(第16回)

会議次第

日時 平成28年1月27日(水) 午前10時00分～12時00分

会場 都庁第二本庁舎 南側31階 特別会議室22

議事 (1) 廃棄物処理計画の改定について

(2) その他

<配付資料>

資料1 東京都廃棄物審議会委員名簿

資料2 「中間のまとめ」に対する意見募集の実施結果について

資料3 廃棄物処理計画の改定について(答申)案

東京都廃棄物審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

石塚幸右衛門	瑞穂町長
江尻京子	ごみ問題ジャーナリスト
金丸治子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
蟹江憲史	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
鬼沢良子	NPO 法人持続可能な社会を作る元気ネット事務局長
小林治彦	東京商工会議所理事産業政策第二部長
斉藤崇	杏林大学総合政策学部准教授
佐藤泉	弁護士
杉山涼子	常葉大学社会環境学部教授
高橋俊美	一般社団法人東京都産業廃棄物協会会長
辰巳菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
田中勝	公益財団法人廃棄物・3R 研究財団理事長
戸部昇	公益社団法人東京都リサイクル事業協会副理事長
並木克巳	東久留米市長
橋本征二	立命館大学理工学部教授
松野泰也	東京大学大学院工学系研究科准教授
宮脇健太郎	明星大学理工学部教授
安井至	独立行政法人製品評価技術基盤機構名誉顧問
山崎孝明	江東区長
米谷秀子	一般社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物部会長

東京都廃棄物審議会「中間のまとめ」に対する 意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1 募集期間 平成27年11月27日～12月25日

- 2 提出者数及び意見数 36人（個人13、法人・団体23） 122件

- 3 対応（案）
 - ①意見の趣旨は記載済・・・・・・・・・・・・・・・・ 7件
 - ②記載を変更・・・・・・・・・・・・・・・・ 39件
 - ③今後の施策検討の参考・・・・・・・・・・・・・・・・ 58件
 - ④その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 18件

通し番号	ご意見の要約	対応案
	〇枯渇性資源、自然環境への影響	
1	(1) 天然資源の消費に伴う、枯渇性資源の減少も問題であるため、「一方、天然資源の掘削、消費に伴い、世界的に、天然資源の減少に加え、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少に代表される環境影響が増大している。」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p3)
2	(2) 鉱石の品位低下に伴い、掘削体積の増加(=自然環境の改変規模の増加)も生じている。「金属資源の需要が増える一方、銅などの鉱石の品位低下に伴い、単当たり生産に伴うエネルギーや自然環境の改変規模が増加している。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p3)
	〇事業者の責任に関して	
3	(1) 製造者がゴミ発生が少なく、リサイクルしやすい製品や包装を含めてモデルチェンジする。ゼロウェイスト推進の欧米科学者の間では再生できない製品を生産者は作るべきでないとして強調しています。	② ご意見の趣旨を踏まえて循環型の製品・サービスの製造・供給に関する文言を追記します。(p8.9)
4	(2) 企業自体がゴミ問題にもっと真剣に向き合うことが必要。拡大生産者責任は元より、企業が廃棄する廃棄物や廃材への考え方も改めて行くべき所が多数有ると感じる。東京がそのリーダーシップを執って行くべき。	② ご意見の趣旨を踏まえて循環型の製品・サービスの製造・供給に関する文言を追記します。(p8.9)
5	(3) 昔は今のようなゴミの分別は必要なかったはず・・・豆腐はボールで受け取り、納豆は藁苞に包まれていた。現代の過剰包装がゴミを増やし、分別を面倒に複雑にしている現状をもっと真剣に考えて欲しい。拡大生産者責任をもっと真剣に考えていくべきである。	② ご意見の趣旨を踏まえて循環型の製品・サービスの製造・供給に関する文言を追記します。(p8.9)
6	(4) 汚染者負担の原則によって、実質的に環境悪化をもたらす工業製品の発生を抑制すべき。EPRは、OECDが提唱する廃棄物削減政策の1つ。日本では産業界の意向で政治的に骨抜きにされ、廃棄物を削減する道は閉ざされました。	④ ご意見として承ります。
	〇脱焼却に関して	
7	(1) 焼却設備の低減—世界的傾向。焼却灰から作るエコセメントや道路の材料として再利用することは将来解体破壊される際に有害物質が影響する危険性があり得策ではありません。4Rのゼロウェイスト型ゴミ処理の方が、処理コストが下がり、住民の雇用も生み出します。	④ ご意見として承ります。中間のまとめでは、最適な循環的利用・廃棄物処理システムにおける一つの方策として、エネルギー回収を位置付けています。また、エコセメントは安全なエコマテリアルであると考えています。
8	(2) 欧米などのゼロウェイスト推進都市(イタリアミラノ、ベネト州、カパーノリなど)やリサイクル・堆肥化・嫌気性発酵発電などの専門家などを紹介することは喜んで致します。専門家集団がミラノにおりますし、カリフォルニアにも専門家たちが多くいます。	④ ご意見として承ります。
9	(3) 燃やせばリセットされるような考え方は改め「燃やさない」ということが大切だという考え方を広めることが大切。焼却灰の粉塵による健康被害を受けている事等の実態把握をするべき。	④ ご意見として承ります。中間のまとめでは最適な循環的利用・廃棄物処理システムにおける一つの方策として、エネルギー回収を位置付けています。焼却施設の安全性は確保されていると考えています。
10	(4) 「ごみは燃やすもの」という日本の常識は、世界の非常識になっています。第12回自治体全国集会・第三分科会は、「ごみを作らない、燃やさない理め立てない」をめざしたゼロウェイスト宣言の制定を、全国の自治体に要望します。	④ ご意見として承ります。中間のまとめでは最適な循環的利用・廃棄物処理システムにおける一つの方策として、エネルギー回収を位置付けています。なお、海外とは廃棄物の定義等が異なるので単純には比較できません。
	〇静脈ビジネスとの連携	
11	(1) 産廃業者認定制度に関する国との役割分担。産廃処理業者が優良認定制度に期待しているのは、差別化が図られ、事業運営上有利になること。期待に応える状況にはない。認定を受けた後の具体的フォロー体制の整備が重要であることを明記願います。	② ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。(p29)
12	(2) 優良な再生処理業者に委託するインセンティブを与えるため、「特定再生処理業者」等として特別な許可又は認定を行い、こうした業者に委託する場合には大幅な規制緩和を行うよう、国に働きかけることが必要である。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
13	(3) 優良な再生処理業者に委託するインセンティブを与えるため、「特定再生処理業者」等として特別な許可又は認定を行い、こうした業者に委託する場合には大幅な規制緩和を行うよう、国に働きかけることが必要である。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
14	(4) 埼玉県産の廃材処理プラント、リサイクル製品製造会社社業の考え方を広めることは出来ないだろうか。	④ ご意見として承ります。
15	(5) 単なる情報漏洩対策は、廃棄物・資源循環行政の範囲外であるため、「廃情報機器や機密書類からの情報漏えいを防止しつつ、適正に処理するための取組状況についても周知すべきである。」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p30)
16	(6) 都が許可している収集運搬業者(産廃)数は約15,000。その為、過当競争が激しく、適正処分料金を下回る額で受託するケースが散見され、不適正処理されるとのうわさを聞く。優良性評価制度及び第三者評価制度を実効あるものとする方策を検討すべき。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
17	(7) 資源収集・中間処理業務委託等の競争入札は、地域の回収機構の衰退に拍車をかける。民間の資源回収機構を改めて社会的な不可欠なインフラと位置付けいただき、区市町村に対しまして競争入札の弊害をご認識いただけるような記述を求める。	④ ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。(p10)ただし、区市町村の契約に関する事項については、ご意見として承ります。
18	(8) 資源収集・中間処理業務委託等の競争入札は、地域の回収機構の衰退に拍車をかける。民間の資源回収機構を改めて社会的な不可欠なインフラと位置付けいただき、区市町村に対しまして競争入札の弊害をご認識いただけるような記述を求める。	④ ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。(p10)ただし、区市町村の契約に関する事項については、ご意見として承ります。
19	(9) 自治体による古紙売却に係る高値入札は、円滑に機能してきた古紙リサイクルシステムを破壊しかねない重要な問題という認識に立ち、高値入札に関する警鐘を鳴らす主旨の記載をされるよう求めます。	④ 区市町村の契約に関する事項については、ご意見として承ります。
	〇環境教育・広報普及に関して	
20	(1) ゴミの環境負荷やゴミ削減の必要性を住民に教育や宣伝活動を進めて、住民参加のゴミ削減運動。	③ 今後、普及啓発等を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
21	(2) 不測の事態に対応できるように平常時のごみ処理について啓蒙が必要だと感じる。	③ 今後、普及啓発等を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
22	(3) 食品ロスは、市区町村の広報での啓発と、学校での環境教育が有効である。	③ 今後、普及啓発等を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
23	(4) 海ごみの問題を環境教育で伝え、ポイ捨て禁止とリユース、リース、レンタル社会が製品の長寿命化を進め、ごみ社会を変えることを伝える。	③ 今後、環境教育との連携を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
24	(5) 先進的な企業、関係業界、都民、区市町村、九都県等との連携とありますが、それぞれに必要性、重要性を理解していただき、推し進めていただきたいと思ひます。特に、学校教育における環境教育に時間をいただきたいと思ひます。	① 中間まとめにご賛同の意見と解します。(意見の趣旨は記載済みです。)
	〇九都県市との連携	
25	(1) 九都県市で、処理業許可関係の届出書式や添付書類等の統一化をご検討頂き、更なる迅速な行政サービスの実現を目指して頂きたい。廃棄物該当性の判断基準についても統一見解を示して頂きたいです。	③ 今後、九都県市との連携を進めるにあたって参考にすべきと考えます。
26	(2) 9都県市で、許可可事務、マニフェスト対策状況を1本化して外部委託し、届出書式や添付書類の統一、許可有効期限の統一による迅速な行政サービスを実現すべきと考えます。	③ 今後、九都県市との連携を進めるにあたって参考にすべきと考えます。
27	(3) 東京都が中心となり、9都県市が共同して外部委託し、許可可業務・マニフェスト交付状況報告等を一本化し、届出書式や添付書類の統一、許可有効期間の統一による、迅速な行政サービスが実現できればよいと思ひます。	③ 今後、九都県市との連携を進めるにあたって参考にすべきと考えます。
28	(4) 九都県市で、①許可可業務の一元化、②多量排出事業者及びマニフェスト交付状況報告の統一化等、③排出事業者による現地確認に関して、電子マニフェストシステムを発展させた新たなシステムの構築、④自治体の指導等の統一を行っていただきたい。	③ 今後、九都県市との連携を進めるにあたって参考にすべきと考えます。

通し番号	ご意見の要約	対応案
	○目標に関して	
29	(1) 一般廃棄物の再生利用率や最終処分量の削減目標など、東京都全体の数値目標と併せて、23区、多摩地域、島しょ別も各目標を掲げてほしい。23区の最終処分量の減量目標を掲げて、再生利用率向上の施策をさらに推進する必要がある。	④ ご意見として承ります。一般廃棄物に関しては、区市町村が独自に目標を定めるものであるため、都がエリア別に目標を掲げるべきではないと考えます。なお、区部の最終処分量削減に関しては、区と連携して検討を進めていくべきものと考えます。
30	(2) 一般廃棄物の再生利用率の計画目標値が低い。環境基本計画では「できる限り高い目標を提示」するとしている割には、思い切った提案がなされていないことに失望。2030年で37%の目標は到底首肯できません。	④ ご意見として承ります。中間まとめは、現実的に達成可能な範囲で十分に高い目標を掲げています。
31	(3) 産業廃棄物の再生利用率の計画目標値が低すぎ。再生利用率が現在の水準のままということ、産廃の再生利用率を上げるための施策は全くないということでしょうか？大変疑問。最終処分量も同様。一廃に比べ施策は弛いのではないか。	④ ご意見として承ります。産業廃棄物の再生利用率も高い目標値を掲げています。含水率の高い汚泥を除けば再生利用率は84.5%に達しています。(第1章2(1)にその旨の記載を追記します。)
	○フードバンク活動に関して	
32	(1) 「フードバンク団体や食品を提供する企業と積極的に連携し、フードバンク活動の促進を図るべきである。」に大いに賛成である。	① 中間まとめにご賛同のご意見と理解します。(意見の趣旨は記載済です。)
33	(2) 食品の大量廃棄が問題となっている。一方で、子どもの貧困が問題となっている。都内でも直接支援団体も増えてきている。フードバンク活動との連携は必要性が増している。東京都でも、それらの活動が連携できるように支援してほしい。	② ご意見を踏まえて記載を変更します。フードバンク活動の意義が伝わるよう、p14第4章1(1)の表現を修正します。
34	(3) 対策にフードバンク活動の促進を含めて頂いている事は、食品廃棄ロス削減への寄与は当然ながら、その延長線上に生活困窮者、各種福祉施設などを援助できるという効果がある事も是非強調しておきたいです。是非具体的に進めて下さるようお願いいたします。	② ご意見を踏まえて記載を変更します。フードバンク活動の意義が伝わるよう、p14第4章1(1)の表現を修正します。
35	(4) 「子ども食堂」「誰でも食堂」を地域のNGO/NPOなどと協力して進め、地域内のファーストフード店・スーパー・コンビニ等と連携し、消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進する。	② ご意見を踏まえて記載を変更します。フードバンク活動の意義が伝わるよう、p14第4章1(1)の表現を修正します。
	○資源ロスに関して	
36	(1) チラシの配布は合法的な広告宣伝活動であるが、他の広告宣伝活動に触れずに、チラシ配布の抑制だけを例示するのは不適切。雑紙の回収促進に関する意識啓発等を強化すべきである。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p16第4章1(4)、p20第4章3(1))。
37	(2) 「資源ロスの削減」が主要課題として取りまとめられた事に賛同。「持続可能な資源利用」の実現には、「資源ロスの削減」が最優先課題。東京都が主導する中で、企業の新たな価値観に合わせた収益構造改革や都民のライフスタイルの転換が進む事を望む。	① 中間まとめにご賛同の意見と解します。(意見の趣旨は記載済です。)
	○レジ袋・容器包装削減に関して	
38	(1) 東京都の主導のもとに、東京都、都内の全区市町村、販売事業者団体、市民団体にレジ袋有料化の取り組みに関する協議会を設置し、協定を締結して、都内全域でのレジ袋有料化を実施するよう要望します。	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
39	(2) 東京都が率先して、オリンピックまでには都内全域でレジ袋の大幅削減に向け、使用規制してほしい。有料化していないスーパーやコンビニ、ドラッグストア、ホームセンターなどに、有料化、あるいは禁止、使用量制限など、有効な規制をかけるべき。	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
40	(3) 東京都の主導のもとに、都内の全区市町村、販売事業者団体、市民団体にレジ袋有料化の取り組みに関する協議会を設置し、協定を締結して、都内全域でのレジ袋有料化が実現できるような取組を推進してほしい。	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
41	(4) 東京都が率先して「レジ袋の削減の推進」を廃棄物処理計画の改定で打ちだそうとしていることは大歓迎です。東京都の主導で、全都の自治体・事業者と団体・市民の協力が大きく前進することは確実。本来の循環型社会への取組にも大きな弾みを得られる。	① 中間まとめにご賛同の意見と解します。(意見の趣旨は記載済です。)
42	(5) また、都内全域でのレジ袋有料化を実施してください。きれいな水や空気を次世代に残すために、みんなで頑張りましょう！	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
43	(6) レジ袋は廃止または有料化する。オリ・パラ開催までに実現する。ロゴ入り的大・中のマイバッグ(再生品・5色)を配布し、レジ袋は有料化、又は、廃止にする。(世界中の人に、環境先進国をアピールできる。)	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
44	(7) 東京都の主導のもとに、東京都、都内の全区市町村、販売事業者団体、市民団体にレジ袋有料化の取組に関する協議会を設立し、協定を終結して、レジ袋有料化を実施するよう要望します。この動きが私どもの大阪府にまで広がることを切望しています。	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
45	(8) 「レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直しを掲げていることは得たもの。具体的にマイバッグの利用、レジ袋の有料化ないし禁止、量り売り店舗の設置などの取組をすすめることで、プラスチックの安易な使用の抑制につなげていくことが必要。	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
46	(9) 食品のプラスチック包装やPETボトル飲料の削減。	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
	○リユースに関して	
47	(1) ファーストフード店でのリユース食器・容器、各種イベントでリユース食器を使用しやすいしくみ、自治体の会議等・学校給食の牛乳にリユースびん利用、マイボトル・マイカップの推進とおしゃれな冷水器の設置等、オリンピックのロゴ入りのマイボトル等の販売	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
48	(2) 使い捨てコップ、皿などのリユース化。使い捨て品課税など。給水器の各地へ設置普及とマイボトル推奨。	③ 今後、使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた施策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
49	(3) 5年前より0円マーケットを定期開催しています。この活動により、地域のゴミをかなり減らしていると思います。2月からは、0円ショップをオープンする予定です。ドイツでは行政が援助して成功している取り組みです。ぜひ東京でも、検討して欲しいです。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
50	(4) エコリサイクルセンターを各地に作る。(住民が家具、家電、衣料品、日用品、建築解体材など不要になった物品を持ち込み、修理や整理して、再利用したい人々に無料か有料で提供する。欧米のゼロウェイスト都市に普及してきている)リユースの推進。	④ ご意見として承ります。家具等のリサイクルセンターについては、既に区市町村が独自に実施している事業であり、各区市町村において独自に判断すべきと考えます。
51	(5) 短期間しか使用せず、繰り返し使用出来るような例えば子供用品、制服、スポーツ用具等の「お下がり使用」の考え方ももっと広められないだろうか。経済優先ではなく、昭和30年代位の「不便」暮らし方を見直す。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
52	(6) 赤ちゃんから幼児の衣類や絵本などの無料交換会を、各地域で定期的開催する。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
	○家庭ごみ全面有料化に関して	
53	(1) 家庭ごみ全面有料化に向けた議論を深めるべき。家庭ごみの有料化議論が進めば、直接、自分の問題として、ごみ問題に関心が広がり、ごみの発生抑制、リサイクル、分別意識の向上につながる。ごみ有料化の議論を進めてほしい。	① 中間まとめにご賛同の意見と解します。(意見の趣旨は記載済です。)
54	(2) カリフォルニアやイタリヤのゼロウェイスト都市の多くが再生不可能でゴミ処分場に送られるゴミには捨てる量により住民の負担が増えるPay as you throw という制度がある。これにより住民はできるだけ非再生ゴミの発生を減らす。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
55	(3) ごみを減量し、リサイクル率を上げるために検討されるべきは、家庭ごみの有料化です。東京都が23区も含め、家庭ごみの有料化を義務化すればリサイクル率が上がることは間違いありません。	④ ご意見として承ります。家庭ごみの有料化は区市町村事務であり、法律上、都道府県条例で定めることはできません。

通し番号	ご意見の要約	対応案
	○再生資材等の利用促進に関して	
56	(1) 再生資材等の利用が進まない理由の一つに、元が「産業廃棄物」であるということが、いつまでもついでまわることがあると思います。「廃棄物」としての扱いを終了(卒業)させることを、再生資材等に広く適用できるようご検討ください。	③ 今後、再生資材等の利用促進の検討にあたって参考にすべきと考えます。
57	(2) ・品質管理された再生砕石、再生骨材の利用義務付けおよび表彰等のインセンティブ制度、・再生砕石を盛土材等へ用途拡大、・大規模災害に備え、港湾施設周辺に再生砕石のストックヤードおよび流通ルートの確保 をお願いしたい。	③ 今後、再生資材等の利用促進の検討にあたって参考にすべきと考えます。
58	(3) ・建設泥土改良土が廃棄物を卒業できるよう管理基準を設定、・公共工事において受入量の数値目標、・民間工事への使用推奨、・利用のノルマ設定、インセンティブ制度等、・工事着手時の指定量、工事完了時の実際の利用量を指標化。	③ 今後、再生資材等の利用促進の検討にあたって参考にすべきと考えます。
	○容器包装・廃プラスチックリサイクルに関して	
59	(1) プラスチック製容器包装の資源化は23区の全ての区で実施すべきである。容器包装リサイクル法にさまざまな問題があることもわかるが、23区の全ての区で容器包装プラスチック類の資源化を実施できるように、東京都も可能な限りの助言や支援をしてほしい。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
60	(2) マテリアルリサイクルを推進するも処理に追いつかないプラスチックごみは熱分解で重油・ガソリンなどの燃料化の検討。化石燃料使用減、他国にリサイクルを押しつけずに地場でChemical recycleして燃料化して使用する。	④ ご意見として承ります。
61	(3) ビン、缶、ペットリサイクルの課題。韓国で実施中の買取制度、買取価格の一元的調整、産廃品目指定解除、国主導による事業者間連携による収集運搬効率化、積替え保管許可の規制緩和措置、積替え保管場所の確保、中間処理業者選別機導入費用補助。	④ ご意見として承ります。
62	(4) 廃プラスチックに関する産廃品目定義の明確化、ダイオキシン発生要因と発生抑制方法の周知・理解、マテリアルリサイクル実施業者への補助金、買取制度策、製紙会社のRPF受入基準緩和、積替え保管許可の規制緩和措置、積替え保管場所の確保	④ ご意見として承ります。
	○食品リサイクルに関して	
63	(1) 21世紀に入り、世界では多くの国々や大都市がゼロ・ウェイストを目指す様々な取組を展開している。総量の40%を占める生ごみを燃やすのではなく堆肥化し、生ごみを環境汚染物質から資源(肥料)に転化させる。ここから脱焼却への道が開けます。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
64	(2) 生ごみの堆肥化と嫌気性発酵発電の推進により一般ゴミの3割近くを削減。マンション・アパート地区などに生ごみ処理機を導入して、各地で生ごみ処理、地域の住宅、街路樹、公園、屋上庭園や屋上農園などに提供等。農地の土壌改善等につなげる。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
65	(3) ミラノ(4百万都市、全市分別回収と生ごみ堆肥化とメタン発酵発電)、イタリアベネト州リサイクル率80%、サンフランシスコ84%、カリフォルニア州50%達成、ドイツ全国のゴミ再生率62%、豪州やニュージーランドもゼロウェイストとリサイクル先進です。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
66	(4) 事業系の「厨芥(生ごみ)」もリサイクルルートは整備されていない。現状の城南島エコタウンだけでは十分とはいえない。都内で発生するごみは、可能な限り都内で再資源化ということ念頭に置いて再資源化プラントの推進議論も深めてほしい。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
67	(5) どうしても出してしまう生ごみは、各自でのコンポスト等を進めると共に、できない人は、回収して下水処理場に集め、下水汚泥と共にバイオガスを作成する。バイオマス発電も可能である。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
68	(6) 食品リサイクルの課題。新規一廃処分業(生ごみ)許可緩和措置、一廃処分業(生ごみ)許可取得業者への処理施設誘致策、補助金制度拡充、一廃処分業(生ごみ)許可取得業者への販路融通策検討、積替え保管許可の規制緩和措置等	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
69	(7) 一般の再生利用率を引き上げるために、生ごみの資源化を検討すべき。「食品ロス削減の促進」と同時に大胆な生ごみの資源化策を提示し、市民の協力を求めていくことが必要。生ごみの分別収集→資源化に向けて思い切った施策を講じていただきたい。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このような意見があったことを参考とすべきと考えます。
	○紙のリサイクルに関して	
70	(1) 再生資源業界を「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」のためのパートナーと明確に位置付け、その具体化のための定期的な協議の場を設定することを打ち出していただくよう要望します。	② ご意見を踏まえて、記述を一部修正します。(p10)
71	(2) 紙類の資源化先は整備されているが、排出先からのリサイクルルートが整っていない。少量排出者なども出しやすい仕組みづくりが必要。事業系の古紙をRPF材料とするのは、紙として再生利用できない汚れた古紙などに限定すべきである。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、区市町村と連携して事業系廃棄物のリサイクルのルールづくりの検討を進めるに当たって、このようなご意見があったことを参考にすべきと考えます。
72	(3) 再生可能な紙類リサイクルの課題。国主導の分別容器(箱)提供検討、分別ボランティア要員確保、一般消費者への周知徹底、国主導による事業者間連携による収集運搬効率化検討、中間処理業者選別機導入費用補助	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としてもこのようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
73	(4) 紙ごみ 関東圏に再生紙工場が少ない場合は、工場誘致をしてゴミマイリッジを減らし地産地消に努める。再生紙消費を推進。	④ ご意見として承ります。
	○焼却灰のリサイクル	
74	(1) 「多摩地域においては、東京たま広域資源循環組合が25市1町の焼却灰の全量をエコセメント化することで埋立処分は不燃ごみだけになり、二ツ塚処分場の大幅な延命化を実現している」ことを明記すべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p6)
75	(2) 西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、以下のように修正すべき。「また、多摩地域においては、エコセメント化や熔融スラグ化を行っている。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p5, p6)
76	(3) 西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、以下のように修正すべき。「また、多摩地域においては、エコセメント化や熔融スラグ化を行っている。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p5, p6)
77	(4) 再生砕石・再生骨材コンクリートと建設泥土改良土だけが、エコマテリアルの具体的な品目として大きく取り上げられているが、エコセメント等を、重点的に普及促進を図る東京産のエコマテリアルとして、具体的に取り上げられるべきと考えます。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p18)
78	(5) 焼却灰はセメント資源化(エコセメント資源化)において、材料ではなく原料として再利用されているため、「セメント材料」⇒「セメント原料」と表記すべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p21)
79	(6) 西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、「多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料としてリサイクルするエコセメント化や、土木資材等として再生利用する熔融スラグ化を行っており、」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p21)
80	(7) 西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、「多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料としてリサイクルするエコセメント化や、土木資材等として再生利用する熔融スラグ化を行っており、」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p21)
81	(8) 原文では誤解を与えるため、「エコセメントを使用したコンクリート製品等の更なる利用促進に向け、都が発注する工事においてはエコセメントを使用したコンクリート製品が原則使用となっていることを含め、広域的なPRなどの支援を行っていくべき」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p21)
82	(9) 原文では誤解を与えるため、「エコセメントを使用したコンクリート製品等の更なる利用促進に向け、都が発注する工事においてはエコセメントを使用したコンクリート製品が原則使用となっていることを含め、広域的なPRなどの支援を行っていくべき」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p21)

通し番号	ご意見の要約	対応案
83	(10) エコセメントは、主にエコセメントを100%使用したコンクリート製品(エコセメント製品)にすることで、エコマテリアルとして活用されリサイクルの安定化が図られています。「都は、エコセメントのコンクリート製品等への利用促進等」と表記するのが適切。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p21)
84	(11) 用語の解説について、たまエコセメント化施設の事業主体は東京たま広域資源循環組合であり、エコセメントは民間事業ではなく、公益事業の一環で製造されるエコマテリアルである。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p44)
85	(12) 用語の解説について、エコセメント化施設は東京たま広域資源循環組合で所有し、民間に運転・管理を委託している施設であるため、修正すべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p44)
86	(13) 用語の解説について、エコセメント化施設は東京たま広域資源循環組合で所有し、民間に運転・管理を委託している施設であるため、修正すべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p44)
87	(14) 用語の解説において、焼却灰のセメント原料化を、エコセメントと明確に区別するため、「セメント」⇒「普通ポルトランドセメント」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p47)
○循環的利用・廃棄物処理システムの最適化・規制合理化に関して		
88	(1) 清掃工場の削減も視野に入れた体制づくりを進める必要がある、或いは、ごみカローリーの全面活用によるごみ発電推進を打ち出すべき。区市町村が考慮すべき大枠(指針)を示すことが重要。清掃工場の削減は低炭素社会の実現を目指す都の方針にも合致する。	③ 一般廃棄物の処理に関しては、各区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
89	(2) 効果的な収集運搬によりCO2削減策を検討すべき。東京港にはリサイクルボートの指定バースが限られているが、船舶輸送を推進する必要がある。静脈物流コスト削減のための助成金拡大や低コストな船舶輸送の物流ルートの構築が求められる。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
90	(3) 現代にあつては、家庭からさまざまな廃棄物が発生する。一般廃棄物と産業廃棄物という区別は、時代にあわないのではないのでしょうか? 品目ないしは処理方法で区分し、その廃棄物を処理することが可能な事業者が適正に処理すべきと考えます。	③ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分は法で定められたものですが、今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
91	(4) 一廃と産廃の扱いについて。産廃マニフェストの業態別(特に少量多頻度回収向け)運用方法検討、産廃処理施設の拡充が可能であれば一廃は家庭ごみのみとし事業系一廃は廃止、それが不可であれば産廃定義を一般小売業には適用しない等	③ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分は法で定められたものですが、今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
92	(5) 近年一部の行政では、資源収集に際して雑誌と段ボールの混合収集に切り替える等の動きがあるが、行政のリサイクル施策実施にあたっては、コスト削減に重きを置いた収集効率よりも資源の質確保の観点で優先されるべきである主旨の記述を求めます。	③ 一般廃棄物の処理に関しては、各区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
93	(6) 近年一部の行政では、資源収集に際して雑誌と段ボールの混合収集に切り替える等の動きがあるが、行政のリサイクル施策実施にあたっては、コスト削減に重きを置いた収集効率よりも資源の質確保の観点で優先されるべきである主旨の記述を求めます。	③ 一般廃棄物の処理に関しては、各区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
94	(7) 現行法の枠組みで許される特例措置については、引き続き積極的にご検討頂くとともに、その運用についても柔軟な対応を期待したい。コストや環境負荷とのトレードオフの範囲で、「ソーティングセンター」の活用等についてもご検討頂きたいです。	③ 一般廃棄物に関しては区市町村が判断すべきですが、都としても「循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組」に係る施策の検討にあたり、参考にすべきと考えます。
95	(8) 分別リサイクルの簡素化。紙・リサイクル混合(プラスチック、金属、アルミなど)・ガラス・生ごみ・非再生ゴミ程度の分別にして、混合再生ゴミの機械分別化するのが環境先進国とリサイクル先進都市の主流です。	③ 一般廃棄物の処理に関しては、各区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
96	(9) 循環的利用・廃棄物処理システムにおけるコスト削減とエネルギー使用量の抑制には少量排出への対応が欠かせない。一廃許可車両、産廃許可車両のそれぞれに少量ならば産廃や一廃にあたるものの積み合わせを認めるケースがあってもいいのではないかと。	③ 一般廃棄物に関しては区市町村が判断すべきですが、都としても「循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組」に係る施策の検討にあたり、参考にすべきと考えます。
○有害廃棄物の適正処理に関して		
97	(1) 原文では、誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。「また、施設の適切な運転管理等により、焼却施設からの水銀の排出を可能な限り減少させることが重要である。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p24)
98	(2) 原文では、誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。「また、施設の適切な運転管理等により、焼却施設からの水銀の排出を可能な限り減少させることが重要である。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p24)
99	(3) 誤解を与える表現となっているため、「区市町村に対し、家庭から排出される蛍光灯等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を促していくことで、水銀の環境中への拡散を可能な限り抑制するべきである。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p24)
100	(4) 誤解を与える表現となっているため、「区市町村に対し、家庭から排出される蛍光灯等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を促していくことで、水銀の環境中への拡散を可能な限り抑制するべきである。」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p24)
101	(5) 文意を明確にするため、「期限内に処理を完了させるため、都内のPCB含有機器の使用・保管の実態について調査を行い、都への届出や処理を行うまでの適正保管、期限内の処理の指導を徹底すべきである。」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p24)
102	(6) 文意を明確にするため、「また、解体工事等における紛失や不適正処理を防止するため、使用・保管事業者、発注者や元請事業者等への普及啓発などにより、それぞれの責任を明確に自覚させるべきである。」とすべき。	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p24)
103	(7) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。「建物解体時に発生する廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の保管、収集運搬及び処分過程で、石綿が空気中に飛散しないよう適正な管理が必要である。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p25)
104	(8) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。「有害・危険物等の処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、不適正な処理がなされた場合、人の生活環境や環境への影響は大きい。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p25)
105	(9) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。「家庭や中小事業所で処理が困難なため保管されている廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していくべきである。」	② ご意見を踏まえて記載を修正します。(p25)
106	(10) 水銀含有廃棄物は埋立不適物とすべきである。また、23区が、蛍光灯や電池等水銀含有廃棄物を「不燃ごみ」としている分別区分は、「危険ごみ」や「有害ごみ」として、水銀含有廃棄物が有害であるということ意識付けできるような回収区分とすべきである。	③ 今後、水銀含有廃棄物対策を検討するにあたって参考にすべきと考えます。
107	(11) 高濃度PCB処理施設については、現在の処理施設数と能力において期日までに処理が間に合うのか不安。処理待ちしているものについても保管管理の負担が大きい。早く処理をこなせるよう、施設の処理能力向上に向けた、より具体的な施策をお願いしたい。	③ 今後、PCB廃棄物対策を進めるにあたって参考にすべきと考えます。
108	(12) PCB廃棄物の未処理分の処理促進、使用中PCB機器の処理終了・処理促進、見届け分の掘り起こし調査、不適正排出の撲滅、中小事業者等への支援など、都内のPCB廃棄物を処理期限内までに完了させるべくあらゆる努力をしてほしい。	③ 今後、PCB廃棄物対策を進めるにあたって参考にすべきと考えます。
109	(13) 家庭系廃棄物に混在する処理困難物・有害廃棄物の適正処理を都として方針を示し都内全域で分別処理を進めるように23区市町村に働きかける必要がある。	③ 一般廃棄物の処理については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。

通し番号	ご意見の要約	対応案
110	(14)「適正処理困難物・危険物」について、各家庭や事業所で困っている状況を踏まえた現実的な検討なされていることに賛同します。	① 中間まとめにご賛同の意見と解します。(意見の趣旨は記載済み)
111	(15) 区は、家庭でどんな危険物が排出されるのか、または現在保管されているのか洗い出し、具体的な分別ガイドを作成する。各家庭で分別したものを区が収集し、業者に処理委託する 又は、これまで通りの回収場所から業者がルート回収する などを要望します。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
112	(16) 産業廃棄物中間処理業として化学系産業廃棄物を取り扱っているが、一般家庭、小規模事業者より「適正処理困難物・危険物」に該当する廃棄物処理の相談を受ける。これらの廃棄物の処理の道筋を明確にし、分別と適正処理の環境が整備される事を望む。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
113	(17) ①リフォームをした時の壁を塗った材料②スズメバチの巣を撤去する時に区からもらった殺虫剤、③スプレーのノズルが壊れてしまっていて使い切れないスプレー缶などを安全に捨てるために、区や都で他の資源ごみなどと同じように回収していただけたらとも助かります。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
114	(18) 生活用ケミカル品は数多く市場に出回っているが、使わなくなった時には家庭内にそれらが長期にわたり保管されることになり、生活環境のリスクとなる。不要になった際の安全に処理する仕組みや、リスク軽減処置についてご一考いただければと存じます。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
115	(19) 東京都が主導する広域的な調整機能が必要。「有害・危険物等の処理が困難な廃棄物」が、平常時の生活環境にあたる影響が大きい中間のまとめの通りです。有害・危険な廃棄物が処理され、災害時に二次災害のリスクが軽減される事を望みます。	③ 一般廃棄物については区市町村が主体的に判断すべきですが、都としても、このようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
116	(20) 若干とはいえ、23区の清掃工場でも排ガスからアスベストが検出されている。家庭系危険ごみ等の適正処理、本当にその通りだと思う。	① 中間まとめにご賛同の意見と解します。(意見の趣旨は記載済み)
	○超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討に関して	
117	(1) 新しい試みとして、より廃棄物処理量を減量する仕組みや方法、そしてビジネスまで含めた使用済み紙おむつのリサイクルを考えており、今後の廃棄物計画の検討内容として加えて頂ければ、計画の中の廃棄物減量計画に少しでも貢献出来ると考えます。	③ 今後の都の施策検討の参考にすべきと考えます。
118	(2) 高齢な排出者に負担の少ない処理方法の検討を具体化していただき、くれぐれも違法処理ルートへは流れないように徹底していただきたいと思ひます。違法な不用品回収業者対策について、排出者が正しいリサイクルとは何か、違法業者とは何かを知り、正しい知識を身に付けていただくよう、各自治体は積極的に広報活動等をしていただきたいと思ひます。	② ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。(p28)
	○古紙持ち去りに関して	
119	(1) 持ち去り古紙は、すべて輸出されているのが実情です。区市町村の取組を支援するだけでは根本的な持ち去り対策としては不十分です。もう一歩踏み込み、国等関係機関の対応を求める必要がある旨記載されるよう強く要望します。	③ 今後の施策の具体的検討に当たってこのようなご意見があったことを参考とすべきと考えます。
	○災害廃棄物に関して	
120	(1) 災害廃棄物の広域処理体制の構築に関し、都は、都内各処理施設を活用した相互支援体制の実現に向けた調整に、積極的な役割を果たすことを明記すべき。	② ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。(p31)
121	(2) 災害廃棄物の広域処理体制の構築に関し、都は、都内各処理施設を活用した相互支援体制の実現に向けた調整に、積極的な役割を果たすことを明記すべき。	② ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。(p31)
122	(3) 災害廃棄物対策も区市町村にとっては極めて困難な課題と思われまふ。…何がしかの形で、東京都が主導する広域的な調整機能が必要。首都東京の災害時の早期復旧には、相互の広域支援体制が必要と思われまふ。区市町村連携が支障なく進むよう、東京都の調整機能が必要ではないでしょうか。	② ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。(p31)

東京都廃棄物処理計画の改定について（答申）

（案）

2016（平成28）年1月

東京都廃棄物審議会

(目次)

諮問の趣旨	1
廃棄物処理計画の位置づけ	2
第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題	
1 資源利用の現状と課題	3
2 廃棄物処理の現状と課題	4
3 今後の東京が直面する課題	6
第2章 計画の基本的考え方	
1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿	8
2 多様な主体との連携	10
第3章 計画目標と指標	12
第4章 主要な施策	
1 資源ロスの削減	14
2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進	16
3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）	20
4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上	23
5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展	29
6 災害廃棄物対策	30
附属資料	
1 現行計画の目標達成状況	32
2 これまでの主な取組	34
3 廃棄物処理の現状	38
4 国連 持続可能な開発目標	42
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	43
6 用語の解説	44
7 委員名簿	50
8 審議経過	51

当審議会は 2015（平成 27）年 6 月、都知事から東京都廃棄物処理計画の改定について諮問を受けた。

諮問の趣旨を次に示す。

（諮問の趣旨）

現行の東京都廃棄物処理計画の計画期間は 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までであるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）の規定に基づき、計画の改定について諮問する。

（検討いただきたい事項）

次の 1 及び 2 について、おおむね 2030（平成 42）年頃を想定した長期的なビジョン及び 2020（平成 32）年度までの具体的な計画の 2 つの視点でご検討いただきたい。

- 1 「持続可能な資源利用」のあるべき姿と施策の方向性
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 5 条の 5 第 2 項が定める事項

当審議会への諮問と合わせて、都では NGO/NPO の提言を聴くシンポジウムを開催するとともに、計画策定の議論の参考とするため、持続可能な資源利用に関する都民からの意見をウェブサイトで公募した。また、本審議会における「中間のまとめ」について、パブリックコメントを求めたところ、多数の意見が寄せられた。

本審議会は、これらの意見も踏まえつつ審議を進め、以下のとおり答申を取りまとめることとした。

都は、この答申や都民等から寄せられた意見を広く公表するとともに、関係者間の認識共有に努めながら東京都廃棄物処理計画を改定すべきである。

計画の改定に当たっては、都として、残された課題及び新たに生じた課題を整理し、その解決に向け、対策を講じる必要がある。

そこで、本答申では、まず第 1 章で、現状から見えてくる課題を抽出し、第 2 章において、これらの課題を克服するために必要な基本的考え方を整理した。

また、課題を克服する際に、何を到達点とすべきかを明確にするため、定量的又は定性的な目標の設定を第 3 章に示した。

さらに、この目標を達成するために必要な具体策を体系的に整理したのが第 4 章である。

東京都廃棄物処理計画の位置付け

本計画は次のような性格を持つものとする。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第5条の5の規定に基づき策定する計画である。
- 東京都廃棄物処理計画は、東京都環境基本計画に掲げる個別分野の計画であり、主要な施策を示すものである。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針』（2015（平成 27）年 3 月）を具体化するものである。

計画の期間

2016（平成 28）年度から 2020（平成 32）年度までの 5 年間とすべきである。また、2050（平成 62）年を見据えた 2030（平成 42）年のビジョンを示すべきである。

第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題

1 資源利用の現状と課題

(1) 資源制約と環境制約

今後、新興国等の経済成長により、世界全体の資源消費量は、更に増加の見込みであり、仮に発展途上国が現在の先進国（OECD 諸国）並みに資源を消費するようになると、2050（平成 62）年時点での世界の資源消費量は倍増すると推計されている。そのため、次のような影響が生じることが予想されている。

ア 資源価格の不安定化等

2000（平成 12）年代初頭までは比較的安定していた資源価格は、2004（平成 16）年頃から大きく上昇し、その後乱高下するようになった。また、貴金属やレアメタルなどの産出国に限られる資源については、産出国での政情不安や当該資源の輸出制限などにより価格が変動し、これまでも国内の製造業が少なからぬ影響を受けている。

食料資源については、人口爆発により食料消費が増加する一方、耕作地の限界、気候変動の影響、水産資源の減少等により、今後、食料需給がひっ迫するおそれがある。

イ 環境影響の増大

天然資源の掘削、消費に伴い、世界的に、天然資源の減少に加え、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少に代表される環境影響が増大している。

東南アジア等では、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産に伴う大規模な土地の改変により、森林減少や生態系の損失が進行しているが、我が国は多くの木材や木材製品、農産物をこれらの地域から輸入している。

また、金属資源の需要が増える一方、銅などの鉱石の品位低下に伴い、単位当たりの生産に伴うエネルギーや自然環境の改変規模が増加している。また、食料生産に伴う水・エネルギーの大量消費など様々な環境への影響を与え続けている。

(2) 持続可能な資源利用に向けた世界の動向

現在、世界では、サプライ・チェーンを含めた持続可能な資源利用に向けた様々な取組が注目されてきている。

ア G7エルマウサミット等

2015（平成 27）年6月、ドイツのエルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言において、「責任あるサプライ・チェーン」、「資源効率性のためのアライアンス」などが主要項目として盛り込まれた。G7諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件及び環境保護を促進する重要な役割があること、また、経済成長と雇用だけでなく環境保護のためにも資源効率性が極めて重要であることが述べられている。

同年9月には国連総会でミレニアム開発目標に代わる2030（平成 32）年ま

での新たな目標として、「持続可能な開発目標」が採択され、その目標 12 として、「持続可能な消費・生産」が掲げられた。そこでは、天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用、食品ロス・食品廃棄物の削減、持続可能な公共調達などの項目について先進国が率先して取り組むことがうたわれている。

イ サプライチェーンでの取組

一方、先進企業等を中心に、製品を製造する段階だけでなく、資源の採取等の資源利用の流れの上流段階から、製品の運搬、消費、再生利用、廃棄物処理までの包括的な対策（資源利用の流れをライフサイクルやサプライ・チェーンで捉える対策）を進め、資源の利用効率を高める取組が進められている。

2010（平成 22）年に発行された社会的責任に関する包括的な規格である ISO26000 は、重視すべき 7 つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）と 7 つの中核主題（ガバナンス、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画）を掲げている。また、持続可能な調達活動に関する手引きとして ISO20400 が早ければ 2016（平成 28）年中に発行される見込みである。

さらに、近年、自然環境を国民の生活や企業の経済基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されており、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本に対する、サプライ・チェーンを通じた影響を回避していく取組も開始され始めている。

（3）東京の資源利用

東京は、他地域から供給される資源を多量に消費している。また、企業の本社機能の多くが集積しており、東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。

2012（平成 24）年時点で、我が国は年間約 13.6 億トンの天然資源を消費しているが、その 6 割を輸入に依存している。一方で、一度使用した資源の再生利用（循環的利用）量は 2.4 億トンであり、年間に投入される天然資源の約 2 割に留まっている。東京の人口は全国の約 10%であるが、2012（平成 24）年の都内総支出は国内総支出の 19.4%を占める大消費地である。

都内の産業構造を見ると、卸売業、小売業、飲食サービス業の割合が多く、卸売業・小売業の年間商品販売額は全国の約 3 割を占めている。一方、都内にはメーカー等の工場が少なく、都内で利用される製品等の多くは都外で製造されている。

また、日本経済の中心である東京には、企業の本社機能の約 5 割が集積している。

2 廃棄物処理の現状と課題

（1）3Rの現状と課題

2012（平成 24）年度の一般廃棄物の総排出量は、458 万トンである。区市町村の家庭ごみ全面有料化、資源回収等の取組により、一般廃棄物の排出量は 2000（平成 12）年度（548 万トン）比約 16%減となっている。また、1 人 1 日当たり

のごみ排出量は、957g/人・日で、ペーパーレス化の進展等により、2000（平成12）年度（1,207g/人・日）比約21%減となっている。

ア 一般廃棄物の状況

容器包装の軽量化等メーカー側の取組やレジ袋を自主的に有料化する店舗等の取組が一部で実施されているが、容器包装のリデュースは取組に可能性を残している。また、区市町村は、2000（平成12）年度に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、容器包装の分別回収に努めている。

また、2013（平成25）年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、都内の多くの区市町村で小型家電の回収を実施している。そのほか、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく食品廃棄物のリサイクル等、排出事業者を中心とする法令に基づくリサイクルの取組が進められている。

さらに、焼却残さの処理方法として、以前は埋め立てていた焼却灰の再生利用を推進している。区部においてはセメント原料化等に取り組んでいる。また、多摩地域においては、エコセメント化や溶融スラグ化を行っている。

一方、特に中小規模事業所から排出される一般廃棄物は、一回の排出量が少ない、保管場所が狭小といった理由などから分別が十分に行われず資源化が進んでいない。大規模事業所からの廃棄物についても、新聞や雑誌、段ボールなど既に回収ルートがあるもの以外の紙類や廃プラスチック類について、統一したルールがなく、まだ資源化できる余地が残されている。

イ 産業廃棄物の状況

2012（平成24）年度の産業廃棄物の排出量は2,357万トンであり、2000（平成12）年度比約6%減。上下水道業を除く排出量（979万トン）で見ると、建設廃棄物が817万トンで83.5%を占めている。また、建設廃棄物のうちでは、汚泥が244万トン（建設廃棄物の29.8%）、がれき類が477万トン（同58.3%）となっており、この2種類で建設廃棄物の88.1%である。再生利用量は719万トンで再生利用率は30.5%である。ただし、含水率の高い汚泥を除くと、再生利用率は84.5%に達している。

産業廃棄物の排出量2,357万トンのうち2,325万トンは中間処理されるが、都内での中間処理量は1,700万トン（中間処理量全体の73.1%）であり、その他は他県で処理（広域処理）されている。また、上下水道業を除いた中間処理量957万トンについて見ると、都内で中間処理されている量は332万トン（上下水道業を除く中間処理量の34.7%）となっている。

また、都内では、1970年代前後にしゅん工した建築物の建替え、1990年代にしゅん工した建築物の改修、及び都市インフラの更新時期が到来しており、建設廃棄物が引き続き多量に発生することが想定される。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、競技施設や選手村などの建設が予定されているほか、リニア中央新幹線の新設や地下鉄の延伸なども計画されている。このことから、特に建設泥土、掘削土等の発生量が増大することが想定される。

(2) 廃棄物の最終処分等の現状と課題

2012(平成 24)年度の一般廃棄物の最終処分量は約 36 万トンで 2000(平成 12)年度の 99 万トンと比べて、約 64%減である。また、産業廃棄物の最終処分量は 88 万トンで 2000(平成 12)年度の 232 万トンの約 62%減である。現在、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量は、ともにほぼ横ばいで推移している。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における事故の影響により最終処分量が増えた上下水道汚泥等の品目について、依然として震災前と比べてリサイクルが進んでいないものがある。

都内の一般廃棄物の最終処分は、区部は東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場を、多摩地域は、25 市 1 町の東京たま広域資源循環組合が設置し管理する二ツ塚処分場や、1 市 2 町 1 村の西秋川衛生組合が設置し管理する御前石処分場等を使用している。多摩地域においては、東京たま広域資源循環組合が焼却灰の全量をエコセメント化、西秋川衛生組合では処分場の掘り起しごみと通常ごみを熔融スラグ化しており、これらの取組によって処分場の大幅な延命化を実現している。また、島しょ地域は東京都島嶼^{しよ}町村一部事務組合が大島と八丈島などの管理型処分場を設置し管理しているほか、小笠原村は自らの処分場を有している。今後、新しい最終処分場を確保することは、都内だけでなく、その周辺においても困難であり、最終処分場の延命化は大きな課題となっている。

また、産業廃棄物の最終処分量 88 万トンのうち、14 万トン(最終処分量の 16.0%)は都内で最終処分されており、それ以外は他県で処理されている。上下水道業を除いた最終処分量 77 万トンのうち、都内で最終処分されている量は約 5 万トン(同 6.0%)である。

(3) 不適正処理等の現状と課題

全国的に新たに発見される大規模な不法投棄の量・件数は減少傾向にあるものの撲滅に至っていない。また、新たな課題も生じている。

関東甲信越、福島及び静岡エリアの都県、政令指定都市及び中核市の自治体で構成される「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(通称：産廃スクラム 32)地域内においても、10 トン以上の大規模な不法投棄件数は、2006(平成 18)年度の 256 件から 2013(平成 25)年度では 65 件と大幅に減少したものの、2014(平成 26)年度で 75 件とここ数年は横ばいとなっており、いまだ撲滅には至っていない。また、違法な不用品の回収業者等による廃家電の収集運搬や不適正処分、廃家電等の不法輸出による輸出先国の環境汚染が懸念されている。

さらに、集積所に出された古紙などを、無断で持ち去る行為(持ち去り)が未だに後を絶たないほか、海ごみの一部は海岸漂着物として都内でも島しょ地域に影響を与えているが、海洋生態系へのプラスチックごみの影響が世界的に懸念されている。

3 今後の東京が直面する課題

(1) 超高齢化・人口減社会の到来

東京の人口は 2020(平成 32)年にピークとなり、その後は減少に向かうと予

測されている（東京都長期ビジョン）。人口構成については、年少人口及び生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の高齢者人口の割合が増加し、2020（平成32）年には東京に住むおおよそ4人に1人が高齢者となることが見込まれている。特に、2020（平成32）年以後は、75歳以上の高齢者人口は65歳以上75歳未満の高齢者人口よりも多くなると予測されている。また、ごみの排出原単位が比較的大きい単独世帯の割合が増加すると見込まれる。

これに伴い、ごみの排出量等への影響が生じることが予想される。例えば、介護を要する高齢者や一人暮らしの高齢者の増加等が想定され、ごみの分別や排出が困難となる等の事例が増加するおそれがある。また、遺品整理の際発生する粗大ごみの処理に対応できる仕組みが必要となっている。高齢者の一人暮らし宅の遺品や廃棄物が未処理のまま残置される事例が発生している。さらに、国は、できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指しており、今後、在宅医療の対象者が増加した場合には、在宅医療廃棄物が増加するおそれがある。

一方、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少と高齢化により、廃棄物処理・リサイクルを担う業界や公共施設の運営においても労働力人口の減少と高齢化が深刻化する懸念がある。その他、多様な人々が暮らす東京では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、一層国際化が進むにつれて、行政情報の発信等において誰にも分かりやすい情報を発信する配慮が必要となることが考えられる。

（2）首都直下型地震等災害への備え

1923（大正12）年の関東大震災では、約730万 m^3 のがれきが発生したが、埋立てや低地のかさ上げなどに利用し、数か月で処理を終え、その後の復興へとつながった。

近年では、都は、2011（平成23）年の東日本大震災に際し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の広域処理を支援した。また、2013（平成25）年10月の台風第26号により発生した大島町における大規模な土石流災害に際し、地方自治法の事務委託を受ける形で、大島町からの要請に基づき、災害廃棄物の島外処理・運搬等の業務を受託し、処理を行った。

これらの経験を踏まえ、今後想定される首都直下型地震・南海トラフ巨大地震等に対して、事前に処理態勢を準備しておく必要がある。

第2章 計画の基本的考え方

1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿

本計画と同時期に改定される東京都環境基本計画においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目標に掲げることが検討されている。

都が策定する東京都廃棄物処理計画においても、東京都環境基本計画で掲げる理念を踏まえ、おおむね 2030（平成 42）年を目途に、次の基本的考え方に基づく取組を進めるとともに、東京 2020 大会を通じて都民・事業者・行政の先進的な取組を発信し、広く社会に定着させる契機とすべきである。

「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」

2030（平成 42）年に実現する姿として、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要である。

（1）持続可能な資源利用への転換

—地球規模の環境負荷等の低減のために先進国の大都市としての責任を果たす—

世界が直面している資源制約・環境制約の下で、東京がその経済活力を維持・発展させていくためには、天然資源消費量の削減を進める必要がある。また、資源の大量消費に伴い、国内他地域や海外で生じる環境負荷や社会にもたらされる負の影響を低減させるため、先進国の大都市としての責任を果たしていく必要がある。

2015（平成 27）年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」では、目標 12 として、「持続可能な消費及び生産」が掲げられた。都は、2030（平成 42）年に向けて、次のような「持続可能な消費及び生産」の姿を目指して取り組むべきである。

- 資源ロス削減と循環的利用の推進により、資源効率が高まり、資源の利用が使い捨て型から循環型に転換している。また、そのための制度が構築されている。
- ストックの価値が重視され、ものを長く大切にすることが実現している。
- 低炭素・自然共生・循環型※の製品やサービスが積極的に選択され、製造・供給されるようになっている。これにより、ライフサイクル全体を通じて負の影響が低減されている。

※ ここで、「低炭素」とはカーボンフットプリントが小さいこと、「自然共生」とは原材料の調達等の段階で生態系への影響が小さいことをいう。また、「循環型」とは、省資源（原材料使用合理化、長寿命、修理容易等）、再生品及び

再生資源利用、再使用及び再生利用容易性等をいう。

- 特に、再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、都市の中に蓄積された資源の循環的利用が大きく前進している。

(2) 良好な都市環境の次世代への継承

—世界一の環境先進都市東京にふさわしい資源循環・廃棄物処理—

将来にわたって東京の都市環境を良好な状態で維持していくには、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に不可欠な資源循環・廃棄物処理が将来にわたって、適切に行われていく必要がある。そのため、次のような循環的利用・廃棄物処理のシステムを目指すべきである。

- 適正かつ確実な廃棄物処理を継続させるために必要不可欠なインフラである最終処分場をできる限り長期間使用している。
- 廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等が適正に行われ、地域の生活・自然環境に重大な影響を及ぼす不適正処理が排除されている。
- 環境負荷と社会的費用を考慮した最適な循環的利用・廃棄物処理システム※が確立されている。
- 超高齢化社会にあっても人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスが提供されている。
- 災害発生後、復旧復興に資する迅速かつ適正な災害廃棄物処理が行われる。

※ 最適な循環的利用・廃棄物処理システム

廃棄物の循環的利用と適正処理を進めるに当たっては、例えばリサイクルの推進によりエネルギー消費量やコストが増大することも十分に考慮する必要がある。

循環的利用・廃棄物処理システムを持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、天然資源消費量の抑制や温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減はもちろん、経済合理性やエネルギー効率も考慮した、最適なシステムを構築していく必要がある。

そのためには、主に、次のような視点で取り組んでいくべきである。

- ・ 循環的利用・廃棄物処理システム全体の経済的効率性の向上や省エネルギーの促進に努める。
- ・ 排出者の協力を得やすい、効率的な収集運搬や処理を可能とする制度の合理化とその運用の見直しを図る。
- ・ 埋立処分に依存せず、廃棄物等をエネルギー資源としても最大限有効活用し、温室効果ガス排出量の削減等に一層寄与していく。
- ・ 最先端の技術革新を踏まえつつ、最適な技術を活用していく。

2 多様な主体との連携

計画の推進に当たっては、多様な主体との連携が不可欠である。都は、コーディネーター役として、持続可能な資源利用、資源循環と適正処理に係る全ての主体と協働して、より効果的に計画を推進していくべきである。

(1) 先進的な企業等との連携

「持続可能な資源利用」を進めるモデル事業を実施し、そこで得られた知見を多くの事業者（発注者を含む。）に広めていくとともに、先進的な取組を行う企業等と連携して新たな仕組みを構築していくべきである。

2015（平成27）年度に実施するモデル事業の成果を広く発信し、定着を図るべきである。

(2) 静脈ビジネスとの連携

循環的利用・廃棄物処理を担う廃棄物処理業者、再生資源の回収業者、広域認定等を受けてリサイクルを行う事業者との連携が不可欠である。

これらの事業者は資源の循環的利用と廃棄物の適正処理を進める上で重要な役割を担っており、都は、優良な産業廃棄物処理業者を認定する「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」（第三者評価制度）の充実を図るとともに、スーパーエコタウン事業者や関係する業界団体とも連携協力し、静脈ビジネスの更なる発展を支援していくべきである。

また、災害時の支援体制構築に向けて、関係業界の協力を得ていくべきである。

(3) 都民・NGO/NPO との連携

都民や NGO/NPO との連携を更に強化し、「持続可能な資源利用」に向けた行動を根付かせていくため、メディアを戦略的に活用し、広報対象を絞り込んで的確な媒体を集中的に利用するなど、都民のライフスタイルの転換を促す機運を高めていくよう普及啓発を進めていくべきである。

また、NGO/NPO の草の根の活動を通じた経験に基づく情報を都が発信していくなど協働と連携に係る関係の構築を図るべきである。

さらに、消費者教育、学校教育その他の環境教育との連携を進めていく必要がある。

(4) 区市町村との連携

資源循環分野においては区市町村の一般廃棄物行政との連携が特に重要であることから、これまで以上に連携して推進を図る必要のある取組については、一

定の目的意識を共有し、相互の役割の認識・尊重を基礎として、対等の関係のもとに連携して行動していく関係を構築すべきである。

2015（平成27）年3月に設置した区市町村と都との共同検討会の場等を通じて検討を進め、連携して取組を推進すべきである。

また、一般廃棄物処理に関する広域的連携やリサイクルの促進、廃棄物発電に関する技術的助言を行うなど、循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けて、都は積極的に区市町村をリードしていくべきである。あわせて、事業系廃棄物に関しては、都の所管する産業廃棄物行政と区市町村の所管する一般廃棄物行政との連携を図るべきである。

（5）九都県市首脳会議の活動や関東他自治体との広域的連携

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）廃棄物問題検討委員会における、3R推進月間の10月を中心とする3Rの普及促進キャンペーン等、首都圏自治体同士の連携協力を重視すべきである。

また、許認可に関する連携など、九都県市における産業廃棄物行政の共通の課題に対する取組を推進すべきである。

さらに、関東甲信越、福島及び静岡エリアの都県、政令指定都市及び中核市の自治体で構成される「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム32）を通じて、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視等を引き続き実施していくべきである。

都は、全国の自治体とのネットワーク活動に参画し、情報共有や発信に寄与すべきである。

（6）国との連携

国の各省と連携していくとともに、持続可能な資源利用を目指した資源循環・廃棄物処理システムを実現するための合理的な制度について提言していくべきである。

（7）海外諸都市との連携

海外諸都市との交流を通じ、「持続可能な資源利用」の先駆的取組を行う諸都市と相互に知見や経験を共有していくべきである。

また、現在、都が保有し、又は蓄積している技術や知識について海外に向けて積極的に情報発信するなど、国際協力を推進していくべきである。さらに、これまでのオリンピック・パラリンピック競技大会の取組事例を参考にして、大会のみならず、都の資源循環施策の構築に反映させていくべきである。

第3章 計画目標と指標

◎ 目標

第2章で述べた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指して、施策を体系的に進めていくための定量的・定性的な目標として、次のようなものを掲げるべきである。

計画目標1 資源ロスの削減

- ・食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。

計画目標2 「持続可能な調達」の普及

- ・低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、持続可能な調達・購入を都内の事業活動や消費行動に定着させる

計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減

- ・一般廃棄物の再生利用率
2020（平成32）年度 27%
2030（平成42）年度 37%
- ・最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る
- ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020（平成32）年度 2012（平成24）年度比 14%削減（最終処分率 3.7%）
2030（平成42）年度 2012（平成24）年度比 25%削減（最終処分率 3.3%）

計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進

- ・都内から排出された産業廃棄物の不法投棄等を防止し、適正処理の徹底を図る
- ・優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する
- ・廃棄物の効率的な収集運搬及び処理を推進する

計画目標5 災害廃棄物の処理体制

- ・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する

※計画目標は、社会状況の変化に応じて、必要な見直しを行っていくべきである。

◎ 指標

その他、第4章で述べる「主要な施策」を推進するに当たって、「数値目標は掲げないが、計画期間のうちに把握していくべき指標」を示していくべきである。その際、国連の持続可能な開発目標の動向を踏まえる必要がある。

(例)

- 資源ロスに関する指標
 - ・都民1人当たり食品ロス量
 - ・都民一人1日当たりごみ排出量
- 適正処理に関する指標
 - ・第三者評価制度認定結果を基に処理業者を選んでいる排出事業者の割合
 - ・不法投棄等不適正処理の未然防止に係る指標
- エネルギー利用に関する指標
 - ・都内全清掃工場における廃棄物発電の実績等

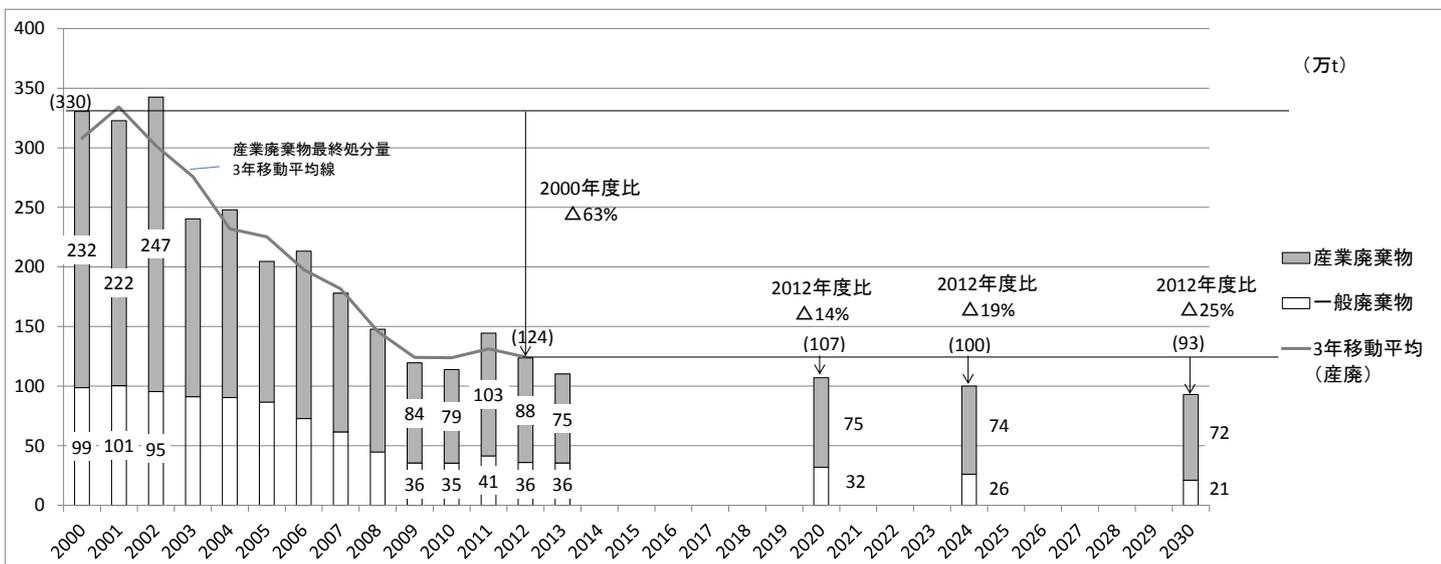
東京都廃棄物処理計画 計画目標数値内訳

(万トン)

		2012(ベースライン)	2013(参考)	2020 目標	2030 目標
一般廃棄物	排出量	458.4	457.2	△5%(2012年度比) 435	△10%(2012年度比) 413
	再生利用量	再生利用率 23% 106.5	再生利用率 23% 106.9	再生利用率 27% 117	再生利用率 37% 153
	最終処分量	35.8	35.5	32	21
産業廃棄物	排出量	2,356.6	2,459.2	2,400	2,400
	再生利用量	再生利用率 31% 719.4	再生利用率 35% 869.4	再生利用率 35% 850	再生利用率 35% 850
	最終処分量	87.7	74.7	75	72
最終処分量計		123.5	110.2	△14%(2012年度比) 107	△25%(2012年度比) 93
最終処分率		(4.4%)	(3.8%)	(3.7%)	(3.3%)

※網掛けは、計画目標2に掲げた数値

最終処分量の推移と目標



第4章 主要な施策

第3章で示した目標の達成を目指し、次の6つを施策の柱として定め、各施策を実施していくべきである。

1 資源ロスの削減

資源ロスを削減し、資源効率を大きく高めていくためには、貴重な食料を無駄にしないこと、過剰な容器包装や使い捨て型の資源消費を回避すること（メンテナンスや修理がしやすい製品、長寿命型製品の開発・選択等を含む。）などが必要である。

（1）食品ロスの削減

世界では約8億人、9人に1人が、飢餓に苦しんでいるとの報告（2014（平成26）年9月。国連食糧農業機関（FAO））があるなか、今後、世界の人口増や経済成長、耕作地の限界、農業生産への気候変動の影響などにより、世界の食料供給が不安定化するおそれがある。食料生産は環境への影響（温室効果ガス排出、森林伐採、水の消費など）も大きい。

一方、我が国を含む先進各国では食品ロス（売れ残り、食べ残しなど、口にされずに廃棄される食品）が大量に発生している状況にある。食品ロスの量は、全国で年間642万トン（2012（平成24）年度）、食品製造業の少ない都内においても約27万トン（2012（平成24）年度）と推計される。

食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点にとどまらず、東京が先進国の大都市として、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点からも重要である。

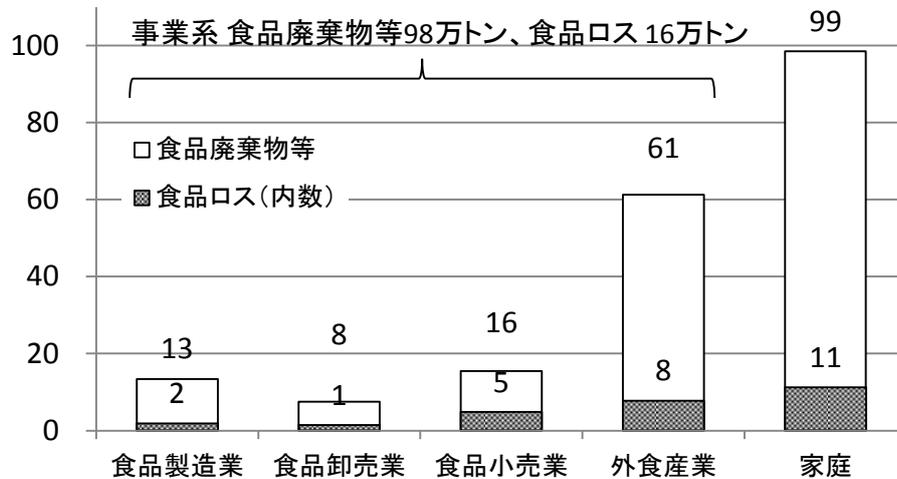
そのため、これまでの3R施策から一步進んだ持続可能な社会の構築に向けた先進的な取組を行うモデル事業の成果を都民・事業者に広く普及拡大させることにより、関係者による取組の活性化などのきっかけとすることで、東京の持続的な発展にもつながる意義のある取組としていくべきである。都は、品質に問題がないのに様々な理由で廃棄されてしまう食品を支援を必要とする人たちに届けるフードバンク団体や食品を提供する企業と積極的に連携し、フードバンク活動の促進を図るべきである。

また、引き続き外食事業者と連携した、小盛り、少人数用メニュー等の食べきりを推奨する取組の支援や流通段階の商慣習等による食品ロスの削減、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費する取組等について、先駆的企業、九都県市、区市町村、NGO/NPO等と連携しながら推進していくべきである。

さらに、家庭での食べ残しや使用されずに廃棄される食品の削減、学校給食や社員食堂での取組の工夫、非常用備蓄食品の廃棄処分回避など、幅広く食品ロス削減に向けた取組に関する普及啓発を行うべきである。

＜都の食品ロス発生量推計（2012（平成24）年度）＞

発生量(万トン)



事業系 食品廃棄物等98万トン、食品ロス 16万トン
 出典：東京都「事業系食品廃棄物の排出実態等調査」及び都内区市のごみ組成調査

（2）使い捨て型ライフスタイルの見直し

容器包装は、多くの場合、内容物を保護する重要な機能を有している。しかしながら、使い捨て型ライフスタイルの象徴とも言われるレジ袋など一回使用のものや一時的な利便性のために使用されているものも多い。

近年、海洋生態系へのプラスチックごみの影響が世界的に懸念されており、それを背景に世界各国・各都市でレジ袋規制の取組が急速に進んでいる。日本においても大手のスーパーマーケットがレジ袋の有料化などに取り組んでおり、レジ袋の使用枚数はかつてに比べると減少しているが、区市町村、販売事業者団体等と連携して、更なる削減を図っていく必要がある。

持続可能な資源利用を推進するためには、再使用や長期使用を考慮した消費行動などを通じて、身近なところから使い捨て型のライフスタイルを見直していくことが重要である。

そのため、周辺自治体と連携して容器包装廃棄物の削減に取り組むとともに、都内で行われる大規模イベント時にリユース容器の使用等を促す「ガイドライン」を作成するなどにより、区市町村や事業者と協力して使い捨て型製品の使用を抑制していくべきである。

また、都内の全区市町村、販売事業者団体等、NGO/NPO とのネットワーク（協議会等）を構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組に関する協定の締結やモデル事業の実施など協働していくべきである。これらにより、使い捨て型ライフスタイルの見直しや資源ロスを生まない流通に資する取組を推進していくべきである。

さらに、雨傘の無料レンタルなどリデュースに資する取組や古本、衣服や家具のリサイクルショップ等地域に根差した身近なリユースの取組の活用を紹介す

るなど、都民のライフスタイルの転換を促す機運を高めるよう、情報発信メディアを充実させ、効果的な広報・普及に取り組むべきである。

(3) 建築物の長寿命化

都市に蓄積される建築物などのストックを長く大切に使用する「ストック型社会」への移行を促進するべきである。

都は、引き続き、一定規模の新築建築物の建設に際して、「建築物環境計画書制度」や「マンション環境性能表示」の中で建物の長寿命化について評価する仕組み等を通じて、建物の長寿命化に取り組んでいく必要がある。

(4) 紙資源のロスの削減

我が国の紙・板紙の内需は、リーマン・ショック後の 2009（平成 21）年に大きく数量を落とし、それ以降はペーパーレス化などの進展により、元の水準に回復することなく推移している。

しかしながら、2013（平成 25）年の日本の国民一人当たりの紙・板紙消費量は 214.6 kg（A4 版コピー用紙を積み上げて約 5m 分のイメージ）と依然世界でもトップクラスの水準にある。可燃ごみには依然として 3 割程度の紙が含まれていると推計される。

そのため、事業系一般廃棄物を削減する観点からも、紙資源の利用の仕方に関する意識啓発が必要である。また、チラシやダイレクトメール等の削減を促すなど、もとは森林資源から作られる紙の発生抑制等に関する意識啓発を行うべきである。

(5) 家庭ごみの全面有料化

都内では、22 市 3 町の自治体が家庭ごみを全面有料化している。

家庭から排出される一般廃棄物の有料化は、なるべくごみになるものを買わないようにする、製品を長期間使うなどの発生抑制策を促し、資源回収に出すインセンティブとなる（排出抑制）ほか、3 R に取り組む人と取り組まない人の不公平感の解消などの意義がある。

そのため、都は、引き続き、家庭ごみ全面有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ全面有料化に向けた議論を促すべきである。

2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進

天然資源の採取に伴う環境負荷を最小化し、持続可能な資源利用を進めるためには、ストック型社会への移行を目指すとともに、低炭素・自然共生・循環型の建築資材や物品等を利用し、持続可能な資源利用を推進することが必要である。

(1) 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進

持続可能な資源利用を進めていくためには、環境分野の視点から持続可能な調達を促進し、特に次の品目を含むエコマテリアルの利用を拡大させていくことが重要である。また、これらの取組に発注者をはじめとする関連事業者や都民の理解が得られるよう、都は制度づくりや普及啓発にこれまで以上に取り組む必要がある。

ア 持続可能な木材利用

我が国では、木材の7割を輸入しているが、マレーシアやインドネシアなどでは、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産のために、森林減少や生態系の損失が生じており世界的な課題になっている。

特にコンクリート型枠用合板の多くを占めるマレーシア及びインドネシアから輸入された合板の中には違法伐採リスクが高いものがあるとの指摘がある。

一方、我が国は、国土の約3分の2が森林に覆われた世界有数の森林国であるが、国内の森林資源は利用されないことにより間伐等の森林整備が行き届かず、林産物の供給のみならず、水源の涵養^{かん}、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能が損なわれる事態に陥っている。

また、森林の価値を高めるなどの効果や木造・木質化による我が国の木の文化の継承等に資することができるため、特に国内の人工林から作られる多摩産材などの木材は、再生可能な範囲で利用を促進すべきである。

そのため、東京では、建設工事等に伴う型枠用合板の消費が多いことから、国産材や森林認証木材の利用を促進し、違法伐採木材・非持続可能な木材の排除を進めていくべきである。

また、多摩産材など国内の人工林から得られる木材の利用についても、庁内の関係部局等と協力して更に普及促進を図るべきである。

イ 再生資材等の利用促進

都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新期を迎えている。それに伴って生じるコンクリート塊（2012（平成24）年度、368万トン）は、これまでは主に再生砕石として道路の路盤材等に利用されてきたが、リサイクル材としての利用量を上回る大量のコンクリート塊が発生することで、需給ギャップが生じかねない。

再生砕石・再生骨材コンクリートの利用拡大に取り組んでいくことが必要である。

建設・土木工事等の際に杭基礎工法やシールド工法などによって掘削工事から生じた泥状の掘削物及び泥水は、泥状を呈するために廃棄物処理法上、産業

廃棄物（汚泥）に該当する。

都の調査によると、2012（平成24）年度、都内では244万トンの建設泥土が排出されており、これは建設廃棄物排出量の約30%に相当する。統計上、「再資源化施設」で処理された後、「再生」された量が多いことになっているが、実際には建設発生土として処分されている可能性も否定できない。

また、海洋投入処分されている量も多いが、海洋投入処分の全廃は我が国の国際公約であり、海洋汚染防止法に基づく海洋投入処分の許可は例外的に認められているにすぎない。

建設泥土処理の実態について、関係者の認識共有を図るとともに、建設泥土改良土の利用を促進していく必要がある。

都は、建設副産物以外でも、建設グリーン調達制度により、エコマテリアルの利用促進を図る必要がある。特に、最終処分場の大幅な延命化を実現しているエコセメントを使用したコンクリート製品などの利用促進が重要である。

都は、建設副産物対策を総合的かつ計画的に行うため、「東京都建設リサイクル推進計画」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」を策定している。その中で、再資源化の目標や先進的な活用事例を示すことにより、コンクリート塊、建設泥土等の建設副産物の再生利用を促進し、再生資材が建設資源として積極的に選ばれる資源循環を促進するべきである。

ア) 再生砕石・再生骨材コンクリートの利用促進

庁内の関係部局が連携して、再生骨材コンクリート等への利用拡大に取り組んでいるが、更にこの取組を広げていくべきである。

イ) 建設泥土改良土の利用促進

2015（平成27）年度のモデル事業の成果を踏まえ、適切な用途及び用途に見合った品質が担保される場合には、品質管理された建設泥土改良土を中間処理が終了した段階で「廃棄物」としての扱いを終了（卒業）させるとともに、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促す仕組みを構築し普及させていくべきである。

そのほか、広域的な工事間利用を推進するルールづくりや不適正事案に対する取締りなどの規制に取り組むべきである。

ウ) 最終処分場の延命化に資するエコセメント等の利用促進

東京産のエコマテリアルであるエコセメントを使用した、コンクリート製品の一層の利用促進に取り組むべきである。

§ エコマテリアルの利用促進

○建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業（2015（平成27）年度モデル事業）

提案者：鹿島建設株式会社

内 容：都内の現場において、国産材型枠合板の物性の整理、実用性評価の実施、持続可能性の調査など

⇒ このモデル事業を生かして、更に持続可能な木材利用の普及に取り組んでいくべきである。

○建築工事における建設汚泥改良土の利用促進（2015（平成27）年度モデル事業）

提案者：日本建設業連合会

内 容：品質管理を徹底し、合理的な運搬方式により建築汚泥改良土を無償で現場に提供するスキームを構築し、建設汚泥改良土を利用

⇒ このモデル事業を生かして、さらに建設汚泥改良土の利用拡大に取り組んでいくべきである。

（2）持続可能な調達の普及

国際オリンピック委員会（IOC）は、「持続可能性」をオリンピックの重要な柱の一つとしており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、「持続可能な調達」が必須である。また、持続可能な調達に関するISO規格策定作業も進んでいる。

大企業では持続可能な調達に係る取組が始まっている。中小企業はグローバルなサプライ・チェーンの中で上流の情報を得にくいのが、持続可能な調達に関する更なる普及促進のためには、中小企業の取組が不可欠である。

持続可能な調達を企業行動に定着させ、森林認証木材等の各種認定製品や再生資材等、低炭素・自然共生・循環型の原材料等の選択を促進するとともに、消費者がそれらの取組を支持できるよう情報を発信していくことが必要である。

また、消費段階において、持続可能性に配慮した製品等の選択が可能となるようエコラベルの普及などに取り組むことが重要である。

都は、東京2020大会を契機に、「持続可能な消費と生産」を広く都内の事業活動や消費行動に普及させるよう、行政機関や中小企業を含む企業等の調達における「持続可能な調達」を定着させていくべきである。とりわけ、「持続可能な調達」に関する情報を分かりやすく発信することで、中小企業の参加を促し、再生資源の利用にとどまらず、低炭素で自然共生に配慮した循環型の資源の調達を推進するべきである。

3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）

都民や事業者、区市町村の努力により、また、各種リサイクル法施行などの効果もあって、2013（平成 25）年度の最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに 2000（平成 12）年度比で 6 割以上削減されている。

しかし、依然として最終処分されている廃棄物には、更なる再生利用が可能な資源が含まれており、循環的利用を更に促進していく必要がある。

（1）事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり

オフィスビルや商業ビル等から排出される事業系廃棄物の 3 R を推進するには、排出事業者によるプラスチックや雑紙^{ざつがみ}のリサイクルなど更なる取組が求められる。

しかしながら、商店街等中小事業所、小規模なテナントビルなどでは、分別のためのスペースを確保できず、また、排出ロットが小さいことによるコスト高等から事業系廃棄物の資源化が進んでいないのが現状である。

一般廃棄物と産業廃棄物の区分の問題、衛生的処理の必要性、排出のしやすさ等を考慮しつつ、規模に応じた再生利用の更なる促進を図っていく必要がある。

そのため、都と区市町村が連携し、リサイクルと適正処理の両面を考慮するとともに、コストや利便性、現場実態に十分配慮した事業系廃棄物の 3 R のルールづくりに取り組むべきである。

また、排出事業者を対象にした講習会等で、例えば、雑紙^{ざつがみ}の回収等の紙資源の有効利用や電子機器類のリサイクルに関する情報提供をするなど意識向上に努めるべきである。

さらに、適正処理を確保しつつ、効率的にリサイクルを促進するため、現行の制度の合理化と運用の見直しも含め、検討していくべきである。

（2）区市町村のリサイクルの取組促進

都は、3 年ごとに策定する「東京都分別収集促進計画」において、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集促進に向けた取組を示している。

また、使用済小型家電については、有用金属が多く含まれるものの、その多くは不燃ごみとして処理され、鉄やアルミを除いた金属資源の多くは回収されずに埋立処分されてきた。小型家電リサイクル法の施行以降、都内全ての自治体（島しょを除く。）で小型家電回収が実施され、都は、一元的に情報提供するなど技術支援や財政支援により体制整備を後押ししてきた。多くの区市町村では、公共施設での回収ボックスの設置やイベント回収などにより小型家電を回収している。

一般廃棄物対策においては、各区市町村の取組を尊重しつつ、それぞれに共通

する様々な課題については、情報の共有をしながら対応していくことが重要である。そのため、ごみの組成の中でまだリサイクルが可能なものについて、区市町村の更なる資源化の検討を促進していくべきである。

ア 容器包装リサイクル

都は、区市町村によるリサイクルが一層進むよう、効果的な分別収集を促進すべきである。

イ 小型家電リサイクル

小型家電等は貴重な金属資源を多く含む「都市鉱山」と言われている。

都は、この「都市鉱山」を最大限に活用するため、都民の排出機会の多様化を図るなど、更なる回収量の増加や適正なリサイクルの確保を支援していくべきである。

ウ その他

ペーパーレス社会の中で紙資源等の分別に関する意識を高めるため、訴求力のある広報のあり方の検討をするとともに、雑紙のリサイクルなど更なる資源化に積極的に取り組む自治体の先進事例について、区市町村と情報共有を進めるべきである。また、食品廃棄物に関して、「食品リサイクル法」に基づく排出事業者の取組を更に促進すべきである。

(3) 最終処分場の延命化

今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使う必要がある。

ア 焼却灰のリサイクル促進

多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント原料としてリサイクルするエコセメント化や、土木資材等として再生利用する溶融スラグ化を行っており、最終処分量の大幅な削減に役立っている。また、エコセメントは都内産のエコマテリアルであり、コンクリート製品等への利用をさらに推進する必要がある。

一方、23区では、焼却灰を溶融スラグ化して再生利用しているが、東日本大震災後の電力事情などから、操業規模を縮小している。セメント原料化によるリサイクルが開始されているが、2014（平成26）年度においては、約25万トンの焼却灰が最終処分されている。

都は、エコセメントを使用したコンクリート製品等の更なる利用促進に向け、都が発注する工事においてはエコセメントを使用したコンクリート製品が原則使用となっていることを含め、広域的なPRなどの支援を行っていくべきである。また、広く灰のリサイクルに関する技術を調査研究し、更なる利用促進

に向けて、情報発信を行っていくべきである。

イ 都の設置する埋立処分場の適切な管理運営

都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、浄水場発生土や下水スラッジ、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の埋立処分を行っている。

埋立処分場の環境負荷及び維持管理のための負担を最小限に抑えることが重要である。そのため、引き続き、廃棄物等の埋立処分計画に基づき、埋立処分場の計画的な使用と延命化に努めるとともに、処分場からの浸出水処理等の環境対策を着実に実施していくことが必要である。また、より一層の埋立処分量の削減を図るため、区と連携を図り、埋立処分場の現状や課題を区民に周知することにより、ごみの減量に資する行動を働きかけるべきである。

(4) エネルギー利用の促進

循環型社会形成推進基本法では、優先順位として発生抑制、再使用、再生利用の次に熱回収（サーマルリサイクル）が位置付けられている。サーマルリサイクルには、廃プラスチック類等を原料とした固形燃料（RPF）が含まれる。

低炭素なエネルギー源を生み出す都市インフラとしての廃棄物処理施設を最大限有効活用できるよう、たゆみない技術力の向上を図っていく必要がある。

そのため、都は、区市町村の施設の更新等に合わせた技術的な支援にとどまらず、廃棄物発電の高効率化などソフト面を合わせた助言も行っていくべきである。

また、主にマテリアルリサイクルが困難な古紙やプラスチックを原料とした固形燃料（RPF）は、燃焼時に高効率で化石燃料の代替となるため、資源化の手法の一つとして有効であることを周知していくべきである。

さらに、バイオマス発電や熱利用についても、先進事例や技術動向を調査し、情報発信等を行っていくべきである。

(5) 循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組

事業系廃棄物に関しては、小規模な排出事業者が資源の分別排出に取り組もうとすると、収集運搬コストが増大する可能性が数多くあることから、資源化が進んでいない。

産業廃棄物のリサイクルを推進するために、再生利用指定制度（再生利用されることが確実であると都知事が認めた産業廃棄物のみを収集運搬・処分を業として行う者について指定を行い、業の許可を不要とする制度）がある。都は、これまで建設泥土、コンクリート塊、廃ペットボトルについて、再生利用指定を行ってきた。

そのため、引き続き、再生利用量の拡大に取り組む必要がある。再生利用指定制度の活用や、民間活力を最大限活用した静脈物流効率化を可能とする制度の合理化や運用の見直しを検討し、リサイクルの更なる促進を図るべきである。

§ 廃棄物の循環的利用の更なる促進

○「みんなが参加する」より高度な循環型社会に向けたモデル事業（2015(平成 27)年度モデル事業）

提案者：日本環境設計株式会社

内 容：お台場のオフィスや商業施設で、PETボトルの回収から再製品化までのリサイクルループ構築、ワークショップを通じた事業系廃棄物の共通分別ルール・表示の設定等、消費者・企業参加型のリサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、更なる資源化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

○宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収（2015(平成 27)年度モデル事業）

提案者：リネットジャパン株式会社

内 容：宅配便の配送網を利用し、事業系小型家電を効率的に回収し、リサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、小規模な排出事業者のリサイクルを推進していくべきである。

○廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現（2015(平成 27)年度モデル事業）

提案者：Save Earth Foundation

内 容：計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、データ活用による資源賦存量の推計、効率的な回収の可能性の検討など

⇒ このモデル事業を生かして、更なる資源化と効率化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

廃棄物の処理過程や資源循環のプロセスにおいては、環境汚染が生じることのないよう、不法投棄や不適正処理を防止することが重要である。特に廃石綿や石綿含有建材が使用されている建物の解体やフロン類が使用されている機器の廃棄は今後も続くことから、これまで以上に適正処理のための取組を強化していくべきである。そのためには、廃棄物の排出者である都民の意識向上と排出事業者責任の徹底を図ることが必要である。

(1) 有害廃棄物等の適正処理

廃棄物の処理・リサイクルに当たっては、とりわけ環境リスクを低減するため、不適正な処理により有害物質の環境中への放出がないよう、確実な処理を徹底す

ることが必要である。

ア 水銀含有廃棄物

環境中への水銀の人為的な排出を可能な限り防止し、環境汚染や健康被害を防ぐため、我が国は、2013（平成25）年10月に「水銀に関する水俣条約」を水銀に関する水俣条約外交会議で採択・署名した。国は、この条約を担保する措置を講じるため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行を予定している。都は、この条約の採択に先立ち、水銀体温計や血圧計、蛍光灯などの水銀使用製品について、代替製品への転換や水銀含有廃棄物の回収及び適正処理を進めてきた。

「水銀に関する水俣条約」の採択に伴い、廃棄物処理法及び大気汚染防止法の一部を改正する法律が施行される予定である。

水銀含有廃棄物の排出方法の周知徹底、搬入物検査の強化等により、焼却施設への搬入を防止することが必要である。また、施設の適正な運転管理等により、焼却施設からの水銀の排出を防ぐことが重要である。

そのため、引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光灯等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を促していくことで、水銀の環境中への拡散を可能な限り抑制するべきである。

なお、都の処分場に関しては、期限を定めて、廃蛍光灯等の埋立を終了する方向で検討していくべきである。

また、区市町村、民間施設に対して「水銀に関する水俣条約」の採択に対応し、水銀含有物を廃棄物として処分する際の水銀の排出抑制、焼却施設等への搬入防止、施設の適正管理等に関する技術的支援を行うべきである。

イ PCB廃棄物

PCB廃棄物は2027（平成39）年3月までに処理を完了させる必要があり、高濃度PCB廃棄物は、全国に5か所あるPCB処理事業所（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）において化学的分解処理を進め、低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設等で焼却等の処理を進めている。

PCB廃棄物は、長期にわたり処理されずに保管されてきたことから、紛失するものや不適正処理されるものがある。

また、現在処理の対象になっていない使用中のものも期限内に処理を終えなくてはならない。

そのため、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処理の完了期限が定められているPCB廃棄物の早期処理を引き続き促進していくべきである。期限内に処理を完了させるため、都内のPCB含有機器の使用・保管の実態について調査を行い、都への届出や処理を行うまでの適正保管、期限内の処理の指導を徹底すべきである。また、解体工事等における紛失や不適正処理

を防止するため、使用・保管事業者、発注者や元請事業者等への普及啓発などにより、それぞれの責任を明確に自覚させるべきである。

微量PCB廃棄物については、引き続き分析及び処理費用の支援をすることで中小事業者の負担を軽減し、適正かつ円滑な処理を進めるべきである。

ウ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物

インフラ更新時期を迎えて多くの解体工事が行われる状況が続いていることから、建物解体時に発生する廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の保管、収集運搬及び処分の過程で、石綿が空気中に飛散しないよう適正な管理が必要である。

引き続き、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理が必要である。そのため、解体工事への立入検査等を通じて発注者や元請事業者等への指導を行っていくほか、とりわけ、廃石綿等の適正処理を図るため、都の埋立処分場での受け入れを継続していくべきである。

エ 適正処理困難物・危険物

有害・危険物等の処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、不適正な処理がなされた場合、人の生活環境や環境への影響は大きい。家庭系危険ごみ等の適正処理を推進していく必要がある。

そのため、これまで処理されずに保管されている適正処理困難物、有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに家庭や中小事業所で処理が困難なため保管されている廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していくべきである。

(2) 区市町村への技術的支援の強化

都は、区市町村によるリサイクルや適正処理の徹底が一層進むよう、分別収集の促進、リサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行っている。

引き続き、一般廃棄物会計基準の導入や更なる資源化、有害廃棄物対策、施設の高効率化・最適化等に関する技術支援の充実を図っていくべきである。また、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保するため、広域的な相互支援体制の構築に向けた調整を行っていくとともに、島しょ地域については、ごみの減量化や、更なる適正処理に必要な施設の整備促進に向け、継続的に支援していくべきである。

(3) 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討

超高齢化・人口減社会において、遺品整理・不用品回収等、家庭から生じる廃棄物に関して、処理体制や行政サービスに新たな課題が生じている。

高齢化の進展と医療技術の進歩により増加が見込まれる在宅医療廃棄物につ

いては、区市町村や公益社団法人東京都薬剤師会、医療機器業界等と連携し、適正処理に取り組んできた。公益社団法人東京都薬剤師会と連携して 2002（平成 14）年度から開始している使用済み注射針回収事業については、医療機関及び薬局での回収という適正排出への誘導を図り、非鋭利な在宅医療廃棄物については、行政回収・焼却処理を進めている。

また、2014（平成 26）年度からは、地域における在宅医療廃棄物の適正処理に取り組む区市町村に対する財政支援を実施している。

そのため、重量がある廃棄物の搬出を支援するなど高齢な排出者に負担の少ない処理方法の検討や地域の実情に応じた適正処理の取組を進める必要がある。

具体には、遺品整理、引越ごみ、在宅医療廃棄物等、家庭から生じる廃棄物に関して処理体制に課題があるものについては、区市町村との連携の下、継続して関係者間で現在取り組まれている先駆的事例の情報共有等、意見交換を実施し、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムを構築すべきである。

また、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持たない違法な不用品回収業者対策についても、各自治体が主体的に取り組むよう促していくべきである。

さらに、在宅医療廃棄物の適正処理に向けた取組を継続していくための、区市町村と薬剤師会等との今後の費用負担のあり方について更なる検討を行っていくべきである。

（4）海ごみ発生抑制等散乱防止・街の美化

伊豆諸島及び小笠原諸島における海岸漂着物について、都は、策定した海岸漂着物対策推進計画に基づき、海岸管理者や地元町村が実施する回収及び処理を推進するための総合調整を行っている。

引き続き、海ごみ対策について、伊豆諸島及び小笠原諸島において処理に関する技術支援等を進める必要があるほか、海や山・川での散乱防止、清掃活動等の美化活動の推奨に努めるべきである。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、来街者の増加等が見込まれており、来街者を受け入れるための対応等の街中の対策も必要である。

そのため、伊豆諸島及び小笠原諸島において処理に関する技術支援を継続して進めるとともに、陸域からの生活ごみと海岸漂着物との関係性に着目し、廃棄物の排出マナー向上のための普及啓発等により、海をはじめ、奥多摩、高尾山等の山や川などのレジャースポットでの散乱防止、清掃活動等の美化活動を推奨していくべきである。

また、東京 2020 大会の開催も見据え、東京を訪れる観光客にも分かりやすい、公共空間における東京のごみ出しルールやマナーと資源循環の取組を分かりやすく示していく必要がある。

さらに、都内の主要繁華街において、事業者や区市町村と連携しながら、街の

美化活動を推進することで、世界一の都市にふさわしい清新な街空間を創出するべきである。これにより、清潔な都市空間の確保や都民の意識向上を図っていくべきである。

(5) 古紙持ち去り対策

集積所に出された古紙などを無断で持ち去る行為（持ち去り）がいまだに発生している。被害は行政回収のみならず、住民団体による集団回収、戸別回収にまで及び、住民・行政・回収業界の信頼関係を損なうような問題となっている。

2011（平成23）年6月に取りまとめた「古紙持ち去り問題根絶に向けた取組」に基づき、持ち去り行為の根絶に向けて、引き続き区市町村の取組を支援していく必要がある。

都は、引き続き、区市町村における古紙持ち去り禁止に関する条例の制定や業界団体と連携したGPSによる古紙持ち去りルートの解明、違反者への指導や刑事告発等の実効性の高い取組を支援していくべきである。

(6) 生活排水処理対策

東京都全域における下水道の人口普及率は2014（平成26）年度末で約99%であり、浄化槽の設置基数は減少傾向にある。しかしながら、下水道の未普及地域では合併浄化槽の整備により、生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図る必要がある。

都は、引き続き、合併浄化槽の普及を促進するとともに、区市町村と連携して適正な維持管理が行われるよう設置者に指導を行うべきである。また、島しょ地域におけるし尿処理について、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ等の有機性廃棄物を併わせて処理し、資源化を図ることを促進するべきである。

(7) 不適正処理の防止

不法投棄件数の約7割は建設廃棄物であり、建物解体工事へ現場立入指導等を実施することにより、不法投棄の未然防止を図っている。こうした取組により、大規模な不法投棄件数は減少傾向にある。しかしながら、近年の産業廃棄物の不適正処理は、建設発生土に廃棄物を隠して投棄したり、廃棄物を適正処理したことを証するマニフェストを交付した上で一部の廃棄物を不法投棄したりするなど、手口は年々悪質かつ巧妙化し、不法投棄の撲滅には至っていない。

今後も東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う施設整備や高度成長期に整備された大量の施設の更新時期を迎えて解体工事が多い状態が続くと見込まれるため、引き続き現場指導等を徹底していく必要がある。

都は、解体現場において、残置された廃家電、粗大ごみ等は持ち主の名義と責任において適正に処理することや有害物質である廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理、PCB含有機器が不適正な処理ルートに流れないように立入指導

を行っている。また、業務用エアコン等のフロン類が確実に回収され環境中に放出されないよう関連部署と連携して取り組んでいる。

関東甲信越、福島及び静岡エリアの都県、政令指定都市及び中核市の 32 自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム 32）を設置し、不適正処理を未然防止等に連携して行政指導や行政処分を行ってきた。引き続き、広域的な対応が必要である。

また、廃家電等には、金属等の貴重な資源が多く含まれている一方、有害物質やフロン類を含むものがあることから、違法な収集を通じてスクラップや雑品として海外に輸出され、粗雑な処理が行われた場合、国内外での環境汚染の原因となることが懸念されている。

産業廃棄物が資源化されるに当たっては、下流へのトレーサビリティの確保（必要な場合には廃棄物から有価物になった以降も含め）が重要である。さらに、海外で資源としてリサイクルされる場合には、汚染リスクの輸出防止を図るべきである。

ア 行政処分の徹底、広域連携等による抑止

違反行為及び欠格要件該当者に対して許可の取消し、事業停止等の行政処分を厳正に行うことで、処理事業者の不適正処理を抑止すべきである。

イ 不法投棄等不適正処理対策

発生段階からの不法投棄対策として建設解体工事現場への立入指導を引き続き実施し、排出事業者責任の周知や適正処理の徹底を広く浸透させていくべきである。また、解体現場に廃家電、粗大ごみ等が残置されないよう周知を図るとともに、解体中に有害物質やフロン類が環境中に放出されないよう引き続き指導すべきである。

産廃スクラム 32 による自治体相互の情報交換や広域的な連携を強化し、引き続き、悪質化、巧妙化している不法投棄等については関係機関と連携して厳正に対処していくべきである。

また、違法な不用品回収業者を利用することが環境汚染の原因につながるおそれがあることや高額請求の被害者となるおそれがあることを、広く都民に広報するとともに、違法な収集を行う不用品回収業者、不適正な処理を行う金属スクラップ業者等への立入指導を強化し、違法な処理の駆逐を図るべきである。併せて、有害物質やフロン類の管理徹底を求め、資源循環の適正化を図り、健全なりサイクル事業の育成を図るべきである。

5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

都はこれまで、廃棄物の適正処理に加え、より環境負荷の少ない処理や循環的利用の高度化に取組、持続可能な資源利用に寄与する優良な事業者が市場で優位に立てるよう、静脈ビジネスの更なる発展を支援してきた。

廃棄物処理・資源循環ビジネスは、再生資源又はエネルギーのサプライヤーである。健全な静脈ビジネスの発展のためには、適正処理の徹底にとどまらず、環境に与える負荷を少なくする取組を行っている処理業者や都民が安心して処理を託すことができる資源循環ビジネスが市場で適正な評価を受け、受注機会拡大のインセンティブとなる取組が必要である。

また、廃棄物等は都民生活や事業活動から休むことなく排出されることから、将来にわたって安定的かつ継続的に適正処理される必要があり、そのための処理施設整備や廃棄物処理に携わる人材育成をたゆみなく行っていく必要がある。

(1) 第三者評価制度の普及促進

都は、2009（平成 21）年度から、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている事業者を、第三者評価機関が評価し、「産廃エキスパート」又は「産廃プロフェッショナル」として認定する制度を導入し、258 事業者が認定を受けている（2015（平成 27）年 12 月現在）。

都は、排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知するとともに、環境配慮契約が定着するよう働きかけていくなど、優良業者が選ばれやすくなるという第三者評価制度本来の趣旨が活かされるよう、引き続き検討するべきである。また、国の優良性評価制度の見直しに合わせて整合を図っていくべきである。

(2) スーパーエコタウン事業に関する情報発信

都は、廃棄物問題の解決と環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において、民間事業者が主体となった廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めている。

現在、PCB 廃棄物処理施設、ガス化溶融等発電施設、建設混合廃棄物リサイクル施設（2 施設）、食品廃棄物リサイクル施設（2 施設）、廃情報機器類等リサイクル施設（2 施設）、がれき類・建設泥土リサイクル施設、廃カーペットのリサイクル施設の 10 施設が稼働している。さらに、埋設廃棄物リサイクル施設（2 施設）、食品廃棄物リサイクル施設の 3 施設の建設準備が進められている。

今後、新規施設の稼働に伴い、都内産業廃棄物の中間処理のスーパーエコタウンでの処理率を向上させるとともに、スーパーエコタウンの現状や循環型社会づくりについて、正しく理解される必要がある。

そのため、スーパーエコタウン事業者の先進的な技術を駆使した処理及び再資

源化について、引き続き見学会を通じて情報を広く発信し、廃棄物を排出している都民や事業者、都内の事業活動を支える産業廃棄物の処理について理解を深めるとともに、排出事業者が先進的な取組を評価し、優良事業者を選択する目を養う機会とするべきである。

(3) 社員教育・研修機会の提供等

東京都廃棄物条例では、産業廃棄物を排出する事業場には、産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならないと定められている（第14条）。産業廃棄物管理責任者として排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、その責務が果たせるよう人材育成を目的として産業廃棄物管理責任者講習会を実施している。また、適正処理に関する出前講座も実施している。

引き続き、排出事業者を対象とした社員教育・研修機会の提供等に取り組む必要がある。また、排出事業者を対象とした講習会・出前講座などにより、法令等の最新の情報や不適正処理事例などを周知するほか、再生品利用の促進を図っていくべきである。

さらに、廃情報機器や機密書類からの情報漏えいを防止しつつ、適正に処理するための取組状況についても周知すべきである。

(4) 共同技術研究の実施

3R施策や適正処理を促進し、静脈ビジネスの発展を促すには、廃棄物処理技術及びリサイクル技術の高度化が不可欠である。各分野の専門化、細分化が進む中、都が研究成果の実装を想定した産学公連携による共同技術研究調査等を実施していくことは重要である。

そのため、東京都環境科学研究所を活用するなど、産業界、大学、研究機関等と連携し、それぞれの強みを相互に生かした共同技術研究調査等を実施していくべきである。

6 災害廃棄物対策

建築物・都市施設等の耐震化等、災害への備えにより被害を最小化するだけでなく、非常災害の発生に伴う災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理、再生利用の促進及び最終処分量の削減に資するよう平時からの備えを万全にして、非常災害発生時には切れ目ない災害廃棄物処理を実現させる方策を整理しておくべきである。そのためには、東日本大震災及び伊豆大島土砂災害における災害廃棄物処理の経験を踏まえ、区市町村の災害廃棄物対策支援を継続するとともに、関係自治体及び関係団体との連携体制を構築していくことが重要である。

そこで、2016（平成28）年度に、首都直下地震を想定した「東京都震災がれき処理

マニュアル」(2012(平成24)年度改定)を抜本的に見直し、震災だけでなく自然災害全般の非常災害における災害廃棄物の処理方法をまとめた「(仮称)東京都災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

処理計画に追加すべき災害廃棄物処理に関する事項は次のとおりである。これまでの経験を踏まえ、これらの事項を施策の柱とし、内容を検討していく必要がある。

(1) 災害廃棄物の減量、適正な処理を確保し、生活環境の保全等の措置に関する事項

例：災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関すること

(2) 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

例：自治体間及び事業者間の連携・協力に関すること、区市町村で災害廃棄物処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく都道府県への事務委託に関すること

(3) 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

例：災害廃棄物の処理を想定した、施設処理能力の把握や施設情報の区市町村との共有に関すること

都は、区市町村が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、これまでのがれき処理に関する知見の情報共有や震災がれき処理マニュアル策定済みの区市からのノウハウ提供などの支援を継続するとともに、区市町村による、各ブロック内での相互支援体制の構築等に関して、技術的支援を行っていくべきである。

また、2014(平成26)年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都地域防災計画」及び「区市町村災害廃棄物処理計画」と整合を図りながら災害廃棄物処理計画を策定すべきである。なお、策定に当たっては、都内における処理可能量の総量を把握するとともに、都内及び近隣自治体との広域連携を踏まえた処理フロー、再生資材活用方法等を検討するべきである。

さらに、平時から「関東地域ブロック行動計画」策定に関与し、ブロック内での広域的な処理に備えておくべきである。また、災害廃棄物の運搬、中間処理等について、施設の強靱化も含め、都のみならず区市町村と民間事業者との連携・協力体制を整備しておくべきである。

付属資料

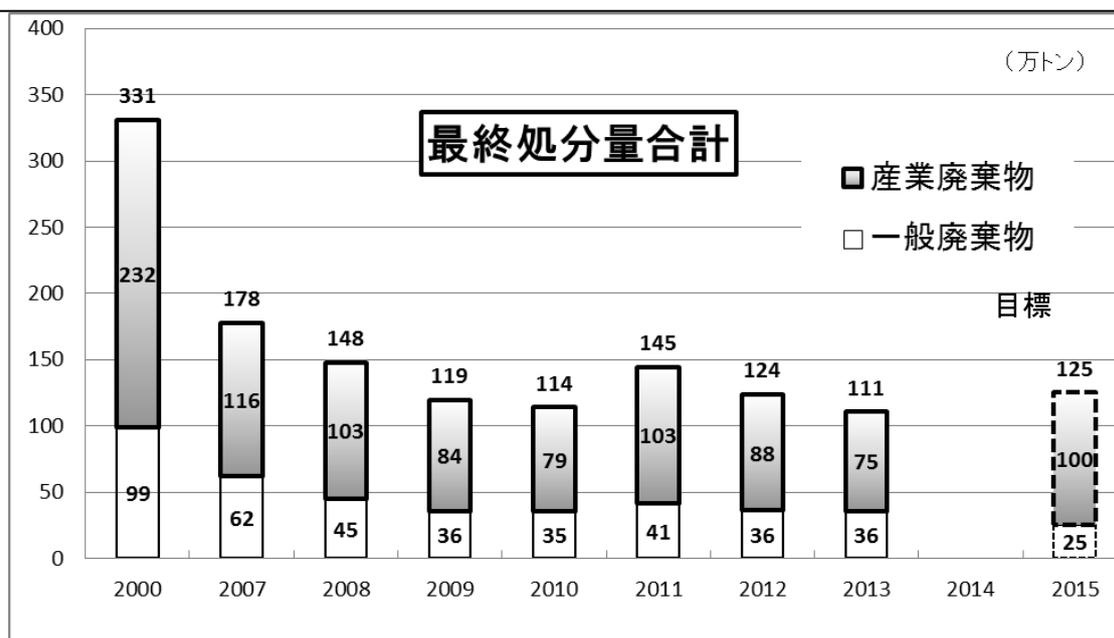
1 現行計画の目標達成状況

計画目標

2015(平成27)年度の最終処分量を2007(平成19)年度比30%減(125万トン)とする。
内訳:一般廃棄物25万トン、産業廃棄物100万トン

目標達成状況

2013(平成25)年度実績111万トン(2007(平成19)年度対比37%減)
→目標達成率:全体では100%(ただし、一般廃棄物は未だ達成していない)



(計画目標の内訳)

区分		2007(平成19)年度 (実績)	2010(平成22)年度 (実績)	2013(平成25)年度 (実績)	2015(平成27)年度 (計画目標)	
一般廃棄物	排出量(a)	513万トン	464万トン	457万トン	475万トン	
	再生利用量(b)	資源収集	91万トン	88万トン	88万トン	100万トン
		処理施設等におけるリサイクル(注)	24万トン	25万トン	21万トン	25万トン
	焼却(熱回収)による減量(c)	336万トン	316万トン	312万トン	325万トン	
	最終処分量(d=a-b-c)	62万トン	35万トン	36万トン	25万トン	
産業廃棄物	排出量(e)	2,411万トン	2,257万トン	2,459万トン	2,400万トン	
	再生利用量(f)	757万トン	655万トン	869万トン	760万トン	
	焼却(熱回収)・脱水等による減量(g)	1,538万トン	1,523万トン	1,515万トン	1,540万トン	
	最終処分量(h=e-f-g)	116万トン	79万トン	75万トン	100万トン	
	最終処分量合計(i=d+h)	178万トン	114万トン	111万トン	125万トン	

(注) 処理施設等におけるリサイクル量は、区市町村の処理施設において、不燃ごみ、粗大ごみ等から金属等の資源を回収した量及び熔融スラグ、エコセメント等として資源化した量

➤ 一般廃棄物

- 一般廃棄物については、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災後、最終処分量が増加した。これは東北の震災廃棄物を受け入れたためである。また、再生利用量の減少の原因は、焼却灰の熔融炉が、震災後の電力需給がひっ迫したことに鑑み、停止となったためである。
- その後、焼却灰のリサイクル、小型家電リサイクル等 3 R 施策の促進等により、排出量の減少に取り組んだ結果、最終処分量はほぼ震災前と同程度まで減少したが、目標を達成するのは難しい見込みである。

➤ 産業廃棄物

- 産業廃棄物については、2007（平成 19）年度以前はおおむね 24 百万トンで推移していたが、2008（平成 20）年度に減少し、その後やや増加傾向で推移している。特にリサイクル意識の向上等により、建設業での資源化が進んだ結果、再生利用量は計画目標を上回る見込みである。
- 一方、震災前は排出元でリサイクルされていた上下水スラッジの一部を埋立処分するようになっている。
- 全体として、引き続き、排出量の削減（発生抑制等）に取り組む必要がある。

2 これまでの主な取組

(1) 3R施策の促進

<小型家電リサイクル（都市鉱山の開発）>

主な取組

- 「使用済小型電子機器リサイクル促進のための検討会」取りまとめ（2013（平成 25）年 3 月）
- 区市町村への財政・技術的支援
- 区市町村と認定事業者との情報交換会を開催
- 大学・区市町村と連携した回収

実施状況

■区市町村における回収の実施状況

	実施自治体数	回収実績
都内	55 (89%)	5,026 t
全国	754 (43%)	23,971 t

※実施自治体数は平成 27 年 4 月現在、回収実績は 26 年度環境省アンケートによる。都内実績は都が推計。

■法の掲げる目標

全国回収量：14 万トン（平成 27 年度実績）
一人当たり約 1 kg
※都内換算：約 1.35 万トン

<食品廃棄物の排出抑制>

主な取組

- 事業系食品廃棄物の実態把握（2013（平成 25）年 11 月）
- 食品ロス削減のための取組
 - フードバンク普及啓発シンポジウム、マッチングセミナー
 - スーパー店頭における普及啓発
 - 外食事業者等と連携し、食べきりを推奨（九都県市）

実施状況

■都内の食品廃棄物等発生量（2012（平成 24）年度） （単位：万トン）

		事業系				家庭系
		製造	卸売	小売	外食	
食品廃棄物	98	13	8	16	61	99
食品ロス	16	2	1	5	8	11

※食品ロス量は食品廃棄物量の内数

■フードバンクマッチングセミナー

（2015（平成 27）年 2 月）

- 食品関連企業等 25 社が参加
- 6 社がフードバンク団体と協定締結し食品寄贈開始
- 5 社が食品寄贈に向け協議中
（2015（平成 27）年 10 月現在）

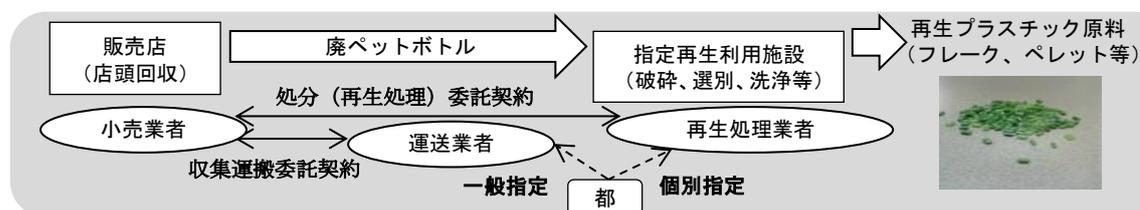
<容器包装廃棄物のリサイクル促進（廃ペットボトルの店頭回収）>

主な取組

- ペットボトルの製造・販売等事業者が行う自主回収に、廃棄物処理法の再生利用指定制度を適用（2015（平成 27）年度 3 月開始）

実施状況

■3 施設を指定再生利用施設に個別指定（2015（平成 27）年 6 月現在）



(2) 適正処理の推進

<水銀使用量の削減と適正処理>

主な取組

- 「水銀の処理等に関する検討会」取りまとめを公表（2012（平成24）年2月）
- 都立看護学校において水銀血圧計の使用を取りやめ
- 都医師会では水銀血圧計・体温計を自主回収
- 「東京都グリーン購入ガイド」で都が水銀使用製品を廃棄する際は水銀の回収・処分を義務付け
- 新たに蛍光ランプ等の回収を開始する区市町村を財政支援（8区が新たに実施）

実施状況

■ 都医師会による自主回収の状況

年度	血圧計(本)	体温計(本)	その他(kg)
2012	2,592	4,378	3.6
2013	1,555	2,002	3.5
2014	1,513	1,438	2.2

■ 区部における蛍光ランプ回収の実施区

2011（平成23）年度：6区

↓

2014（平成26）年度：14区

※多摩地域は全ての市町村で実施中

<PCB 廃棄物対策>

主な取組

- 微量 PCB 含有廃棄物の分析費及び処理費の一部を都が独自に助成
- PCB 特措法に基づく立入検査、適正保管指導を強化

実施状況

■ 補助金申請実績

年度	分析(台)	処分(台)
2012	519	90
2013	457	261
2014	627	895

■ 経過

- 2012（平成24）年12月 PCB 特措法施行令改正。処理期限 2027（平成39）年3月まで
- 2014（平成26）年6月 国の PCB 廃棄物処理基本計画改訂
JESCO 事業所の相互補完による処理促進
- 2015（平成27）年3月 都の PCB 廃棄物処理計画改訂

<在宅医療廃棄物対策>

主な取組

- 家庭ごみとして排出される使用済み注射針の回収（都薬剤師会）
- 「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会」取りまとめ（2013（平成25）年11月）
- 関係者間での意見交換会の開催
- 区市町村の地域における在宅医療廃棄物の適正処理の取組への補助

実施状況

都薬剤師会による使用済み注射針の回収状況

年度	参加店舗数累計	容器回収実績	摘 要
2002	約 300	465 本	杉並区・練馬区の2区でモデル事業開始
2005	約 3,600	約 30,000 本	23区及び多摩地域の全域に拡大
2013	約 4,000	約 111,000 本	

都薬剤師会加盟薬局 約 4,400 店舗
※東京都薬剤師会からの提供データ等より作成

(3) 静脈ビジネスの発展の促進

<優良な処理業者が優位に立てる環境づくり>

主な取組

- 産業廃棄物処理業者に係る第三者評価制度を着実に運用し、優良認定業者情報を積極的に発信
- 排出事業者等のレベルやニーズに沿った講習会を開催

実施状況

認定事業者数（2015（平成27）年6月現在）

区 分	認 定 業者数	専門性 (感染性廃棄物)	業 の 区 分		
			収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃E&Pパート	160	29	75	79	77
産廃プロフェッショナル	93	14	67	25	22
計	253	43	142	104	99

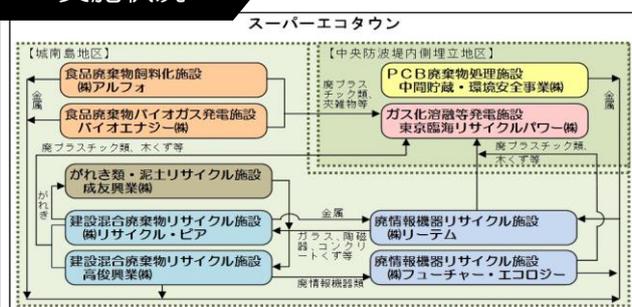
(注) 複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

<スーパーエコタウン事業の推進>

主な取組

- 第三次公募により新たに2施設を選定。第二次公募により選定した2施設を含め、施設整備を支援（第二次公募1施設は本年8月しゅん工）
- 無料見学会や事業者が自ら見学者を受け入れ、積極的に情報を発信
- スーパーエコタウン事業成果調査を実施し、結果を環境局HPで公表

実施状況



- 各施設の相互連携により効率的で高度なリサイクルを実現（左図参照）
- 東日本大震災や大島町の災害廃棄物の受け入れを行っている。東日本大震災においては、岩手県及び宮城県から合計 92,527 トンの災害廃棄物を受け入れ、被災地復興の一助に貢献
- 各施設視察者数（延べ）2014（平成26）年度 10,366 人、スーパーエコタウン事業見学会開催（環境公社委託）平成26年度は18回開催、526人参加（1回当たり約30人参加）

<資源循環分野における国際協力の推進>

主な取組

- アジア大都市等を対象に東京で廃棄物・資源リサイクルに関する多都市間実務研修を開催
- バンコク都、ヤンゴン市等と二都市間ワークショップ(WS)を現地及び都内で開催し、相手都市のニーズに合わせた情報・ノウハウを提供
- 交流によって得られた現地情報を都内事業者等に積極的に提供

実施状況

- 交流事業実施状況
2011（平成23）～2014（平成26）年度 多都市間実務研修、北京WS、バンコクWS、ヤンゴンWS、ウランバートルWS
- 海外見学者視察等対応
2011（平成23）～2014（平成26）年度 のべ105か国1,637名

(4) 計画に盛り込まれていない事項

<災害廃棄物処理>

主な取組

<広域処理支援>

○東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち、岩手県及び宮城県の被災地で処理できないものについて、都内で区市町村や民間事業者が協力して処理を行えるシステムを構築

○2013（平成 25）年に発生した大島町の土石流災害に伴うがれき等災害廃棄物の処理について、島外及び島内処理の支援を行い、円滑な処理を実現

<首都直下型地震への備え>

○東京都震災がれき処理マニュアルを改訂（2013（平成 25）年 2 月）

○がれき処理検討会を開催し、国や特別区等の動向を庁内関係部局と共有

○区市町村によるがれき処理マニュアル作成を支援するための情報交換会を開催

○特別区主催の災害廃棄物処理検討会において「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定（2015（平成 27）年 3 月）

実施状況

■ 広域処理実績

	搬入先	災害廃棄物の種類	実績量（トン）
東日本大震災 (8市町)	清掃工場	可燃性廃棄物	31,428
	民間破砕施設	混合廃棄物（建設混合、廃機械・機器類、 廃プラ系、漁網系）、廃畳	136,462
		合計	167,887
大島町	清掃工場	可燃性廃棄物	3,630
	民間破砕施設	廃木材、建設混合廃棄物、廃畳・布団、 タイヤ	7,906
		合計	11,536

■ 発生がれき推計量と仮置場の確保

発生がれき推計量：4,289 万トン ※2012（平成 24）年 4 月東京都総務局 東京湾北部地震（冬の夕方 18 時）

仮置場必要面積推計：1,825ha、選定済候補地：210ha ※2014（平成 26）年 3 月東京都総務局

■ がれき処理マニュアル策定状況

策定自治体数：8（2013（平成 25）年 9 月）→17（2015（平成 27）年 2 月、策定中/策定済）

※区部・多摩 53 区市町村のうち

<海岸漂着物対策>

主な取組

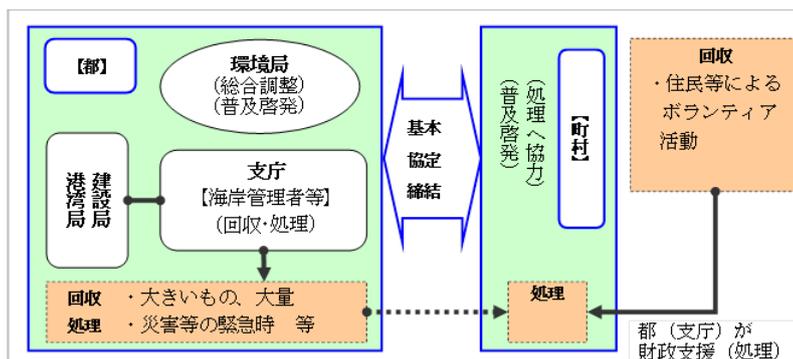
○島しょ地域を対象に海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画を作成

○計画に基づき、都と町村が連携して回収処理事業を実施（国からの財政措置あり）

○本土部における発生抑制として普及啓発を検討

実施状況

■ 事業スキーム



3 廃棄物処理の現状

○一般廃棄物の現状（2012（平成24）年度）

- ・一般廃棄物排出量：約458万トン（全国4,523万トンの約10%）
- ・都内の一人一日当たりごみ排出量：約957g/人・日（全国平均964g/人・日）
- ・最終処分量：約36万トン（全国465万トンの約8%）
- ・総資源化量：約106万トン（全国926万トンの約12%）
- ・再生利用率：約23.2%（区部：18.1%、多摩部：37.5%、島しょ部：11.1%）（全国20.5%）

表1 3Rの取組ベスト3

	人口10万人未満	人口10万人以上
リデュース (1人1日当たりのごみ排出量)	清瀬市 701g/人日 狛江市 736g/人日 東大和市 751g/人日	小金井市 637g/人日(全国第1位) 日野市 696g/人日(全国第3位) 西東京市 710g/人日
リサイクル (再生利用率)	清瀬市 38.0% 狛江市 37.8% 羽村市 37.7%	小金井市 51.8%(全国第1位) 調布市 49.2% 三鷹市 46.3%
エネルギー回収 (ごみ処理量当たりの発電電力量) 全国221 kWh/トン	板橋工場 515.91 kWh/トン 足立工場 489.67 kWh/トン 中央工場 488.50 kWh/トン 23区平均 412.15 kWh/トン	
清掃工場所内消費率 (発電時の所内消費電力÷発電電力量)	千歳工場 29.6% 墨田工場 32.1% 中央工場 34.8% 23区平均 55.6%	

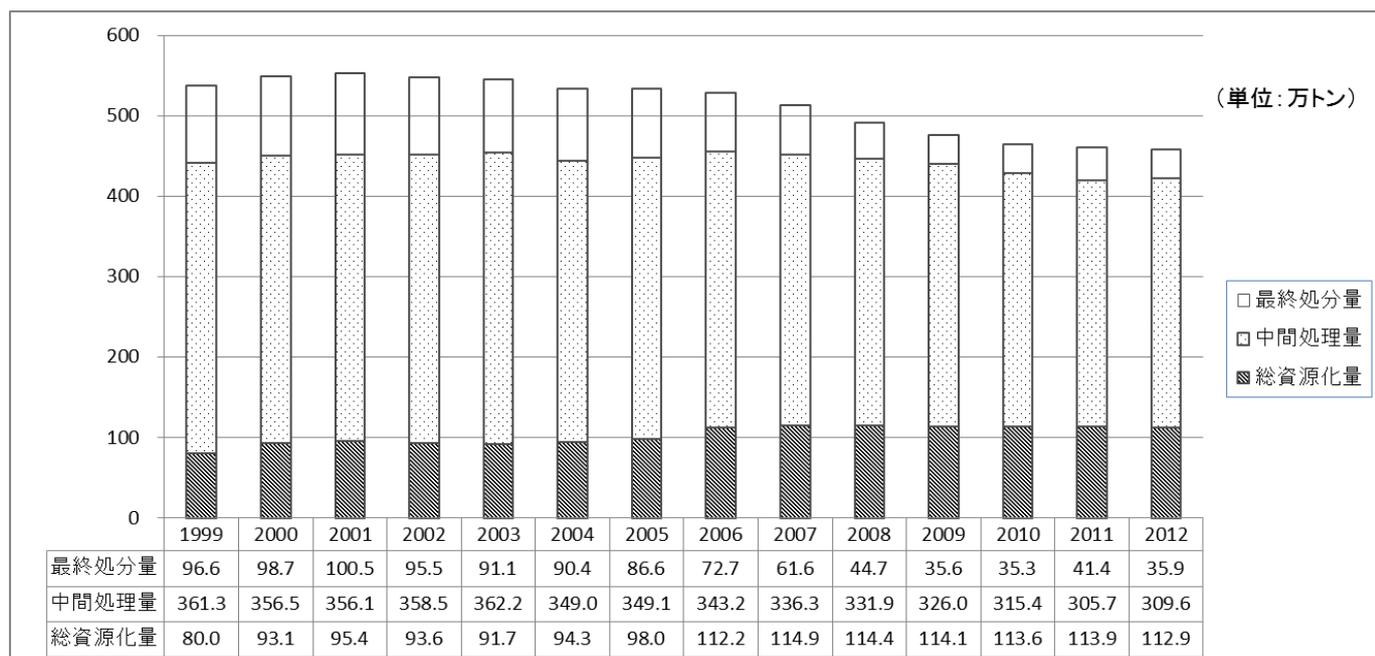


図1 一般廃棄物処分方法別推移

○産業廃棄物の現状（2012（平成24）年度）

【排出量】

・産業廃棄物総排出量：2,357万トン（2011（平成23）年度2,375万トンから0.8%減少）

・業種別排出量：

上下水道業 1,378万トン（総排出量の58.5%）

建設業 817万トン（同34.7%）

製造業 99万トン（同4.2%）

※ また、上下水道業を除く排出量（979万トン）で見ると、建設業から排出される廃棄物が83.5%を占めている。

・種類別排出量

汚泥 1,669万トン（総排出量の70.8%）

汚泥の内訳：下水道汚泥 1,324万トン（同56.2%）

建設汚泥 244万トン（同10.3%）

上水汚泥 54万トン（同2.3%）

がれき類 480万トン（同20.4%）

※ また、上下水道業を除いた排出量11,055千トンで見ると、汚泥が2,927千トン（上下水道業を除いた排出量の26.5%）、がれき類が5,868千トン（同53.1%）となっており、この2種類で全体の79.6%である。

【最終処分量】

・最終処分量 88万トン（総排出量の3.7%）

・業種別最終処分量

建設業 44万トン（最終処分量の49.7%）

製造業 24万トン（同27.1%）

上下水道業 10万トン（同11.9%）。

・種類別最終処分量

ガラス・陶磁器くず 32万トン（最終処分量の36.1%）

混合廃棄物 14万トン（同16.4%）

がれき類 11万トン（同12.0%）

【再生利用量】

・再生利用量 719万トン（総排出量の30.5%）

・種類別再生利用率

金属くず 98.8%

がれき類 95.9%

鋳さい 93.3%

【都内処理量】

・都内中間処理量 1,700万トン（中間処理量2,325万トンの73.1%）

※ 上下水道業を除いた中間処理量957万トンについて見ると、都内で中間処理されている量は332万トン（上下水道業を除く中間処理量の34.7%）となる。

・都内最終処分量 14万トン（最終処分量88万トンの16.0%）

※ また、上下水道業を除いた最終処分量77万トンのうち、都内で最終処分されている量は4万トン（同5.6%）となっている。

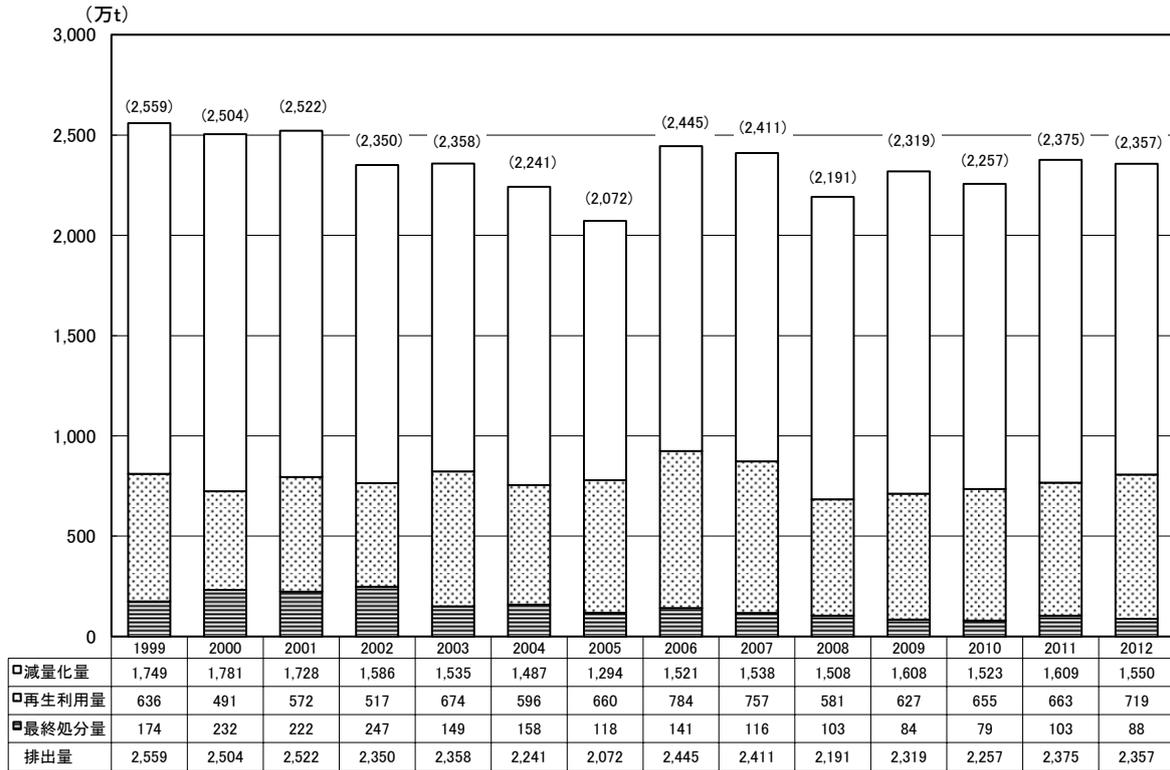


図2 産業廃棄物処分方法別推移

・不法投棄の現状

表2 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
スクラム	不法投棄件数	256 (0)	128 (0)	124 (0)	124 (0)	100 (0)	93 (0)	79 (0)
	不法投棄量	55 (0)	38 (0)	94 (0)	25 (0)	17 (0)	28 (0)	21 (0)
全 国	不法投棄件数	554	382	308	279	216	192	187
	不法投棄量	131	102	203	57	62	53	44

※カッコ内は内数で、都内の不法投棄件数・量である。件数は10トン以上の大規模なもの

※スクラムとは、産廃スクラム32構成自治体内を指す。

・スーパーエコタウン事業の概要

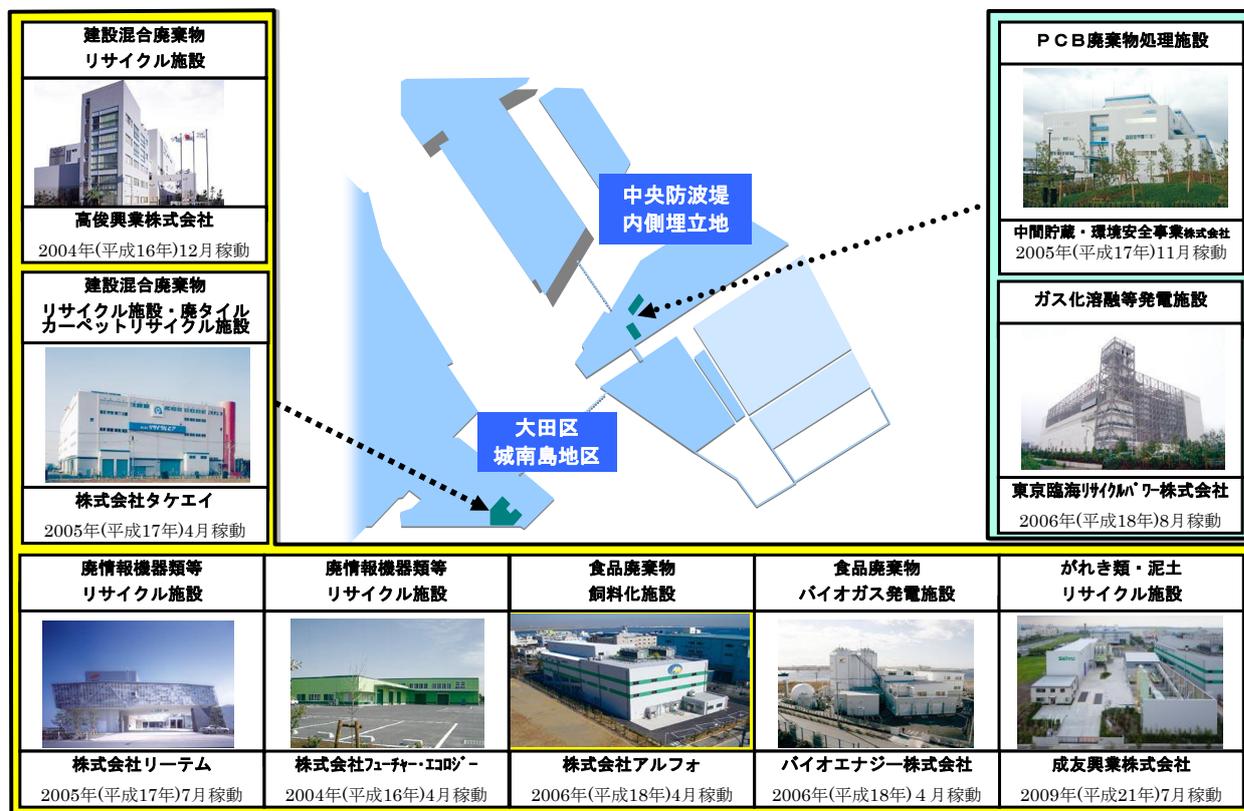


図3 稼働中の施設一覧

表3 整備中の施設一覧

公募時期	第3次公募 (2013(平成25)年9月公募・12月決定)		第2次公募 (2006(平成18)年5月・7月決定)
事業者名	(株)アルフォ・イー	成友興業(株)	S. P. E. C(株)
事業内容	食品廃棄物 飼料化・バイオガス発電施設	埋設廃棄物・汚泥 リサイクル施設	埋設廃棄物等 リサイクル施設
基本協定締結	2014(平成26)年1月	2014(平成26)年1月	2006(平成18)年8月
施設稼動予定	2017(平成29)年4月	2016(平成28)年11月	2017(平成29)年3月

4 国連 持続可能な開発目標

(2015 (平成 27) 年 9 月 25 日第 70 回国連総会で採択)

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>> (外務省仮訳)

我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み (10YFP) を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。

12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライ・チェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。

12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抄)

(都道府県廃棄物処理計画)

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第5条の6 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

6 用語の解説

あ行

RPF 廃棄物由来の紙、プラスチックなどを主原料として、圧縮成形、押出成形などによって固形化した燃料のこと。Refuse derived paper and Plastics densified Fuel の略称。

ISO ISO とは、International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称であり、様々な分野の国際規格の作成を行い、国際取引の円滑化等を図っている組織のこと。ISO26000 は、2010（平成 22）年に発行された、企業の CSR（Corporate Social Responsibility（社会的責任））に関する包括的な規格である。また、そのうち、持続可能な調達が重要であることから、持続可能な調達活動に関する手引きである ISO20400 が、早ければ 2016（平成 28）年中に発行される見込みである。

一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物のこと。このまとめでは、一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物とに区分している。

一般廃棄物会計 地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出したもの

イベント回収 地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した物品を回収する方式。小型家電リサイクル等で行われている。

海ごみ 海岸に打ち上げられたごみは「漂着ごみ」といわれる。また、海面や海中を流れて乗って漂っているものを「漂流ごみ」、海底に沈下して堆積したものを「海底ごみ」と言い、これらを合わせて「海洋ごみ（海ごみ）」という。

エコラベル商品 商品が販売されるまでに既に発生している環境負荷のデータや、使用時の環境負荷に関する情報、環境負荷を低減するための廃棄時の注意事項や取扱方法など、環境側面に関する情報を消費者に分かりやすく伝えるためのシンボル、図形等が付された商品のこと。

エコセメント 焼却灰等を主原料として製造されるセメントのことであり、日本工業規格（JIS）に定められている。都内には、多摩地域の清掃工場から排出される焼却灰を受け入れるエコセメント化施設が東京たま広域資源循環組合で整備されている。

NGO/NPO NGO は、Non-Governmental Organization（非政府組織）の略。NPO は、Non-Profit Organization（非営利法人）の略

か行

海岸漂着物 海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物

海岸漂着物対策推進計画 海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法：平成 21 年法律第 82 号）に基づき、都は、島しょ地域海岸漂着物対策を総合的かつ効果に推進するため、「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」（2013（平成 25）年 7 月）及び「伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画」（2014（平成 26）年 6 月）を策定している。

海洋汚染防止法 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）

海洋投入処分 1972（昭和 47）年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）第 21 回締約国会議において、我が国は、陸上処分を原則とした上で、ロンドン条約で海洋投入が許容されている廃棄物についても、処分量を抑制していくことを表明した。以降、この方針は国際公約となっている。この条約に基づき、海洋汚染防止法で海洋投入処分の規制を行っているが、これまで海洋投入処分が認められていた有機性汚泥や赤泥などは順次陸上処分に移行しており、現在、我が国で海洋投入処分が行われているのは建設汚泥のみである。

合併浄化槽 し尿とその他の生活排水とを合わせて処理する浄化槽のこと。これに対して、し尿のみの処理を行うものを単独処理浄化槽という。

関東地域ブロック行動計画 「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」において、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）の災害時の廃棄物対策について、都県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携方法等をまとめた計画

環境配慮契約 グリーン契約（環境配慮契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことをいう。環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号））は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものとしている。

九都県市 首都圏の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の計 9 自治体のこと。九都県市は、共同で九都県市首脳会議を設置している。廃棄物処理問題については、首脳会議の下部組織として廃棄物問題検討委員会を設置して、首都圏における廃棄物問題の解決に向け、地域間の連携を強化している。

杭基礎工法 構造物の建設において、浅い基礎では構造物を支えることができない地盤の場合に、構造物を支える基礎として深く杭を打ち込む工法のこと。

欠格要件 廃棄物処理業の許可申請者の一般的適正に関して、法に従った適正な業の遂行を期待できないものを類型化して排除することを趣旨として定めた要件。申請者が欠格要件に該当する場合には許可を受けることができないほか、廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合には許可が取り消される。

建築物環境計画書制度 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」に基づき、建築物の新築・増築の際に環境配慮に関する設計内容を記載した建築物環境計画書の提出を計画時・完了時それぞれで義務付けた都の制度

建設泥土 シールド工法によるトンネル工事や杭基礎工事等から発生する泥状のものうち、含水率が高く、粒子が微細な泥状の土のこと。廃棄物処理法上の汚泥に該当する。なお、「泥状」とは、ダンプトラックに山積みができず、その上を人が歩けない状態をいう。

建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品のこと。種類としては、建設発生土、建設発生木材、コンクリート塊などがある。社会資本の更新を迎えるなか、発生量の増加が見込まれている。

広域認定制度 廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、地方公共団体ごとの許可

を不要とする特例制度のこと。

高効率化 このまとめでは、ボイラーの高温高压化や低空気比燃焼などの技術を用いて廃棄物の持つエネルギーを効率的に回収したり、設備稼働における熱損失を少なくするなどして、投入するごみ量当たりの発電量を増加させること。

鉱石の品位 鉱石中に含まれている、目的とする金属の含有量のこと。近年は鉱石の品位低下が見られ、採掘コストや精製に必要なエネルギーが増大している。

さ行

再生利用指定制度（産業廃棄物） 廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき、再生利用されることが確実な産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う者を、再生利用を促進するための措置として、都道府県知事が産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として指定すること。一般指定と個別指定がある。

再生骨材 解体コンクリートからコンクリートに使用されていた砂利、碎石、砂を取り出して、それを新たなコンクリートの骨材としたもの。品質によって、H、M、Lの3種類に分けられる。Hクラスは普通骨材と同等の品質を有し、M、Lとなるに従い品質が低下する。

再生碎石 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊を破碎・粒度調整したもののこと。路盤材などに再生利用される。

在宅医療廃棄物 在宅医療に伴って発生する注射針などの廃棄物のこと。

雑紙 ざつがみ 雑紙とは、家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものを言う。また、オフィスから排出される同様のものは「オフィスペーパー」としている。このまとめでは、「雑がみ」と「オフィスペーパー」の両方を指す。

サプライ・チェーン 原料の段階から製品やサービスがユーザーへ届くまでのプロセスのつながりのこと。

サルベージ・パーティ 家庭で使わない食材を持ち寄り、シェフがその場で食材を組み合わせ、素敵な一品料理に仕上げた皆でおいしく食べきるシェアパーティのこと。

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法に基づく政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

シールド工法 シールドマシンと呼ばれる掘削機でトンネルを掘り進みながら、同時に内壁を組み立てていく工法のこと。

GPS Global Positioning System（全地球測位システム）人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。

資源効率 EUは、環境への影響を最小にしながら地球の有限な資源を持続可能な方法で使うことと説明している。また、より少ない投入でより大きな価値をもたらすためにより少ないものからより多くを創り出すとしている。このまとめでは、資源効率の向上とはライフサイクルを通じた省資源化ということとしている。

資源ロス このまとめでは、資源の無駄遣いという意味合いで使っている。

自然資本 自然資本は、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉える

ことができる。

持続可能な消費・生産 1994（平成6）年にノルウェーのオスロで開催された「持続可能な消費に関するシンポジウム」によれば、「持続可能な生産並びに消費とは、基本的必要性を満たして生活の質を向上させ、同時に、将来の世代のニーズを脅かさないよう、そのライフサイクルにおいて、自然資源の使用、有毒物質、廃棄物・汚染物質の排出量を最小限に抑えるような財とサービスの使用である。」としている。

持続可能な調達 サプライチェーンにおける人権、労働、環境問題等に配慮して原材料、製品等を購入すること。

実装 一般には、装置などを構成する部品を実際に取り付けるこという。このまとめでは、課題解決していくために必要な技術やノウハウ、仕組みを既存のシステムに組み込むなどして実用化し、機能させること。

首都直下型地震 都が公表した「首都直下地震による東京の被害想定」によると、東京湾北部地震及び多摩直下地震を首都直下地震と定義している。想定されるマグニチュードはいずれも7.3。被害想定の特徴は、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲になること、東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大T.P.2. 61mであること及び東京湾北部地震の死者が最大で約9,700人と想定されている。

循環型社会形成推進基本計画 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づき、国が、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める、循環型社会の形成に関する基本的な計画のこと。

循環的利用 循環型社会形成推進基本法における「循環的な利用」（再使用、再生利用及び熱回収）のことをいう。このまとめでは、再生利用（マテリアルリサイクル）だけでなく、循環的利用を推進することとしている。

焼却灰のセメント原料化 普通ポルトランドセメントの原料として、粘土、石灰石、せっこう、けい石等が使用されるが、この中の粘土の代替原料として焼却灰を使用すること。

消費者教育 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のこと。

食品ロス 食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。
(1)消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、
(2)食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、(3)食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。

森林認証木材 持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材のこと。世界自然保護基金（WWF）が中心となって設立した森林管理協議会（FSC）や、日本林業協会などがつくる緑の循環認証会議（SGEC）などの認証がある。

生産年齢人口 生産活動に従事する年齢の人口のこと。15歳から64歳までの人口がこれに当たる。

た行

第三者評価制度 (1)健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、(2)優良な処理業者の育成と適正処理の推進、(3)排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を「産廃エキスパート」・

「産廃プロフェッショナル」として評価・認定する制度である。2009（平成 21）年 10 月から開始

多様性 このまとめでは、人種などがより多様になっていくこととして使っている。

適正処理困難物・危険物等 処理過程で危険なもの、有害なもの、感染の恐れがあるものなど処理上困難を伴うもの。

東京都建設リサイクルガイドライン 東京都建設リサイクル推進計画に定める施策を着実に推進するため、施策ごとの詳細な実施方針等について定める指針として、1999（平成 11）年 12 月に都が策定したもの。

東京都建設リサイクル推進計画 都内における建設資源循環の仕組みを構築するため、公共と民間工事双方を対象とした計画。国の「建設リサイクル推進計画」や「建設リサイクル推進計画（関東地域版）」と相まって、都内における建設資源循環を推進するために策定するもの。最新の計画は 2008（平成 20）年 4 月策定

東京都分別収集促進計画 容器包装リサイクル法に基づき、都内の全 62 区市町村が策定した分別収集計画における分別収集見込量等を取りまとめるとともに、都としての容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集促進に向けて取り組むべき事項を示した計画。最新の計画は 2013（平成 25）年 9 月策定

トレーサビリティ 製造工程などの検査で、工程を追跡することやもう一度逆にたどることができることを言う。

な行

熱回収（サーマルリサイクル） 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や地域冷暖房などに活用すること。

は行

パームオイル アブラヤシから採れる安価な植物油。インドネシア・マレーシア等で生産される。

バイオマス発電 木材、動物のふん尿、食品廃棄物など、有機性資源を用いた発電のこと。直接燃焼やメタン発酵などの方法がある。

廃棄物発電 廃棄物の燃焼により発生する熱をボイラーで回収して行う発電や、廃棄物を熱分解して発生するガスを燃料とした発電のこと。このまとめでは、広く廃棄物のエネルギー利用を推進することとしている。

廃石綿及び石綿含有産業廃棄物 前者は石綿建材除去事業により除去された石綿などのこと。飛散のおそれがあり、特別管理産業廃棄物に指定されている。後者は工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する産業廃棄物（廃石綿等を除く。）のこと。

PCB 廃棄物 PCB（ポリ塩化ビフェニル）及び PCB が塗布されたものや付着したものなどが廃棄物になったもののこと。PCB 特別措置法施行令により平成 39 年 3 月 31 日までに処理することが定められている。

PCB 処理事業所 事業者が保管する PCB 廃棄物の処理を行っている事業所のこと。高圧トランス・コンデンサ等の高濃度 PCB 廃棄物は「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」（JESCO）で処理を行っている。低濃度 PCB 廃棄物については国が認定する無害化処理認定

施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っている。

微量PCB廃棄物 PCBを使用していないとする電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むもののこと。PCBの濃度が0.5ppmを超えた場合は、国が認定する無害化処理施設において処理することとされている。0.5ppm以下であることが確認できれば、通常の産業廃棄物として処理できる。

フードバンク 食品の品質には問題がないが通常の販売が困難な食品を、NGO/NPOが食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動のこと。

フロン類 炭素、フッ素、塩素などからなる化合物で、様々な種類がある。エアコンや冷蔵・冷凍機器に冷媒として使われているが、大気中に放出されるとオゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすため、フロン排出抑制法により排出の抑制が図られている。

ペーパーレス化 紙を使わずに情報や資料をコンピューターなどによって処理・保存するようにすること。

ま行

マンション環境性能表示 都の建築物環境計画書制度において、建築物環境計画書の内容に基づいて都が評価し、都内の大規模な新築又は増築マンションの販売広告に、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「太陽光発電・太陽熱」、「建物の長寿命化」、「みどり」という5つの環境性能を示すラベルの表示を義務付ける都の制度

モデル事業 このまとめでは、平成27年3月に策定した『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』で掲げる、①資源ロスの削減の促進、②エコマテリアルの利用の促進、③廃棄物の循環利用の更なる促進、の3本の施策の柱に即した取組を進めるために、事業者等と東京都が共同で実施している先行的な取組のことを指す。

や行

溶融スラグ 焼却灰を高温に加熱して溶融し、その後冷却して固化したもの。処理過程で高温になるためダイオキシン類を分解でき、また灰に含まれる重金属を封じ込めることができる。舗装用骨材や埋戻材等として利用される。

ら行

ライフサイクル 製品の原材料調達から、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全ての過程・サイクルのこと。

リユース容器 イベント等で使用される使い捨て容器に替えて使用する、洗って再使用（リユース）する食器やカップ、箸類などの総称のこと。

レアメタル 地球上の存在量がまれであるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要な金属

路盤材 アスファルト舗装の下地となる路盤の材料のこと。

7 東京都廃棄物審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

石 塚 幸右衛門	瑞穂町長
江 尻 京 子	ごみ問題ジャーナリスト
金 丸 治 子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
蟹 江 憲 史	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
鬼 沢 良 子	NPO 法人持続可能な社会を作る元気社事務局長
小 林 治 彦	東京商工会議所理事産業政策第二部長
斉 藤 崇	杏林大学総合政策学部准教授
佐 藤 泉	弁護士
杉 山 涼 子	常葉大学社会環境学部教授
高 橋 俊 美	一般社団法人東京都産業廃棄物協会会長
辰 巳 菊 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
田 中 勝	公益財団法人廃棄物・3R 研究財団理事長
戸 部 昇	公益社団法人東京都リサイクル事業協会副理事長
並 木 克 巳	東久留米市長
橋 本 征 二	立命館大学理工学部教授
松 野 泰 也	東京大学大学院工学系研究科准教授
宮 脇 健太郎	明星大学理工学部教授
安 井 至	独立行政法人製品評価技術基盤機構名誉顧問
山 崎 孝 明	江東区長
米 谷 秀 子	一般社団法人日本建設業連合会環境委員会 建築副産物部会長

8 東京都廃棄物審議会、同資源循環部会及び廃棄物部会審議経過

1 東京都廃棄物審議会審議経過

会議名	開催年月日	審議内容
第14回廃棄物審議会	平成27年 6月10日	諮問及び部会の設置
第15回廃棄物審議会	平成27年 11月27日	廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）案
第16回廃棄物審議会	平成28年 1月27日	廃棄物処理計画の改定について（最終のまとめ）案

2 東京都廃棄物審議会資源循環部会及び廃棄物部会審議経過

会議名	開催年月日	審議内容
第1回資源循環部会	平成27年 7月30日	エコマテリアルと持続可能な調達について
第1回廃棄物部会	平成27年 7月29日	建設廃棄物処理の現状と課題
第2回資源循環部会	平成27年 9月14日	資源ロスをめぐる課題
第2回廃棄物部会	平成27年 9月17日	事業系廃棄物をめぐる課題、及び災害廃棄物対策
第1回合同部会	平成27年 10月21日	廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）骨子案
第2回合同部会	平成27年 11月 4日	廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）案

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
	○枯渇性資源、自然環境への影響	
1	(1)天然資源の消費に伴う、枯渇性資源の減少も問題であるため、以下のように修正すべき。 「一方、天然資源の掘削、消費に伴い、世界的に、天然資源の減少に加え、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少に代表される環境影響が増大している。」	21-01
2	(2)鉱石の品位低下に伴い、掘削体積の増加(=自然環境の改変規模の増加)も生じているため、以下のように修正すべき。 「金属資源の需要が増える一方、銅などの鉱石の品位低下に伴い、単位当たりの生産に伴うエネルギーや自然環境の改変規模が増加している。」	21-02
	○事業者の責任に関して	
3	(1)Redesign 製品の設計変更 製造者がゴミ発生が少なく、リサイクルしやすい製品や包装を含めてモデルチェンジする。 ゼロウェイスト推進の欧米科学者の間では再生できない製品を生産者は作るべきでないと言っています。	11-10
4	(2)企業自体がゴミ問題にもっと真剣に向き合うことが必要。拡大生産者責任は元より、企業が廃棄する廃棄物や廃材への考え方も改めて行くべき所が多数有ると感じる。東京がそのリーダーシップを執って行くべき。	12-01
5	(3)昔は今のようゴミの分別は必要なかったはず・・・なぜかと言えば豆腐はボールで受け取り、納豆は藁苞に包まれていた。現代の過剰包装がゴミを増やし、分別を面倒に複雑にしている現状をもっと真剣に考えて欲しい。それにはやはり拡大生産者責任をもっと真剣に考えていくべきである。	12-06
6	(4)第二に、汚染者負担の原則によって、実質的に環境悪化をもたらす工業製品の発生を抑制することです。これは、EPR(拡大生産者責任)とよばれ、1964年に日本も加盟したOECD(経済協力開発機構)が提唱する廃棄物削減政策の1つです。世界では、ドイツなど先進諸国を中心として、EPRの徹底化が進められていますが、日本では2000年に導入されたEPRが、産業界の意向で政治的に骨抜きにされ、廃棄物を削減する道は閉ざされました。	18-02
	○脱焼却に関して	
7	(1)ゴミ焼却設備の低減—世界的傾向 ゴミ焼却場の灰や排気の環境負荷と有害性から欧米、豪州、台湾、韓国などではゴミ焼却場が減少傾向にあります。焼却灰から作るエコセメントや道路の材料として再利用することは将来解体破壊される際に有害物質が影響する危険性があり得策ではありません。 ゴミ焼却より4Rのゼロウェイスト型ゴミ処理の方が、ゴミ回収処理コストが下がり、更に住民の雇用も生み出します。ゼロウェイスト宣言都市のゴミ回収業者は経済的にもしっかり成立っています。	11-12
8	(2)欧米などのゼロウェイスト推進都市(イタリアミラノ、ベネト州、カパーノリなど)やリサイクル・堆肥化・嫌気性発酵発電などの専門家などをご紹介します。4百万都市ミラノのゴミ分別回収とリサイクル・堆肥化の推進、更にハンガリー、スロベニアなどにゼロウェイストを紹介推奨するゴミ処理システムと技術の専門家集団がミラノにおりますし、カリフォルニアにも専門家たちがいます。	11-13
9	(3)燃やせばリセットされるような考え方は改め「燃やさない」ということが大切だという考え方を広めることが大切。焼却灰の粉塵による健康被害を受けている事等の実態把握をするべき。	12-05
10	(4)世界の主要都市に目を向けてみると、ごみを「焼却して、埋める」という日本の旧態としたごみ政策が目立ちます。日本では、焼却率は79%にも上っています。 一方、韓国の焼却率は日本の4分の1(20%)、また、欧州の多くの都市は日本の3の1と低く、最近では、イタリアの諸都市が、ZW政策の実現に積極的なことが注目されます。また、アメリカの西海岸の多くの都市のリサイクル率は70~80%と高く、最近ニューヨーク市長は、2070年までに、現在のリサイクル率26%を70%に高めるとの談話を発表しました。 「ごみは燃やすもの」という日本の常識は、世界の非常識になっています。 第12回自治体全国集会・第三分科会は、「ごみを作らない、燃やさない埋め立てない」をめざしたゼロ・ウェイスト宣言の制定を、全国の自治体に要望します。	18-03
	○静脈ビジネスとの連携	
11	(1)産廃業者認定制度に関する国との役割分担 国の産廃処理業者の認定制度は、許可の有効期間が7年間に延長されること、全国規模の事業活動がごく当たり前の産廃処理業者にとって申請手続きの負担軽減になること、申請手数料の負担がないなどのメリットがあります。 一方、東京都における産廃業者の第三者評価機関による優良性基準適合認定制度は、産廃処理業者の育成を通じて業界の全体的な底上げに寄与してきました。 東京都の制度によって優良業者に育った業者が順次「卒業し」、国の制度に移行していくという形で役割分担すべきです。 もう一つ重要な役割は、国と緊密に連携して優良業者の活用を積極的に民間排出事業者に働きかけることです。例えば、金融機関に制度の主旨をよく理解してもらうというのも有効な手立てです。信用調査に関連して金融機関は様々な排出事業者と接点があるからです。あるいは、優良業者のエリアマップもその一つです。個々の排出事業者にとって身近に優良業者がいるかどうかという情報が容易に得られないからです。 産廃処理業者が優良認定制度に期待していることは、認定を受けることによって差別化が図られ、事業運営上有利になることです。しかし、残念ながらこうした期待に応える状況にはありません。認定を受けた後の具体的フォロー体制の整備が重要であることを明記願います。	31-02
12	(2)リサイクルを促進するためには、優良な再生処理業者に委託するインセンティブを与えることが効果的である。 このため、廃棄物処理業者のうち、廃棄物(逆有償物)を原材料としていても、再生処理により十分な市場性を有する製品を製造する者であって、製造過程で発生する廃棄物の量が一定割合以下である者については、「特定再生処理業者」等として特別な許可又は認定を行い、こうした業者に処理を委託する場合には、一般廃棄物の処理を他の市町村にある施設で行う場合の通知や、産廃 manifests の交付を省略できるようにするなど、大幅な規制緩和を行い、優良な再生処理業者の活用を促進するよう、国に働きかけることが必要である。	20-02
13	(3)リサイクルを促進するためには、優良な再生処理業者に委託するインセンティブを与えることが効果的である。 このため、廃棄物処理業者のうち、廃棄物(逆有償物)を原材料としていても、再生処理により十分な市場性を有する製品を製造する者であって、製造過程で発生する廃棄物の量が一定割合以下である者については、「特定再生処理業者」等として特別な許可又は認定を行い、こうした業者に処理を委託する場合には、一般廃棄物の処理を他の市町村にある施設で行う場合の通知や、産廃 manifests の交付を省略できるようにするなど、大幅な規制緩和を行い、優良な再生処理業者の活用を促進するよう、国に働きかけることが必要である。	21-05
14	(4)埼玉県の廃材処理プラント、リサイクル製品製造会社1社の考え方を広めることは出来ないだろうか。	12-02
15	(5)単なる情報漏洩対策は、廃棄物・資源循環行政の範囲外であるため、以下のように修正すべき。 「廃情報機器や機密書類からの情報漏えいを防止しつつ、適正に処理するための取組状況についても周知すべきである。」	21-15
16	(6)現在、都が許可している収集運搬業者(産廃)数は約15,000と言われている。その為廃棄物処理料金(収集運搬・処分)に係る過当競争が激しく、しばしば、適正処分料金を下回る額で受託するケースが散見され、不適正処理されるとのうわさを聞く。優良性評価制度及び第三者評価制度を有効なものとする方策を検討すべきである。	36-03

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
17	<p>(7) 持続的な資源回収システムの維持・強化について <競争入札の弊害排除について> 東京都資源回収事業協同組合の組合員は、家庭系・事業系等各排出チャンネルを通じ、地域住民や事業者と信頼関係を築き、資源物を回収し、撰分・加工して参りました。また、平成に入ってからは、行政が新たな資源回収事業を行うに当たり、各地域で協業化・組合化を図り、この事業の受け皿となることで、地域のごみ減量や資源循環社会の構築に寄与して参りました。しかしながら、近年の財政逼迫等を背景に、資源収集・中間処理業務等を競争入札に切り替える自治体が散見されるようになって参りました。この結果、資源収集・中間処理委託業務において、相場と乖離した安値で落札した事業者が回収することとなり、地元資源回収業者の扱い量が減少してしまう事例が発生しています。資源回収業者は、立地地域の行政回収・集団回収・事業系回収等の様々な回収ルートから回収した資源を売り渡し、トータルで事業を営んで参りますが、行政による競争入札は、こうした事業環境を不安定に陥らせ、ひいては地域の回収機構の衰退に拍車をかけることになってしまいます。</p> <p>各区市町村のいわゆる清掃・リサイクル条例には、『資源回収業者への協力要請及び支援』という再利用促進のための首長の努力規程が定められております。これは循環型社会の形成には市民・行政・資源回収業者がパートナーシップをもって取り組む必要があるため、地域の資源回収業者を疲弊させる規定ではありません。他方、環境省からは通知(H26.10.8)※も出ており、区市町村は本趣旨に沿った対応が図られるべきと考えます。東京都廃棄物処理計画改定にあたり、私どもが地域で構築してきた民間の資源回収機構を改めて社会的な不可欠なインフラと位置付けいただき、区市町村に対しまして競争入札の弊害をご認識いただけるような記述を求めます。</p> <p>※「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用について(通知)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、平成26年10月8日)</p>	22-01
18	<p>(8) <競争入札の弊害排除について> 東京都資源回収事業協同組合の組合員は、家庭系・事業系等各排出チャンネルを通じ、地域住民や事業者と信頼関係を築き、資源物を回収し、撰分・加工して参りました。また、平成に入ってからは、行政が新たな資源回収事業を行うに当たり、各地域で協業化・組合化を図り、この事業の受け皿となることで、地域のごみ減量や資源循環社会の構築に寄与して参りました。しかしながら、近年の財政逼迫等を背景に、資源収集・中間処理業務等を競争入札に切り替える自治体が散見されるようになって参りました。この結果、資源収集・中間処理委託業務において、相場と乖離した安値で落札した事業者が回収することとなり、地元資源回収業者の扱い量が減少してしまう事例が発生しています。</p> <p>資源回収業者は、立地地域の行政回収・集団回収・事業系回収等の様々な回収ルートから回収した資源を売り渡し、トータルで事業を営んで参りますが、行政による競争入札は、こうした事業環境を不安定に陥らせ、ひいては地域の回収機構の衰退に拍車をかけることになってしまいます。</p> <p>各区市町村のいわゆる清掃・リサイクル条例には、『資源回収業者への協力要請及び支援』という再利用促進のための首長の努力規程が定められております。これは循環型社会の形成には市民・行政・資源回収業者がパートナーシップをもって取り組む必要があるため、地域の資源回収業者を疲弊させる規定ではありません。他方、環境省からは通知(H26.10.8)※も出ており、区市町村は本趣旨に沿った対応が図られるべきと考えます。東京都廃棄物処理計画改定にあたり、私どもが地域で構築してきた民間の資源回収機構を改めて社会的な不可欠なインフラと位置付けいただき、区市町村に対しまして競争入札の弊害をご認識いただけるような記述を求めます。</p> <p>※「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用について(通知)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、平成26年10月8日)</p>	27-01
19	<p>(9) 自治体による古紙売却に係る高値入札 現在、各自治体では、ごみ減量・リサイクル推進の観点から、委託等によって古紙等の資源物の回収を行っています。こうして行政回収された資源物のうち古紙については、古紙問屋に持ち込まれ、製紙原料として利用できない禁忌品の除去等の後、圧縮・梱包され、製紙メーカーに納入されています。</p> <p>このように古紙問屋は、行政回収された古紙についても円滑に製紙原料として利用されるようその役割を果たしてきました。しかし、近年、自治体の中には、古紙の売り払いに際して古紙市況を考慮せずに入札を行う自治体が見受けられます。これでは、民民ベースによる回収・選別・圧縮梱包等を経て古紙を製紙原料として供給するという古紙リサイクルシステムが壊れ、長い目でみますと、ごみ減量・リサイクルの推進に支障が生じるおそれがあります。</p> <p>そこで全国製紙原料商工組合連合会では加盟各地域組合(東京都等関東地区では関東製紙原料直納商工組合)などと連携して、実際に入札を行っている自治体に対して、入札を行う場合には、日頃からリサイクルシステムの重要性を熟知し、その維持に努めている次のいずれかの要件を備えた事業者を活用するよう個別に申し入れてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法第20条の2に規定する再生資源事業者として登録された事業者 ・当組合が加盟する全国製紙原料商工組合連合会が自主制定している古紙商品化適格事業所に認定された古紙問屋 <p>今回の中間のまとめでは、区市町村のリサイクルの取組推進を項目として掲げていますが、行政回収後の売却については言及していません。しかし、上記のことは永年円滑に機能してきた古紙リサイクルシステムを破壊しかねない重要な問題という認識に立ち、高値入札に関する警鐘を鳴らす主旨の記載をされるよう求めます。</p>	29-01
○環境教育・広報普及に関して		
20	<p>(1) Reduce ゴミの削減 ゴミの環境負荷やG3削減の必要性を住民に教育や宣伝活動を進めて、住民参加のゴミ削減運動。</p>	11-07
21	<p>(2) 不測の事態に対応できるように平常時のごみ処理について啓蒙が必要だと感じる。</p>	12-03
22	<p>(3) 食品ロスは、市区町村の広報での啓発と、学校での環境教育が有効である。</p>	26-01
23	<p>(4) 海ごみの問題を環境教育で伝え、ポイ捨て禁止とリユース、リース、レンタル社会が製品の長寿命化を進め、ごみ社会を変えることを伝える。</p>	26-07
24	<p>(5) 東京都廃棄物処理計画の改定について(中間のまとめ)を拝見させていただきました。私は、地方(岡山)にあるリサイクル業者の担当であるため、直接の関わりは少ないかもしれませんが、日本のリーダーとして廃棄物処理の課題に対し、持続可能な先進的取組を実施していただき、全国へ広げていただければと思います。「第2章 2多様な主体との連携」に、先進的な企業、関係業界、都民、区市町村、九都県等との連携とありますが、それぞれに必要な性、重要性を理解していただき、推し進めていただきたいと思います。特に、学校教育における環境教育に時間をとっていただきたいと思っています。</p>	32-01
○九都県市との連携		
25	<p>(1) 11頁「九都県市の活動や関東他自治体との広域的連携」 ⇒ 九都県市で、処理業許可関係の届出書式や添付書類等の統一化をご検討頂き、更なる迅速な行政サービスの実現を目指して頂きたいです。 ⇒ 廃棄物該当性の判断については、各自治体の裁量に委ねられている状況ですが、廃棄物該当性の判断基準についても統一見解を示して頂きたいです。</p>	33-01
26	<p>(2) 9都県市で許認可事務、マニフェスト対策状況を1本化して外部委託し、届出書式や添付書類の統一、許可有効期限の統一による迅速な行政サービスを実現すべきと考える。</p>	36-01
27	<p>(3) 東京都が中心となり、9都県市が共同して外部委託し、許認可業務・マニフェスト交付状況報告等を一本化し、届出書式や添付書類の統一・許可有効期間の統一による、迅速な行政サービスが実現できればよいと思っています。</p>	14-01

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
28	<p>(4) 九都県市の広域的連携の在り方について(第10項～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可業務の一元化 現在、自治体毎に行っている廃棄物処理業及び収集運搬業の許可について、信頼のおける特定の外部機関へ業務を委託する等によって、九都県市を一本化する方向性を検討して頂きたい。 ・多量排出事業者及びマニフェスト交付状況報告 多量排出事業者及びマニフェスト交付状況報告については、同一の都道府県内でも事業場毎に自治体へ各々作成・提出しているが、統一されているはずの書式や内容が統一されていない自治体もあり、年に1回にせよ、その作業は負担が大きい。(品目毎の最終処分状況等、中間処理業者以降の2次マニフェストで対応すべき報告内容も含まれているケースもある。本来は企業単位であるべきなのでは?) 従って、報告書については自治体別に作成するにせよ、九都県市での記載内容の簡素化と書式の完全統一を図り、提出先も一本化すれば省力化に繋がると思われるので、是非ともご検討をお願いしたい。また、公共工事の仕様書において電子マニフェスト利用の義務化を徹底して頂き、電子マニフェスト利用業者が大半になれば、紙マニフェスト枚数も減り、交付状況報告業務も大いに省力化されるものと思われる。 ・排出事業者による現地確認 廃掃法の改正によって、排出事業者による現地確認が努力義務化されたが、排出事業者として各現場担当者が先方企業の経営状態も含めた現地確認をすることは、人員的にも能力的にも難しく、メインとなる施工品質管理面からも現場を離れるということについてのリスクが大きい。また、この確認がどれだけの効果があるのか評価されていない上、許可権者としての責任負担がなく、あまりにも排出事業者に偏りすぎている。 従って、IT、即ち電子マニフェストシステムをさらに発展させ、現場に行かずとも現地の処理状況等確認が認められるような、新たなシステム構築も可能なのではないか。(例えば、電子マニフェストシステム上で現地写真・映像が添付され、リアルタイムで確認出来る等) ・自治体の指導等 廃棄物の該当性や該当品目等、行政の見解にバラつきがある上、担当者によって指導内容が変わってくるといった事は、排出事業者にとって全社ベースで考えなければならぬ企業コンプライアンス管理上、大いに混乱を生じることになるため、本来あってはならない。九都県市内において統一して頂きたい。 	02-01
	<p>○目標に関して</p> <p>(1) 計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減について、一般廃棄物の再生利用率や最終処分量の削減目標など、東京都全体の数値目標と併せて、23区、多摩地域、島しょ別各目標を掲げてほしい。 東京都全体でみると再生利用率は全国平均よりも高いが、それは、多摩地域の高資源化率のおかげであり、23区は全国平均よりもかなり低いのが現状である。2020年度、2030年度と、目標が掲げられても、23区から見るとほど遠い目標であって絵に描いた餅に過ぎない。あるいは、あいかわらず多摩地域の高資源化率に委ねるからである。23区が、可能な限りの資源化率の向上を目指すように、別途、23区の資源化率の数値目標を掲げたほうが多少でも効果が見込めるのではないだろうか。 また、一般廃棄物の最終処分量は、2013(平成25)年度の実績は36万トンで、横ばい傾向が続いている。23区の主灰のセメント原料化事業も、まだまだ放射性物質の影響もあり、計画通りに事業が進むかどうか不明である。最終処分量の削減のためにも、基本は、ごみの発生抑制、ごみ焼却量の削減で焼却灰(主灰・飛灰)の総量を減らすことが重要である。そのためにも、23区の数値目標の削減目標を掲げて、再生利用率向上の施策をさらに推進する必要がある。</p>	15-01
30	<p>(2) これまで20年間、環境問題、とりわけごみ問題に取り組む活動に従事してきた者として意見を申し述べます。 一般廃棄物(以下、一廃と略)の再生利用率の計画目標値が低い。 東京都環境基本計画では、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指すとし、「できる限り高い目標を提示」するとしている割には、思い切った提案がなされていないことに失望しています。 具体的には、計画目標値を見ると一廃の再生利用率は、2020年目標27%、2030年目標37%となっています。東京都多摩地域を一つの圏域と考えれば、2013年度平均ですら37.5%を達成しています。また、ゼロ・ウェイスト宣言をしている徳島県上勝町は75%、福岡県大木町は62%、熊本県水俣市は40%です。2030年で37%の目標は到底首肯できません。</p>	34-01
31	<p>(3) 産業廃棄物(以下産廃と略)の再生利用率の計画目標値が低すぎ。 産廃の再生利用率が2013年実績の35%から2020年、2030年と変わらず、計画目標値とされています。これは納得できません。家庭ごみと違って、産廃の排出者は廃棄物の素性を正確に知り得る立場にあります。従って、その再生利用の方法についても知見がありはず。最近、拡大生産者責任の適用強化を求める声が高まっていますが、その主張に沿って考えれば、事業者はその製品の生産から廃棄に至る全ての場面で責任を持つことが求められます。2020年、2030年にも、再生利用率が現在の水準のままということは、産廃の再生利用率を上げるための施策は全くしないということでしょうか?大変疑問です。 このことは、最終処分量についても言えます。 一廃の最終処分量が2020年目標で2012年実績比で(-)10.6%、2030年目標が(-)41.3%であるのに対し、産廃はそれぞれ(-)14.5%、(-)17.9%となっています。2030年目標は一廃の半分以下です。一廃に比べ産廃に対する施策は弛いのではないかと、この点は是非見直しをしてください。</p>	34-05
	<p>○フードバンク活動に関して</p>	
32	<p>(1) ・食品ロスの削減 「フードバンク団体や食品を提供する企業と積極的に連携し、フードバンク活動の促進を図るべきである。」に大いに賛成である。</p>	15-02
33	<p>(2) 食品の大量廃棄が問題となっている。一方で、子どもの貧困が問題となっている。都内でも、子ども食堂や、貧困の子に食料をという直接支援団体も増えてきている。フードバンク活動との連携は必要性が増している。東京都でも、それらの活動が連携できるように支援してほしい。</p>	15-03
34	<p>(3) フードバンク活動に携わる者です。 対策にフードバンク活動の促進を含めて頂いている事は、食品廃棄ロス削減への寄与は当然ながら、その延長線上に生活困窮者、各種福祉施設などを援助できるという効果がある事も是非強調しておきたいです。 是非具体的に進めて下さるようお願いいたします。</p>	01-01
35	<p>(4) 「子ども食堂」「誰でも食堂」を地域のNGO/NPOなどと協力して進め、地域内のファーストフード店・スーパー・コンビニ等と連携し、消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進する。</p>	26-03
	<p>○資源ロスに関して</p>	
36	<p>(1) チラシの配布は合法的な広告宣伝活動であるが、ティッシュ、うちわ等の雑貨、サンプル品の配布など、他の広告宣伝活動に触れずに、チラシ配布の抑制だけを例示するのは不適切であるため、他の紙の発生抑制や排出抑制の事例に入れ替えるべき。 例えば、可燃ごみとして排出されるごみのうち〇〇%は紙類であり、そのうちの多くは紙資源として利用可能であると思われることから、雑紙の回収促進に関する意識啓発等を強化すべきである。</p>	21-04
37	<p>(2) ・「資源ロスの削減」について 東京都廃棄物処理計画の改定について(中間のまとめ)の中で、「資源ロスの削減」が主要課題として取りまとめられた事に賛同します。「持続可能な資源利用」の実現には、「資源ロスの削減」が最優先の課題と思われれます。 企業の収益構造を見直すとともに、都会でのライフスタイルを見直す事となるため、長期の廃棄物行政の重要な課題として、今改定が転換の第一歩として、定められる事を望みます。また、都民として可能な協力をしてゆきます。しかしながら、私達は新しい価値観を受け止めることができずにいます。是非とも東京都が主導する中で、企業の新たな価値観に合わせた収益構造改革や都民のライフスタイルの転換が進む事を望みます。</p>	24-01

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
	○レジ袋・容器包装削減に関して	
38	(1) 15ページのレジ袋有料化の推進について 東京都の主導のもとに、東京都、都内の全区市町村、販売事業者団体、市民団体でレジ袋有料化の取り組みに関する協議会を設置し、協定を締結して、都内全域でのレジ袋有料化を実施するよう要望します。	03-01
39	(2) EUはもちろんのこと、台湾、中国、韓国などでもレジ袋配布には厳しい規制がかけられています。無駄だけでなく、「危険なごみ」だからですが、日本では危険性に対する認識が不足していると考えています。 昨今、マイクロプラスチックが話題になっていますが、都内を歩いていても、レジ袋が風に舞っている光景をよく目にします。そのようなレジ袋は海を汚染し、汚染源になり、私たち人間にもやがて帰ってくることは既に知られていることから、ぜひ東京都が率先して、オリンピックまでには都内全域でレジ袋の大幅削減に向け、使用規制してほしいと考えています。 地方では、食品系スーパーのみ有料化することが多いですが、現在最も使用量が多いのは、コンビニです。しかもコンビニの小さいレジ袋は再利用されることもなく、大半がすぐさま捨てられています。道端に落ちているレジ袋もコンビニのものが多いように見えます。 2013年のレジ袋主要ユーザーを見て(トン/月) 1 セブンイレブン 360トン 2 ローソン 320トン 3 ファミリーマート 250トン に比べ、ヨーカドーは190トン、イオングループは180トン、となっています。2014年見込みは、コンビニはそのまま変化なく、スーパーはヨーカドーもイオングループも170トン、160トンとそれぞれ減少しています(包装資材シェア事典2014年版)。 ライフコーポレーションなどは、関東と関西のみの店舗のためか、主要ユーザーとしてはリストからもれていますが、京都市内店舗以外では有料化していないため、関東と関西ではイオンやヨーカドーなどより多くレジ袋を配布しているものと考えられます。 ぜひ、このような有料化していないスーパーやコンビニ、ドラッグストア、ホームセンターなどに、有料化、あるいは禁止、使用量制限など、有効な規制をかけて頂ければと思います。先進国で、これだけレジ袋が配布されている国はなく、日本を訪れる外国人に対し、本当に恥ずかしいと思います。東京都が率先してやって頂ければ、地方にも波及します。地方は、残念ながらコンビニに対しては無力です。 「東京モデル」として、大口ユーザーのみでも構いませんから、全ての業種に規制をかけて頂ければ、レジ袋はサービスではなく、有害なんだということが全国に伝わります(ベルギーではレジ袋は有害容器包装として課税の対象です)。	13-01
40	(3) 使い捨て型ライフスタイルの見直し 東京都の主導のもとに、都内の全区市町村、販売事業者団体、市民団体でレジ袋有料化の取り組みに関する協議会を設置し、協定を締結して、都内全域でのレジ袋有料化が実現できるような取組を推進してほしい。 日本では、レジ袋の有料化は、県単位、市単位で率先して取り組んでいる地域もあるが、都内では、大手スーパーの自主的取組が主で、そのほかの業態には広がりを見せていない。レジ袋有料化に取り組めない理由として、全てのお店が取り組まないと踏み切れないという事業者が多いという。 一方で、世界的には、海ごみなど、環境汚染や生態系へ深刻な影響を与えることから、国単位での規制が大勢となっている。2020年オリンピック・パラリンピックには、世界中、日本中から大勢の人が東京に集まってくる。それまでに、なんとか、東京でもレジ袋の無料配布を可能な限りなくしたい。	15-03
41	(4) 私は、〇〇委員として、「ごみ減量」に向けた取り組みを審議しています。 ごみ減量の大きな柱は、生ごみとプラスチック類だということは皆さん共通で、その対策にちえをしぼっているところです。 特に人が化学的に作り出した膨大なプラスチック類の処分、リサイクルは他のものとは比べ異質の困難があります。根本的な対策は、生産への適切な規制と目先の利便性に流される消費行動など私たちのライフスタイルの見直しだと考え、一步一步進めたいと取り組もうとしています。 プラスチックごみへの対策の一つが「レジ袋」です。日野市では数年来の取り組みでレジ袋を減らそうとスーパーなどに協力を呼びかけ、有料化などを進めてきています。有料化店では8~9割の方がマイバッグに、ポイントプラス店で半数以上がマイバッグになり、レジ袋削減への有効性は明らかです。しかし、実施する店が一定以上にはなかなか広がっていません。「客離れ」への不安があると思われます。レジ袋を減らしたほうがいい、減らしたいと考える業者は増えているのですが踏み出せないのが現状です。 欧米では、レジ袋の規制(禁止や課税)が進んできていると聞きます。最近の報道でも、海洋への流出によるマイクロプラスチック化と生物への食物連鎖の危険性が広く関心を呼んでいます。 こうした時、東京都が率先して『レジ袋の削減の推進』を廃棄物処理計画の改定で打ち出そうとしていることは大歓迎です。東京都の主導で、全都の自治体・事業者と団体・市民の協力が大きく前進することは確実です。 そして、『レジ袋』の取り組みが進む中で、プラスチック製品に対する生産や消費への関心も深まり、本来の循環型社会への取り組みにも大きな弾みが生じられると考えます。 ぜひとも今回の東京都の方針を推進されるよう強く要望します。	35-01
42	(5) また、都内全域でのレジ袋有料化を実施してください。 きれいな水や空気を次世代に残すために、みんなで頑張りましょう!	04-02
43	(6) レジ袋は廃止または有料化する。オリ・バラ開催までに実現する。 ロゴ入りの大・中のマイバッグ(再生品・5色)を配布し、レジ袋は有料化、又は、廃止にする。(世界中の人に、環境先進国をアピールできる。)	26-05
44	(7) 更なる削減のために、東京との主導のもとに、東京都、都内の全区市町村、販売事業者団体、市民団体でレジ袋有料化の取り組みに関する協議会を設立し、協定を終結して、都内全域でのレジ袋有料化を実施するよう要望します。 そして、この動きが東京都で確立され、やがて全他府県、私どもの大阪府にまで広がることを切望しています。	09-01
45	(8) プラスチックごみの削減 次にプラスチックごみです。便利で安いプラスチックが使い捨て同様に消費されています。プラスチックは製品化するために何十種類もの添加剤や重金属が使われ、そのなかには生態系に有害な影響を与えるおそれがあります。このことは、「中間のまとめ」の指摘する通りです。海の魚や水鳥などへの影響に止まらず、食物連鎖の結果、私たち人間の健康にも影響がありうると考えなくてはなりません。このプラスチックの有害性について、もっと情報発信することで、プラスチック製品を安易に買わない、使用を抑制する行動を市民に促す取り組みが必要です。欧州議会は2020年までに全EU加盟国が薄いプラスチック製レジ袋を禁止すべきと決議しました。アメリカでは、ハワイ州がレジ袋を禁止、サンフランシスコ市は持ち帰り用の発泡スチロール容器を禁止、レジ袋の有料化、市有地におけるペットボトル飲料の販売禁止を打ち出しています。 「中間のまとめ」は主要な施策の1つとして、「レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し」を掲げていることは、的を得たものと評価できます。具体的にマイバッグの利用、レジ袋の有料化ないし禁止、量り売り店舗の設置などの取り組みをすすめることで、多くの市民にプラスチックの危険性をアピールし、安易な使用の抑制につなげていくことが必要でしょう。	34-03
46	(9) 食品のプラスチック包装やPETボトル飲料の削減。	11-08

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
	○リユースに関して	
47	(1) ・ファーストフード店では、使い捨て食器・容器を使わず、リユース食器・容器を使用する。 各種イベントでも、できるだけリユース食器を使用しやすいしくみをつくる。 ・自治体の会議やオリンピックの会議等では、リユースびん入りの飲み物を利用する。 ・学校給食の牛乳はリユースびん入りにし、リユース容器の良さを環境教育で伝える。 ・マイボトル・マイカップの推進とおしゃれな冷水器を各所に設置する。 オリ・パラに向けて、都内全域の、人が集まる場所や、人通りの多い道に、おしゃれな冷水器を数多く設置する(東京の安全でおいしい水の提供であり、夏場の開催には不可欠)。設置費用は、企業から募り、企業の広告入りとする。 また、商店街の街おこしとして、どの店舗でもマイボトル・マイカップに冷水を提供する。 ・マイボトル・マイカップはオリンピックのロゴ入りで、軽くてスタジアムに持ち込み可能なものにし、安価で販売する(良いお土産にもなる)。	26-06
48	(2) 使い捨てコップ、皿などのリユース化。使い捨て品課税など。 給水器の各地へ設置普及とマイボトル推奨。	11-09
49	(3) 世田谷区に住む、●●と申します。 私は5年前より、区内で0円マーケットを定期開催しています。http://ameblo.jp/millionseasons/ 毎回100人ほどの参加者があり、すごい量の不要品が持ち込まれ、そして持ち帰られています。この活動により、地域のゴミをかなり減らしていると思います。 2月からは、東松原駅前に、市民のカンパで、0円ショップをオープンする予定です。ドイツでは行政が援助して成功している取り組みです。お金のやりとりがないことで、人と人のつながりが生まれる場所でもあります。ぜひ東京でも、検討して欲しいです。	04-01
50	(4) エコリサイクルセンターを各地に作る。(住民が家具、家電、衣料品、日用品、建築解体材など不要になった物品を持ち込み、修理や整理して、再利用したい人々に無料か有料で提供する。欧米のゼロウェイスト都市に普及してきている)リユースの推進。	11-06
51	(5) 短期間しか使用せず、繰り返し使用出来るような例えば子供用品、制服、スポーツ用具等の「お下がり使用」の考え方をもっと広められないだろうか。しかしこれには経済優先ではない考え方が必須となる。この先先細って行くと予想される人口問題、高齢少子化の中で「成長し続ける」という幻想から逃れることをしなければならぬ。 経済優先ではなく、昭和30年代位の「不便な」暮らし方を見直す。	12-04
52	(6) 赤ちゃんから幼児の衣類や絵本などの無料交換会を、各地域で定期的に開催する。	26-04
	○家庭ごみ全面有料化に関して	
53	(1) 家庭ごみの全面有料化 家庭ごみ全面有料化に向けた議論を深めるべき 22市3町の自治体が家庭ごみを全面有料化ということではあるが、23区内ではまだどこも家庭ごみの全面有料化に踏み切っていない。ごみの最終処分場の問題にしろ、清掃工場での問題にしろ、身近で問題が起きない限りは、ごみ問題に関心を持つ人は限られている。家庭ごみの有料化議論が進めば、直接、自分の問題として、ごみ問題に関心が広がり、ごみの発生抑制、リサイクル、分別意識の向上にもつながる。ごみ有料化の議論を進めてほしい。	15-04
54	(2) 非再生ゴミの住民負担 カリフォルニアやイタリヤのゼロウェイスト都市の多くが再生不可能でゴミ処分場に送られるゴミには捨てる量により住民の負担が増える。Pay as you throw という制度があります。これにより住民はできるだけ非再生ゴミの発生を減らす。	11-05
55	(3) 家庭ごみの有料化 ごみを減量し、リサイクル率を上げるために検討されるべきは、家庭ごみの有料化です。多摩地域では、30市町村中26市町が家庭ごみの有料化を導入又はその予定です。その効果は有料化実施翌年度から2013年度までの減量率の平均は調査対象19市中15市が10%台でした。(ほかに、一桁台2市、20%台1市、30%台1市)ごみの総量が減れば、リサイクル率は上がります。東京都が23区も含め、家庭ごみの有料化を義務化すればリサイクル率が上がることは間違いありません。	34-04
	○再生資材等の利用促進に関して	
56	(1) 再生資材等の利用が進まない理由の一つに、元が「産業廃棄物」であるということが、いつまでもついてまわることがあると思います。 今回の(中間のまとめ)のイ)建設泥土改良土の利用促進の項の認識は、まさにこれに対する対応で、是非実現してもらいたいと思います。 過去に私が体験した事例を以下に紹介して、「廃棄物」としての扱いを終了(卒業)させるこのことを、再生資材等に広く適用できるようにご検討ください。 事例 1 コンテナ埠頭のヤードの整備にあたり、路床や路盤材として、鉄鋼スラグ調整材を活用しようとしても、将来、施設整備に伴う掘削で発生した発生土については、同一ヤードで利用できなければ、「産業廃棄物」としての扱いとなります。 このため、発注者は後々のことを考え利用を見送ることが、一般的になっています。 事例 2 地盤改良工事にあたり、サンドコンパクションパイルに鉄鋼スラグ調整材を採用しようすると、盛り上がった土をカットした中に鉄鋼スラグ調整材がどうしても入ってしまいます。この扱いが「産業廃棄物」になってしまうのです。 このため、スラグの利用は盛り上り土にスラグが入らない深さまでとし、段取り替えをして、うえを天然の砂に変える方法がとられています。 いずれの場合も、建設発生土としての扱いになれば、再生資材の利用は進むと思います。	10-01
57	(2) 再生砕石・再生骨材コンクリートの利用促進 ・品質管理された再生砕石、再生骨材の利用義務付け制度および利用実績に応じた表彰等のインセンティブ制度を設けていただきたい。 ・品質管理された再生砕石を盛土材や路盤材・地盤改良材等へ用途拡大を図っていただきたい。 ・東日本大震災のような大規模災害が発生した時に備え、安定性の高い再生砕石を有効に活用し直ちに復旧作業を開始できるように、港湾施設周辺に再生砕石のストックヤードおよび流通ルートの確保を是非お願いしたい。	08-01
58	(3) 建設泥土改良土の利用促進 ・建設泥土改良土が、中間処理終了段階で有償・無償に関わらず、廃棄物としての扱いを終了(卒業)できるように、中間処理の品質を担保する管理基準を設定していただきたい。 ・公共工事において、建設泥土改良土の受入量の数値目標を定めていただきたい。 ・民間工事において、建設泥土改良土の使用を官庁から推奨していただきたい。 ・東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う、建設工事量の急増により首都圏で建設泥土改良土の滞留が発生し、工事がストップするようなことがないよう、工事規模に応じた建設泥土改良土の利用のノルマ設定、利用実績によるインセンティブ制度等をご検討いただきたい。 ・上記制度設計にあたり、工事着手時の建設泥土改良土指定量、工事完了時の実際の利用量を指標化していただきたい。	08-02

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
	○容器包装・廃プラスチックリサイクルに関して	
59	(1) 区市町村のリサイクルの取組促進 プラスチック製容器包装の資源化は23区の全ての区で実施すべきである。 東京都はプラスチック類を埋立不適物とし、その結果、23区は、ペットボトルやプラスチック製容器包装を積極的に資源化を図っていくとした上で、サーマルリサイクルの実施に踏み切った。しかし、未だに、プラスチック製容器包装の資源化に取り組んでいない区もある。容器包装リサイクル法にさまざまな問題があることもわかるが、23区の清掃事業は、中間処理は共同処理体制である。23区の全ての区で、容器包装プラスチック類の資源化を実施して、焼却ごみの削減ができるように、東京都も可能な限りの助言や支援をしてほしい。	15-07
60	(2) プラスチック マテリアルリサイクルを推進するも処理に追いつかないプラスチックごみは熱分解で重軽油・ガソリンなどの燃料化の検討→熱発生するが、化石燃料使用減、中国などに輸出して他国にリサイクルを押しつけずに地場でchemical recycleして燃料化して使用する。	11-03
61	(3) ビン、缶、ペトリサイクルの課題 ・韓国にて実施中の買い取り制度(個別製品に買い取り金額記載)導入 ・買取価格の一元的調整 ・産廃品目指定解除 ・国主導による事業者間連携による収集運搬効率化検討 ・積替え保管許可の規制緩和措置、積替え保管場所の確保 ・中間処理業者選別機導入費用補助	05-03
62	(4) 廃プラスチック類リサイクルの課題 ・廃プラスチックに関する産廃品目定義の明確化 ・一般消費者へのダイオキシン発生要因と発生抑制方法の周知、理解 ・マテリアルリサイクル実施業者への補助金、買取制度策 ・製紙会社のRPF受入基準(塩分濃度等)緩和 ・積替え保管許可の規制緩和措置、積替え保管場所の確保	05-04
	○食品リサイクルに関して	
63	(1) アピール:『ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)宣言の実現に向けて』 21世紀に入り、世界では多くの国々や大都市がゼロ・ウェイスト(ZWと略)を目指す様々な取り組みを展開し、ごみの削減と資源化に大きな成果をあげつつあります。 ZW政策の目的は、ごみ削減と物質循環によって、持続社会を実現することにあります。その具体的な方策として、次の2点を指摘します。 第一に、ごみ総量の40%を占める生ごみを燃やすのではなく堆肥化し、生ごみを環境汚染物質から資源(肥料)に転化させることです。ここから脱焼却への道が開けます。	18-01
64	(2) 生ごみ 堆肥化と嫌気性発酵発電の推進により一般ゴミの3割近くを削減。都内で一部導入されていますが、マンション・アパート地区、商業ビル、商業施設やスーパーマーケットなどに生ごみ処理機を導入して、各地で生ごみ処理、地域の住宅、街路樹、公園、屋上庭園や屋上農園などに提供。近隣の農業へ提供。生ごみ堆肥化の農業利用が農地の土壌改善、化学肥料減(=石炭原料使用減)、農産物の向上、農業振興、更に日本の食料自給率向上につなげる。 嫌気性発酵発電の場合は残渣を堆肥化して農業使用する。	11-02
65	(3) 海外のゼロウェイストとリサイクルの推進状況 ミラノ(4百万都市、全市分別回収と生ごみ堆肥化とメタン発酵発電)、イタリアベネト州リサイクル率80%、サンフランシスコ84%、カリフォルニア州50%達成、ドイツ全国のゴミ再生率62%、豪州やニュージーランドもゼロウェイストとリサイクル先進です。 米国はカリフォルニアがゼロウェイスト先進のほか宣言都市とシカゴ、ワシントンDC、ニューヨークなど宣言計画中を合わせて55都市がある。(添付写真参照)中でもニューヨーク市はブルームバーグ前市長が同市の生ごみ堆肥・バイオマス化や都市ごみのリサイクル推進を決定して動きだしています。隣国台湾や韓国も2000年ごろからゴミ焼却や埋立処理からリサイクルと生ごみ堆肥化推進が進み、焼却比率が低下しています。	11-11
66	(4) また、事業系の「厨芥(生ごみ)」もリサイクルルートは整備されていない。現状の城南島エコタウンの生ごみ発電や飼料化だけでは資源化先も十分とはいえない。「厨芥(生ごみ)」が、より資源化が推進できるように、リサイクルルートの整備とともに、都内で発生するごみは、可能な限り都内で再資源化ということを念頭に置いて再資源化プラントの推進論議も深めてほしい。	15-06
67	(5) どうしても出してしまう生ごみは、各自でのコンポスト等を進めると共に、できない人は、回収して下水処理場に集め、下水汚泥と共にバイオガスを作成する。バイオマス発電も可能である。	26-02
68	(6) 弊社は某CVSIに商品供給を行うベンダー業務が主体の企業となります。 その中に於いて、弊室はそのCVSから日常的に発生する廃棄物を全国的に一元管理を行うエコ物流の運営をしており、大半の店舗に加入頂いております。 資源化推進について 食品リサイクルの課題 ・新規一廃処分業(生ごみ)許可緩和措置 ・一廃処分業(生ごみ)許可取得業者への処理施設誘致策、補助金制度拡充 ・一廃処分業(生ごみ)許可取得業者への販路融通策検討 ・積替え保管許可の規制緩和措置、積替え保管場所の確保 ・行政間事前協議の簡素化 ・国主導による事業者間連携による収集運搬効率化検討 ・下水処理施設での残渣利用(バイオガス等)検討 ・ループ認定基準の緩和 ・フランチャイズチェーンストア食数値責任を本部から排出事業者へ移行 ・上記不可の場合、フランチャイズチェーンストア本部による食費の一部負担	05-01
69	(7) 一廃の再生利用率を引き上げるために検討すべきは以下の3つです。 ・生ごみの資源化 「中間のまとめ」は「主要な施策」の一つとして、「食品ロス削減の促進」を挙げています。その意義は理解できますが、同時に大胆な生ごみの資源化策を提示し、市民の協力を求めていくことが必要です。 ドイツでは、今年、生ごみの分別収集が義務化され、集められた生ごみはメタン発酵や堆肥化で資源化されています。韓国のソウル市やプサン市でも、生ごみの分別収集をして飼料化や堆肥化が行われています。可燃ごみの4割を占める生ごみが資源化されれば、再生利用率は飛躍的に向上します。是非、生ごみの分別収集→資源化に向けて思い切った施策を講じていただきたい。	34-02

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
	○紙のリサイクルに関して	
70	(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた「世界一の環境先進都市・東京」の実現に向けて再生資源業界をパートナーに位置付けてください 中間のまとめでは、2020年東京オリンピック・パラリンピックを通じて都民・事業者・行政の先進的な取組を発信し、広く社会に定着させる契機とすべきと述べています。 東京を主要な事業活動拠点の一つとしている当組合では、一昨年10月の理事会において、東京オリンピック・パラリンピック大会を「廃棄物を出さないオリンピック・パラリンピック」すべく貢献することを決議しました。具体的には紙のリサイクル推進を目指して「可燃ごみの中に活かせる紙を入れない」分別ルールを形成するとともに、当組合員が永年にわたって培ってきたノウハウを活かし紙のリサイクルの更なる促進を図ろうというものです。 こうした動きは当組合だけでなく、再生資源業界全体に波及しています。ぜひ再生資源業界を「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」のためのパートナーと明確に位置付け、その具体化のための定期的な協議の場を設定することを打ち出していadakよう要望します。	30-01
71	(2) 紙類の資源化先は整備されているが、排出先からのリサイクルルートが整っていない。少量排出者なども出しやすい仕組みづくりが必要である。また、紙類の分類「雑がみ」「オフィスペーパー(ミックスペーパー)」も、立派な古紙銘柄となっている。資源循環の基本である1.発生抑制、2.再使用、3.再生利用、4.熱回収、5.適正処分の優先順位を遵守すべきであり、事業系の古紙をRPF材料とするのは、紙として再生利用できない汚れた古紙などに限定すべきである。	15-05
72	(3) 再生可能な紙類リサイクルの課題 ・国主導の分別容器(箱)提供検討 ・分別ボランティア要員確保 ・一般消費者への周知徹底 ・国主導による事業者間連携による収集運搬効率化検討 ・中間処理業者選別機導入費用補助	05-02
73	(4) 紙ごみ 関東圏に再生紙工場が少ない場合は、工場誘致をしてゴミマイリッジを減らし地産地消に努める。再生紙消費を推進。	11-04
	○焼却灰のリサイクル	
74	(1) 第1章の2廃棄物処理の現状と課題(P4~6)について (1)の焼却灰リサイクルと(2)の一般廃棄物の最終処分において、「多摩地域においては、東京たま広域資源循環組合が25市1町の焼却灰の全量をエコセメント化することで埋立処分は不燃ごみだけになり、二ツ塚処分場の大幅な延命化を実現している」ことを明記すべきと考えます。	17-01
75	(2) 焼却灰のエコセメント化を行っているのは、多摩地域の市町村のうち東京たま広域資源循環組合を構成する25市1町であり、西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、以下のように修正すべき。 「また、多摩地域においては、エコセメント化や熔融スラグ化を行っている。」	20-01
76	(3) 焼却灰のエコセメント化を行っているのは、多摩地域の市町村のうち東京たま広域資源循環組合を構成する25市1町であり、西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、以下のように修正すべき。 「また、多摩地域においては、エコセメント化や熔融スラグ化を行っている。」	21-03
77	(4) 第4章2の(1)建設工事におけるエコマテリアルの普及促進(P17、18)について 「イ 再生資材等の利用促進」では、再生砕石・再生骨材コンクリートと建設泥土改良土だけが、エコマテリアルの具体的な品目として大きく取り上げられています。 しかし、エコセメント及びエコセメント製品(コンクリート製品)は、建設グリーン調達制度等における、建設資材として活用すべき再生資材等に当たり、また、都の「Tokyo Tech Book」でも紹介された、海外へ発信すべき先進的な技術により、多摩地域の最終処分場の大幅な延命化を実現している製品です。したがって、エコセメント等を、重点的に普及促進を図る東京産のエコマテリアルとして、廃棄物処理計画におけるこの箇所でも、以下のように具体的に取り上げられるべきと考えます。 「イ 再生資材等の利用促進」における、追加の記載例 ・最終処分場の延命化には、焼却灰のリサイクルが重要である。特に、埋立処分に制約の多い多摩地域では、東京たま広域資源循環組合の施設で、25市1町の焼却灰の全量をエコセメントにリサイクルし、最終処分場の大幅な延命化を実現しているが、このリサイクルを更に安定化させるためには、生産されたエコセメントの着実な利用が不可欠である。 ・エコセメントは、主にエコセメントを100%使用したコンクリート製品(エコセメント製品)にすることで利用されている。エコセメント製品などは、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」において「特別品目」として優先的に使用することとされているが、循環組合の製品認証を受けた量は生産量の半分程度であり、さらに普及促進を図る必要がある。 ⇒ <6行目に以下を追加> また、建設副産物以外でも、建設グリーン調達制度により、エコマテリアルの利用促進を図る必要がある。特に、最終処分場の大幅な延命化を実現しているエコセメントなどの利用促進が重要である。 <イ>の次に以下を追加 ウ) 最終処分場の延命化に資するエコセメント等の利用促進 東京産のエコマテリアルであるエコセメントを使用した、コンクリート製品の一層の利用促進に取り組むべきである。	17-02
78	(5) 焼却灰のリサイクル促進(21ページ) 【訂正案】 多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料原料としてリサイクルするエコセメント化により、最終処分量の大幅な削減に役立っている。また、エコセメントは都内産のエコマテリアルであり、コンクリート製品等への利用をさらに推進する必要がある。 【訂正理由】 焼却灰はセメント資源化(エコセメント資源化)において、材料ではなく原料として再利用されているため、「材料」⇒「原料」としました。	19-01
79	(6) 焼却灰のエコセメント化を行っているのは、多摩地域の市町村のうち東京たま広域資源循環組合を構成する25市1町であり、西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、以下のように修正すべき。 「多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料としてリサイクルするエコセメント化や、土木資材等として再生利用する熔融スラグ化を行っており、最終処分量の大幅な削減に役立っている。」	20-03
80	(7) 焼却灰のエコセメント化を行っているのは、多摩地域の市町村のうち東京たま広域資源循環組合を構成する25市1町であり、西秋川衛生組合を構成する1市2町1村では熔融スラグ化を行っているため、以下のように修正すべき。 「多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料としてリサイクルするエコセメント化や、土木資材等として再生利用する熔融スラグ化を行っており、最終処分量の大幅な削減に役立っている。」	21-06
81	(8) 4章3(3)原文では、エコセメントの利用には技術的な課題があるかのような誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。 「都は、エコセメントを使用したコンクリート製品等の更なる利用促進に向け、都が発注する工事においてはエコセメントを使用したコンクリート製品が原則使用となっていることを含め、広域的なPRなどの支援を行っていくべきである。」	20-04

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
82	(9) 4章3(3)原文では、エコセメントの利用には技術的な課題があるかのような誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。 「 <u>都は、エコセメントを使用したコンクリート製品等の更なる利用促進に向け、都が発注する工事においてはエコセメントを使用したコンクリート製品が原則使用となっていることを含め、広域的なPRなどの支援を行っていくべきである。</u> 」	21-07
83	(10) 第4章 3(3)最終処分場の延命化 ア焼却灰のリサイクル促進(P21)について エコセメントは、主にエコセメントを100%使用したコンクリート製品(エコセメント製品)にすることで、エコマテリアルとして活用されリサイクルの安定化が図られています。 最初の⇒の「 <u>都は、エコセメントの利用促進等</u> 」は、「 <u>都は、エコセメントのコンクリート製品等への利用促進等</u> 」が適切と考えます。	17-03
84	(11) 用語の解説: 焼却灰のセメント原料化について 【訂正案】 普通ポルトランドセメントの原料として、粘土、石灰石、せっこう、けい石等が使用されるが、この中の粘土の代替原料として焼却灰を使用すること。 【訂正理由】 ここで解説される「 <u>焼却灰のセメント原料化</u> 」は、21ページ(3)アで述べられている23区の取組みの中に記載された用語であり、エコセメントと明確に区別するため、「セメント」⇒「普通ポルトランドセメント」としました。	19-03
85	(12) 用語の解説: エコセメントについて 【訂正案】 焼却灰を主原料として製造されるセメントのことであり、日本工業規格(JIS)に定められている。都内には、多摩地域の清掃工場から排出される焼却灰を受け入れるエコセメント化施設が民間東京たま広域資源循環組合で整備されている。 【訂正理由】 たまエコセメント化施設は、東京たま広域資源循環組合が、太平洋セメント100%出資の特別目的会社である東京たまエコセメント株式会社に施設運営委託をして操業されている施設です。したがって事業主体は東京たま広域資源循環組合であり、エコセメントは民間事業ではなく、公益事業の一環で製造されるエコマテリアルであることをご理解いただきたいと思います。	19-02
86	(13) 用語の解説: エコセメントについて 多摩地域で稼働している東京たまエコセメント化施設は、一部事務組合である東京たま広域資源循環組合で所有し、民間に運転・管理を委託している施設であるため、以下のように修正すべき。 「 <u>焼却灰等を主原料として製造されるセメントのことであり、日本工業規格(JIS)に定められている。都内には、多摩地域の清掃工場から排出される焼却灰を受け入れるエコセメント化施設が25市1町で構成する一部事務組合(現東京たま広域資源循環組合)で整備されている。</u> 」	20-08
87	(14) 多摩地域で稼働している東京たまエコセメント化施設は、一部事務組合である東京たま広域資源循環組合で所有し、民間に運転・管理を委託している施設であるため、以下のように修正すべき。 エコセメント 焼却灰等を主原料として製造されるセメントのことであり、日本工業規格(JIS)に定められている。都内には、多摩地域の清掃工場から排出される焼却灰を受け入れるエコセメント化施設が25市1町で構成する一部事務組合(現東京たま広域資源循環組合)で整備されている。	21-17
○循環的利用・廃棄物処理システムの最適化・規制合理化に関して		
88	(1) 可燃ごみの減量に伴う清掃工場の削減 一廃の排出量は循環的利用の推進によって減少すると見込んでいます。特に可燃ごみ中に3割程度含まれる紙については、ごみ減量の観点からも紙資源のロスの削減の取組が必要としています。 こうしたごみ減量の動きは、適正処理のための体制に関わってきます。清掃工場はそのための中核的な施設として整備されています。多摩地域の廃棄物処理施設の建て替え時の安定的な処理の確保に向けて技術的支援の強化を掲げているのはこうした背景があるものと考えます。 都道府県廃棄物処理計画については、省令には廃棄物の適正な処理に関する事項であって必要と認められるものを定めることと規定されています。従いまして、排出量の将来推計から導き出される方向として清掃工場の削減も視野に入れた体制づくりを進める必要があることを明記することは決して踏み込み過ぎた内容にならないと考えます。 さもないと、ごみカロリーの全面活用によるごみ発電の推進を図ることを打ち出すべきではないでしょうか。それによって、中間のまとめにおける低炭素なエネルギーを生み出す都市インフラとしての廃棄物処理施設を最大限活用できるようにすることについての記述とより直接的なつながりを示すことができます。 東京都の処理計画は区市町村が考慮すべき大枠(指針)を示すことが重要です。 清掃工場の削減は低炭素社会の実現を目指す東京都の方針にも合致します。	31-01
89	(2) 地球温暖化防止に向けて地球レベルでの対応が喫緊課題である。 静脈物流においてもCO2削減に向け対策が急がれるところである。現在都内の廃棄物収集運搬には多数の清掃車両がかかわり、結果として膨大なCO2を排出している。効果的な収集運搬によりCO2削減策を検討すべきであると考えます。また東京港にはリサイクルポートの指定バースが限られている。CO2排出が少ない船舶輸送を推進する必要がある。そのためには、静脈物流に対する港湾の整備がより必要であり、静脈物流コスト削減のための助成金の拡大や低コストな船舶輸送の物流ルートの構築が求められる。	36-02
90	(3) 私の意見としては生活様式や個人の趣味などが多様化している現代にあっては、家庭からもさまざまな廃棄物が発生すると思います。 一般廃棄物と産業廃棄物という区別は、時代にあわないのではないのでしょうか？ → リサイクル推進の観点からも、品目ないしは処理方法で区分し、官民を問わず、その廃棄物を処理することが可能な事業者が適正に処理すべきと考えます。	25-02
91	(4) 一廃と産廃の扱いについて ・産廃マニフェストの業態別(特に少量多頻度回収向け)運用方法検討 ・産廃処理施設の拡充が可能であれば、一廃は家庭ごみのみとし事業系一廃は廃止 ・上記不可であれば、産廃定義を一般小売業には適用しない ・災害時廃棄物の一廃適用撤廃 ・災害廃棄物に関する包括的緊急対応策検討	05-05
92	(5) 持続的な資源回収システムの維持・強化について ＜混合収集の弊害排除について＞ 近年一部の行政では、資源収集に際して雑誌と段ボールの混合収集に切り替える等、排出者である市民・事業者にご協力いただいた分別の手間を無駄に帰すような回収システムの変更をすることが出て参りました。 資源の質の確保は、需要家が安心して原料として利用できる等円滑なリサイクルをするうえで必要不可欠な前提条件であることは申すまでもありません。 行政のリサイクル施策実施にあたっては、コスト削減に重きを置いた収集効率よりも資源の質確保の観点優先されるべきである主旨の記述を求めます。	22-02

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
93	(6) <混合収集の弊害排除について> 近年一部の行政では、資源収集に際して雑誌と段ボールの混合収集に切り替える等、排出者である市民・事業者にご協力いただいた分別の手間を無駄に帰すような回収システムの変更をするところが出て参りました。 資源の質の確保は、需要家が安心して原料として利用できる等円滑なリサイクルをするうえで必要不可欠な前提条件であることは申すまでもありません。 行政のリサイクル施策実施にあたっては、コスト削減に重きを置いた収集効率よりも資源の質確保の観点が優先されるべきである主旨の記述を求めます。	27-02
94	(7) 22頁「循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組」 ⇒「再生利用指定制度の活用や、民間活力を最大限活用した静脈物流効率化を可能とする制度の合理化や運用見直しを検討し、リサイクルの更なる促進を図るべきである」と仰せの通りです。検討課題は法制度よりも、その運用にあると考えております。つまり、許認可権者の自治体が認めれば、廃棄物処理業者が一般廃棄物処理を担うことは可能であり、産業廃棄物との混合処理も可能です。また、広域認定制度や再資源化認定制度の特例もあり、各種リサイクル法も、廃棄物処理法の例外を認めています。それでも廃棄物処理業者が不自由を感じる理由は、運用段階において、国や行政の「こわばり」があるからです。行政にとつては過去から現在に至るまで不正行為の予防措置として諸規制を設けることは不可欠であり、例外措置を認める上ではリスクが存在し、行政側のエネルギーも必要となるのは重々承知しておりますが、現行法の枠組みで許される特例措置については、引き続き積極的にご検討頂くとともに、その運用についても柔軟な対応を期待したいです。 ⇒質の高いリサイクル原料を確保するには排出源の分別が有効なのは間違いないし、一度混ぜてから特定の素材を抽出するには手間もコストもかかります。ただし、分別排出の弱点は分別収集に伴う負担に尽きます。素材区分毎に収集を行えば、収集コストは上昇し、輸送効率が下がり、車両由来の温室効果ガス発生量は増大します。仮にその分のコストや環境負荷とのトレードオフの範囲で、一括収集後に施設で資源化を行えるなら、発生源で分別を行う必要はなくなります。この発想転換を具現化する施設として「ソーティングセンター」の活用等についてもご検討頂きたいです。	33-02
95	(8) 一般ゴミ分別リサイクルについて ゼロウェイストの必要性4R(Reduce, Reuse, Recycle and Redesign) 分別リサイクルの簡素化。イタリア・ドイツ・サンフランシスコなどを参考に、紙・リサイクル混合(プラスチック、金属、アルミなど)・ガラス・生ゴミ・非再生ゴミ程度の分別にして、混合再生ゴミの機械分別化するのが環境先進国とリサイクル先進都市の主流です。	11-01
96	(9) 少量多品種の排出形態に対応可能な仕組みづくり 最適な循環的利用・廃棄物処理システムにおけるコスト削減とそれと表裏一体をなすエネルギー使用量の抑制には、少量排出への対応が欠かせません。それには少量多品種の排出形態に対応できる仕組みが必要です。 具体的には、一廃許可車両、産廃許可車両のそれぞれに少量ならば産廃や一廃にあたるものの積み合わせを認めるケースがあってもいいのではないかとことです。このことは一廃と産廃の区分に関わる重要な点ですが、排出現場の実態からみると同じ事業系ということですから全く別のものとは言い切れないものがあります。実際のところ産廃許可車両での積み合わせの自由度は比較的ありますが、一廃許可車両の場合積み合わせの自由度が全くありません。同じ一廃でも積み合わせは原則禁止されています。 最適な循環的利用・廃棄物処理システムにおけるコスト削減とそれと表裏一体をなすエネルギー使用量の抑制を図るという観点から、たとえば次のようなケースは積み合わせができるようすべきです。 ・一廃許可車両でも少量のペットボトル(産廃)や事業所から排出される小型家電(産廃)を収集できるようにすること。 ・産廃許可車両でも一廃の小型家電(家庭から排出されるもの)の積み合わせができるようにすること。 ・食品リサイクルや木くずのリサイクル(燃料化)などの場合も一廃または産廃許可車両で一廃の木くずと産廃の木くずを積み合わせる(この場合はまさに混載)。 少量多品種の排出形態での収集では、わざわざ別途車両を1台用意して収集することはコストに合わないため既存の静脈物流網に積み合わせすることが必要です。既存の静脈物流網で多くを占めるのは、一廃許可車両によるものと思います。 既存の枠組みを越えた新たな取組を始めることこそ世界一の環境先進都市をめざす東京にふさわしいことと考える次第です。	31-03
○有害廃棄物の適正処理に関して		
97	(1) 原文では、低濃度であっても焼却施設から水銀が排出されることが禁止されているかのような誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。「また、施設の適切な運転管理等により、焼却施設からの水銀の排出を可能な限り減少させることが重要である。」	20-05
98	(2) 原文では、低濃度であっても焼却施設から水銀が排出されることが禁止されているかのような誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。「また、施設の適切な運転管理等により、焼却施設からの水銀の排出を可能な限り減少させることが重要である。」	21-08
99	(3) 原文では、微量であっても水銀は大気に放出することが禁止されているかのような誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。 「引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光管等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を促していくことで、水銀の環境中への拡散を可能な限り抑制するべきである。」	20-06
100	(4) 原文では、微量であっても水銀は大気に放出することが禁止されているかのような誤解を与える表現となっているため、以下のように修正すべき。 「引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光管等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を促していくことで、水銀の環境中への拡散を可能な限り抑制するべきである。」	21-09
101	(5) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。 「期限内に処理を完了させるため、都内のPCB含有機器の使用・保管の実態について調査を行い、都への届出や処理を行うまでの適正保管、期限内の処理の指導を徹底すべきである。」	21-10
102	(6) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。 「また、解体工事等における紛失や不適正処理を防止するため、使用・保管事業者、発注者や元請事業者等への普及啓発などにより、それぞれの責任を明確に自覚させるべきである。」	21-11
103	(7) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。 「建物解体時に発生する廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の保管、収集運搬及び処分過程で、石綿が空気中に飛散しないよう適正な管理が必要である。」	21-12
104	(8) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。 「有害・危険物等の処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、不適正な処理がなされた場合、人の生活環境や環境への影響は大きい。」	21-13
105	(9) 文意を明確にするため、以下のように修正すべき。 「これまで処理されずに保管されている適正処理困難物や有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに、家庭や中小事業所で処理が困難なため保管されている廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していくべきである。」	21-14

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
106	(10) 施策4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 水銀含有廃棄物 水銀含有廃棄物は埋立不適物とすべきである。また、23区が、蛍光管や電池等水銀含有廃棄物を「不燃ごみ」としている分別区分は、「危険ごみ」や「有害ごみ」として、水銀含有廃棄物が有害であるということ意識付けできるような回収区分とすべきである。 23区では、蛍光管や電池等の水銀含有廃棄物を「不燃ごみ」として埋立処分をしている。そのあげく、ときには、「可燃ごみ」として排出されるのか、清掃工場での排ガス水銀濃度の自己規制値超過となり、清掃工場の炉停止という被害を受けている。また、不燃ごみ中間処理後の可燃分も、清掃一組の一廃計画では清掃工場で焼却となっているが、金属類や水銀含有なども考慮してか、いまま埋立処分が続いている。 一部には、蛍光管や電池等の分別回収を実施している区もあるが、多くの区は拠点回収のみである。家庭から出る水銀含有廃棄物はそれほど多くはないが、可能な限り、埋立処分するのではなく、別途回収して適正に処理をすべきである。	15-08
107	(11) 高濃度PCB廃棄物の処理(第24項～) 高濃度PCB処理施設については、現在の処理施設数と能力において約東期日までに処理が間に合うのか非常に不安。今後、更新時期を迎える建築物等のスクラップ&ビルドにおいて、これまで以上に高濃度PCB廃棄物が発生する可能性が大きく、現在処理待ちしているものについても保管管理の負担が大きい。 従って、早く処理をこなせるよう、施設の処理能力向上に向けた、より具体的な施策をお願いしたい。	02-02
108	(12) PCB廃棄物 PCB廃棄物の未処理分の処理促進、使用中PCB機器の処理終了・処理促進、見届け分の掘り起こし調査、不適正排出の撲滅、中小事業者等への支援等など、都内のPCB廃棄物を処理期限内までに完了させるべくあらゆる努力をしてほしい。また、都内には、高濃度のPCB廃棄物処理施設、微量PCBの焼却施設もあるので、東京都は、PCB処理施設が安全かつ適切な処理を行えるように、十分な監視体制を維持してほしい。	15-09
109	(13) 家庭系廃棄物に混在する処理困難物・有害廃棄物の適正処理を都として方針を示し都内全域で分別処理を進めるように23区市町村に働きかける必要がある。	36-04
110	(14) 「適正処理困難物・危険物」と「災害廃棄物対策」の相関関係と課題について 第4章の主要な施策4「廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」の中で、「有害廃棄物等の適正処理」が具体的施策の一番目に掲げられ、水銀含有廃棄物、PCB廃棄物、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物、適正処理困難物・危険物が取り上げられました。PCB、廃石綿への対応は過去からの取組により一定の成果が出ていると思われます。一方で、「水銀含有廃棄物」と「適正処理困難物・危険物」は、東京都、都内区市町村としては対応困難な課題と思われます。災害廃棄物対策も区市町村にとっては極めて困難な課題と思われます。 中間のまとめでは、「適正処理困難物・危険物」の説明として、「有害・危険物等の処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、人の生活環境や環境への影響は大きい。家庭系危険ごみ等の適正処理を推進していく必要がある。」「これまで処理されずに保管されている適正処理困難物や有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに家庭系危険ごみや中小事業所の廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していくべきである。」と、各家庭や事業所で困っている状況を踏まえた現実的な検討なされていることに賛同します。	24-02
111	(15) 適正処理困難物・危険物について 家庭等において適正処理困難物や有害・危険物等これまで処理されずに保管されているのは、ただしくみを出そうとすると「どうしていいかわからない」からではないでしょうか。 私が居住する品川区では、ホームページや配布チラシなどでかなり具体的にわかりやすい説明をされていますが、「区で処理できないものは専門業者に依頼して」となっています。たとえば、DIYで使用する塗料の残りは「区で処理できない」塗料に含まれるのか、缶の底に少しかだけ残っているライターオイルはどうすればいいの? などなど、ごみを捨てようとするたびに問い合わせるなんてやってられない、というのが正直なところではないでしょうか。 そもそも、家庭のごみは区が処理することになっているのに「区で処理できない」というところに矛盾を感じます。専門業者を紹介するから業者に直接問い合わせたり収集を依頼してくれ、といわれても量も少ないし、金額が心配だし・・・二の足を踏んでしまいます。結果、マンションのごみ集積所に出して良いのか悪いのかわからないものは、玄関先にいつまでも置いてあるという事態になります。 区は、家庭でどんな危険物が排出されるのか、または現在保管されているのか洗い出し、さらに細かく、具体的な分別ガイドを作成していただきたい。 その上で、各家庭で業者に委託するごみを新たに分別し、→ 区がすべて収集し、区が業者に処理委託する 又は、→ これまで通りの回収場所から業者がルート回収する などを要望します。	25-01
112	(16) 第4章施策4「適正処理困難物・危険物」の廃棄物処理現場における現状と課題について 都内の産業廃棄物中間処理業として化学系産業廃棄物を取り扱っています。 近年、一般家庭、小規模事業者より「適正処理困難物・危険物」に該当する廃棄物処理の電話相談を受ける事が多くあります。今年度も毎月30～40件程度の問合せがあります。 処理方法に困り、役所、清掃事務所(区部)、清掃工場(市)などに問い合わせた後に、弊社へ相談なされます。多くの方は、処理方法への関心をお持ちで、適正な処理を望まれています。問合せ内容の一例として、使い残した灯油、燃料用アルコール、塗料、シンナー、ラッカー、エタノール、農薬、除草剤、防虫剤、殺虫剤、殺鼠剤、スミチオン、青酸カリ、塩酸、苛性ソーダ、他各種廃棄薬品などがあります。 これらの廃棄物の処理の道筋を明確にし、分別と適正処理の環境が整備される事を望みます。	28-01
113	(17) 「4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」 「(1)有害廃棄物等の適正処理」について 「エ 適正処理困難物・危険物」に当たりそうなものの処理に困っています。 ①リフォームをした時の壁を塗った材料(シーリング材や珪藻土) ②スズメバチの巣を撤去する時に区からもらった殺虫剤 ③スプレーのノズルが壊れてしまって使い切れないスプレー缶 などです。 こういったものを安全に捨てるために、区や都で他の資源ごみなどと同じように回収していただけるととても助かります。	06-01
114	(18) 第4章 主要な施策 4.廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 (工)適正処理困難物・危険物 の記述に対して、実体験より感じたことを参考まで以下に記します。 先日母が亡くなり遺品整理をしていましたところ、キッチン、洗面、トイレ、植栽の手入れ用品等々から様々なケミカル用品が出てきて、それらの扱いに困惑いたしました。 基本、生活で使用するものですので危険性はそれほどないと認識していますが、いざ処置しようと思うと「危険」、「まぜると危険」、「火気厳禁」などのラベルの文字が気になってしまい一向に処置が進みませんでした。 生活を行う上で、上述したような生活用ケミカル品は数多く市場に出回っています。それらを使用することは、消費者にとってメリットがたくさんありますが、いざ使わなくなった時には家庭内にそれらが長期にわたり保管されることになり、生活環境のリスクとなると思いました。 先に記述しました通り、化学物質としては各種法令で定められている物よりはリスクは小さいとは言ってもありませんが、壁材から発生したシックハウス症候群(ホルムアルデヒド)、防火対策で使用された石綿材や火災予防観点から指定されたドライクリーニング用のパークロ(トラクロロエチレン)など、後日になってそれらの危険・有害性が問われるものも数多くある(あった)と認識しています。 生活をより便利に、より快適に過ごすために家庭用ケミカル剤等の恩恵は回り知れないほど有効で、今更使用不可では困りますので、尚更上述したような不要になった際の安全に処理する仕組みや、リスク軽減処置についてご一考いただければと存じます。 よろしくお願ひします。	07-01

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
115	<p>(19) しかし、東京都が廃棄物処理計画で方向性を示したとしても、実際には区市町村にその実施が委ねられている上では、どこまで可能なか?多様な有害・危険物を適正処理するには広域連携が不可欠な中で、区市町村での横の連携は速やかに図られるのか?など実現に向けたハードルの高さを感じざるを得ません。何がしかの形で、東京都が主導する広域的な調整機能が必要と思われます。</p> <p>「有害・危険物等の処理が困難な廃棄物」が、平常時の生活環境にあたる影響が大きいことは廃棄物審議会の中のまとめの通りです。また、災害時においても同様で、さらに首都東京の早期復旧の障害となることも容易に想像できます。災害廃棄物の抱える量的課題の廃棄物(がれき等)に、質的課題の廃棄物(有害・危険性)が混入したとすると、保管場所、維持管理方法、処理方法などで都内は混乱すると思われ、復旧の障害や二次災害の原因になります。できる限り、平常時から有害・危険な廃棄物が処理され、それらの潜在的ストックが削減され、二次災害のリスクが軽減される事を望みます。例えば、使い残した灯油、燃料用アルコール、塗料、シンナー、ラッカーなどの削減は火災予防になります。都内の潜在的ストックとしては、農薬、除草剤、防虫剤、殺虫剤、殺鼠剤、塩酸など取扱いに注意を要するものも少なく無く、それらが各所に分散して保管されていることと思われます。平常時も災害時も、それら質的課題(有害・危険性)の廃棄物の適正な処理の道筋が明確になっている事が極めて重要な課題で、都民や排出事業者が適正な分別と排出をする事で、災害時での二次災害を予防する環境整備が都内において進められることを望みます。</p>	24-03
116	<p>(20) 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物 ● 家庭系危険ごみ等の適正処理を推進していく必要がある。 ⇒ これまで処理されずに保管されている適正処理困難物や有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに家庭系危険ごみや中小事業所の廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していくべきである。 若干とはいえ、23区の清掃工場でも排ガスからアスベストが検出されている。上記の家庭系危険ごみ等の適正処理、本当にその通りだと思ふ。</p>	15-10
117	<p>○超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討に関して</p> <p>(1) 今回の計画には、超高齢化など想定される環境変化とが随所に組み込まれ、今後の取り組みべき施策が具体的にされており、静脈ビジネスまで網羅しており、納得性の高いものとなっている為、賛同致します。</p> <p>その中で、新しい試みとして、より廃棄物処理量を減量する仕組みや方法、そしてビジネスまで含めた使用済み紙おむつのリサイクルを考えており、今後の廃棄物計画の検討内容として加えて頂ければ、計画の中の廃棄物減量計画に少しでも貢献出来ると思います。(紙おむつのリサイクルシステムの概要は別紙のNews Release参照)</p> <p>・背景 現状と環境予測より、一般廃棄物排出量は、近年資源回収や有料化などにより削減傾向にあるが、2020,2030年に向かうにつれ、超高齢化が進み、大人用おむつを使用する方の増加に伴い、家庭用/事業系一般廃棄物共におむつごみの増加が想定される。</p> <p>・リサイクルによる廃棄物対策への貢献 そのような中、計画の持続可能な資源利用への転換(環境負荷の低減)や、環境先端都市東京にふさわしい資源循環・廃棄物処理を目指す為に、使用済み紙おむつ中のパルプのリサイクルを行うことにより、2030年目標にある一般廃棄物排出量の削減の助けに成り得ると考えられる。使用済み紙おむつは焼却されており、リサイクルする事で、ごみ焼却量削減によるCO2削減や、パルプの再利用での材料の削減によるCO2削減に対し、貢献出来る事が想定される。</p> <p>収集された使用済みおむつの処理は、洗浄、分解、オゾン処理などを経て、元のパルプに近い安全性の高いものが得られる事は、実験レベルで証明されている。(詳細は、別紙参照)</p> <p>・分別回収とごみの資源化による貢献 おむつ回収の仕組みは難しい事が想定されるが、①病院や施設は、事業系一般廃棄物として回収はしており、分別も家庭と比べると可能性は高い。②家庭ごみの場合は、家庭ごみの有料化に伴い、使用済みおむつを専用のおむつ用ゴミ袋(無料ごみ)で回収するなど新たな仕組みを追加する事で、分別と回収が実現し易くなると想定される。また、おむつごみをパルプ資源とする事で、無料化することも分別をし易くなり、ごみの資源化に貢献出来る事が想定される。</p> <p>・静脈ビジネス創出による貢献 上記紙おむつのリサイクルを行う事で、回収、処理に対し、新たな静脈ビジネスが創出され、雇用促進にも繋がり、貢献できる事が想定される。家庭からの回収ではおむつの分別管理や地域毎の収集の為に人手としてシルバー人材登用、使用済みおむつの洗浄、分解の処理は中間処理業者で新しいビジネスが想定される。</p> <p>おむつリサイクルの全体像 おむつの購入 → おむつの使用 → 使用済みおむつ回収 → 中間処理 → リサイクル素材を使用しておむつ生産 → おむつ使用 → 繰り返される</p> <p>今回の計画においてよりごみの減量化が進めるために、使用済み紙おむつリサイクルシステムを進める上で下記の様な観点での対応、特に①リサイクル材料使用の商品を推奨する仕組み作りや、②リサイクル商品の使用する時の消費者のネガに対して消費者教育支援について、今後ご検討いただければ幸いです。</p> <p>(1) 新しいリサイクルシステムの推奨 資源ロスの削減として、おむつリサイクルなど現在実施されていないシステムに対して積極的に進めるために、新しいシステムを推奨する仕組みが必要</p> <p>(2) 使用済みおむつの分別回収のシステム 例えば、使用済みおむつをリサイクルで資源化する場合、有料家庭ごみの中で、資源ごみとしておむつ袋で分別し、無料化するような回収しやすくする仕組み対策が必要</p> <p>(3) リサイクル商品の使用を積極的に進める対策 ①リサイクル素材を用いた商品を優先的に使用する仕組み 例えば、リサイクル素材を用いた商品をGreen商品として指定し、都の環境対策に合わせて使用の推奨を行うなど仕組みが必要</p> <p>②リサイクル商品のネガを少なくする仕組み 例えば、おむつリサイクル商品に対し、衛生性など消費者のネガを取り除く説明会や広報への掲示など公的な場の設定が必要</p> <p>おむつリサイクルの全体の中での対策 おむつの購入(リサイクル素材を用いた商品を優先的に使用仕組みとしてのGreen商品) → おむつの使用 → 使用済みおむつ回収(有料一般ごみとの分別、資源ごみとして無料化) → 中間処理 → リサイクル素材を使用して生産 → おむつの使用 → 繰り返される (消費者への環境対策品の広報や説明会など啓蒙の場の設定)</p>	16-01
118	<p>(2) また「第4章 4(3) 超高齢化・人口減社会に対応した処理システムの検討」では、高齢な排出者に負担の少ない処理方法の検討を具体化していただき、くれぐれも違法処理ルートへは流れないように徹底していただきたいと思ふ。違法な不用品回収業者対策について、排出者が正しいリサイクルとは何か、違法業者とは何かを知り、正しい知識を身に付けていただくよう、各自治体は積極的に広報活動等をしていただきたいと思ふ。</p>	32-02

東京都廃棄物処理計画の改定について(中間まとめ)のパブリックコメント一覧(全文)

通し番号	ご意見	提出順
119	<p>○古紙持ち去りに関して</p> <p>(1) 古紙持ち去り対策には区市町村だけの取組では限界 関東製紙原料直納商工組合は、古紙持ち去り行為撲滅の一環として、持ち去り古紙の買入れ事業者を特定し、当該事業者にごうした行為を二度と行わないよう厳重に申し入れるために、平成25年2月にGPSによる持ち去り古紙の追跡調査をモデル実施した後、同年6月から自治体の協力を得て本格実施に踏み切りました。この結果、持ち去り古紙を繰り返し買入れしている事業者が絞り込まれたことから、これらの事業者に対処するために、平成25年10月30日に常習的な買入事業者には警告を発するとともに事業者名を明示したうえで警告を発した事実を公表することにしました。既に4事業者に対して警告・公表を行っています。しかし、それにもかかわらず、いずれの事業者も抜本的な再発防止策を講じることなく相変わらず持ち去り古紙の買入れを続けています。 一方、協力自治体の多くは、持ち去り禁止条例を定め持ち去り者に対して氏名公表や罰金等を課しています。このように古紙持ち去り者とそれを買入れる事業者に対してそれぞれの立場から厳しく臨んでいますが、いまだ持ち去り行為の撲滅に至っていません。 持ち去り古紙は、国内製紙会社は一切引き取らないことから、すべて輸出されているのが実情です。そこで、東京税関に対して持ち去り古紙の輸出に待ったをかける方法はないかと相談しましたところ、税関として対応できるものは、「輸出できないもの」と関税法あるいは他の法令により許可承認等が必要なものであること、盗難届が出されたもの(警察からの要請により)は引き留め、警察に引き継ぐこと、一部に問題がある場合は一旦は全部差し押さえ、全部検査すること、しかし、それには盗品が入っているという警察の要請等明確な理由がなければならないとのことでした。要するに、刑法等法的に問えるケースでなければ、税関は動けないということでした。 持ち去り者は、持ち去った古紙を他県等当該自治体以外で売却することがほとんどであり、区市町村のエリアを越えて活動しています。この点からの区市町村レベルだけの取組には限界があります。 持ち去り者は条例に定める罰金程度ならば、持ち去りによって取り戻せるとさえずそぶいている始末です。区市町村の取組を支援するだけでは根本的な持ち去り対策としては不十分です。もう一歩踏み込み、国等関係機関の対応を求める必要がある旨記載されるよう強く要望します。</p>	23-01
120	<p>○災害廃棄物に関して</p> <p>(1) 災害廃棄物の広域処理体制の構築に関し、都は、都内各処理施設を活用した相互支援体制の実現に向けた調整に、積極的な役割を果たすことを明記すべき。</p>	20-07
121	<p>(2) 災害廃棄物の広域処理体制の構築に関し、都は、都内各処理施設を活用した相互支援体制の実現に向けた調整に、積極的な役割を果たすことを明記すべき。</p>	21-16
122	<p>(4) 災害廃棄物対策も区市町村にとっては極めて困難な課題と思われます。…何がしかの形で、東京都が主導する広域的な調整機能が必要と思われます。このことは、災害廃棄物対策に於いても同様と考えられます。首都東京の災害時の早期復旧が重要なことは、誰も異論が無いところと思いますが、これには、相互の広域支援体制が必要と思われます。区市町村連携が支障なく進むよう、東京都の調整機能が必要ではないでしょうか。</p>	24-04